

令和2年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和2年3月2日（月）

開議 午前10時00分

延会 午前11時06分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1 号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7 号 森町学童保育施設設置条例制定について
- 11 議案第 8 号 渡島公平委員会規約の変更について
- 12 議案第 9 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 13 議案第10号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第11号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第12号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第13号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第14号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 18 議案第15号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 19 議案第16号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 20 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について

- 議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
 議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
 議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
 議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
 議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算
- 21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 22 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
 23 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
 24 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
 25 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
 26 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について
 27 決議第 1号 民族共生の未来を切り開く決議
 28 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
 29 意見書案第2号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
 30 意見書案第3号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
 31 議員の派遣について
 32 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
2番	山田 誠 君	3番	佐々木 修 君
4番	高橋 邦雄 君	5番	伊藤 昇 君
6番	加藤 進 君	7番	堀合 哲哉 君
8番	東 隆一 君	9番	河野 文彦 君
10番	宮本 秀逸 君	11番	檀 上 美緒子 君
12番	木村 俊広 君	13番	久保 友子 君
14番	松田 兼宗 君	15番	斉藤 優香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤 智 裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	安 藤 仁 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂原支所長兼 地域振興課長	落 合 浩 昭 君
町民福祉課長	千 葉 正 一 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	菰 野 友 章 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼	宮 崎 弘 光 君
図 書 館 長	
生涯学習課長	川 口 武 正 君

体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	野 崎 博 之 君
給食センター長	藤 嶋 希 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病 院 事 務 長	小 田 桐 克 幸 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	奥 山 太 崇 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町学童保育施設設置条例制定について
- 8 議案第 8 号 渡島公平委員会規約の変更について
- 9 議案第 9 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 10 議案第 10 号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 11 議案第 11 号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 12 議案第 12 号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 13 議案第 13 号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 14 号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 15 号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 16 号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和2年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、休会中に問わず議事の都合により3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

ここで梶谷町長より発言を求められていますので、これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 町民の皆様並びに議員の皆様に森町における現時点での新型コロナウイルス対策についてご報告いたします。

既に報道等でご承知のとおり、新型コロナウイルス感染者が渡島管内でも多数発生しており、森町内でもいつ感染者が発生してもおかしくない状況となっております。森町では、町議会議員の皆様にご周知させていただいたとおり、2月25日火曜日の15時30分に感染予防対策及び危機管理対策のため、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の公表を待たずに森町新型インフルエンザ等対策本部を設置いたしました。本部会議で私から町の基本方針として各課での行事、イベントなどは当面の間延期または中止する旨指示しております。感染予防対策につきましては、感染症対策ポスターを町内133か所に掲示し、啓発しております。合わせて町公式ホームページに新型コロナウイルス関連情報のバナーを作成し、国や北海道から示される最新の情報や町独自の情報を掲載し、町民への周知を図っております。

また、北海道より道内小中学校に臨時休業を要請する旨通知があったことから、27日から町内小中学校を臨時休業としております。なお、幼稚園、保育所、学童保育につきましては保護者から園児などの健康状態を聞き取り、朝晩の体温測定を徹底しながら平常どおり開園、開所させていただいております。町内福祉施設などへは、北海道から通知される情報を逐一メールにより送信し、注意喚起しております。さくらの園においては、面会を自粛していただいております。国民健康保険病院では、面会の自粛をお願いするとともに、感染対策委員会において感染防止マニュアル等を作成し、対策強化を図っております。役場庁舎などにつきましては、職場内の清掃、消毒方法を周知し、各課において消毒を徹底しております。

2月28日金曜日の夕方には、北海道知事が緊急事態宣言を発令したことを受けて、即座に管理職に対し全職員に連絡を指示するとともに、防災無線により全町民に向けて週末の土日を初め、3月19日までの外出自粛を周知したところです。

森町民が新型コロナウイルスに感染しないことが最も望ましいことではありますが、感染予防を徹底しても完全に防ぐことはできないと考えます。このことから、町といたしましては感染者が発生した場合についての対応を必要に応じて森町新型インフルエンザ等対策本部幹事会の中で検討し、緊急を要する場合には防災無線などにより周知してまいりたいと考えております。町民の皆様並びに議員の皆様にも手洗い、うがい、マスクなどの基本的な対応はもちろん、終息までの間ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上でございます。貴重なお時間ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、松田兼宗君、15番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月13日までを予定しております。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（安藤 仁君） それでは、議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー1をご参照願います。提案理由と改正内容でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、所定の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録ができるよう登録資格に係る改正等、本条例の一部を改正しようとする

るものでございます。

条例施行日は、公布の日からにしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（萩野友章君） 議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由でございますが、森町立さわら幼稚園の移転改築に伴い、位置が変更となることから森町立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。次のページをお開き願います。森町立学校設置条例、別表第3の幼稚園につきまして、森町立さわら幼稚園の位置を移転改築後の位置に変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第3号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由でございますが、本案は民法及び公営住宅法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町営住宅管理条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容ですが、1点目は民法の改正に伴うもので、法定利率に関して変動制を導入することに伴う改正、次に保証に関する見直しでは連帯保証人への極度額の設定及び主債務の履行状況に関する情報提供義務の規定が新設されることに伴う改正、さらに賃貸借に関する見直しでは敷金の返還及び原状回復の範囲について明記されることから、所要の規定について整備しようとするものです。

次に、2点目につきましては、公営住宅法の改正に伴うもので、認知症患者等である入居者の収入申告義務の緩和に関する改正及び法改正により引用している政令及び省令に条項のずれが生じることから、これを解消するための規定を整備しようとするものです。

そのほか現行の実務処理との整合を図るため、規定の追加及び文言等の整理を行おうとするものです。

条例施行日につきましては、令和2年4月1日にしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第4号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由でございますが、本案は民法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、民法の改正に伴うもので、保証に関する見直しでは連帯保証人への極度額の設定及び主債務の履行状況に関する情報提供義務の規定が新設されることに伴う改正、次に賃貸借に関する見直しでは敷金の返還及び原状回復の範囲について明記されることから、所要の規定について整備しようとするものです。

そのほか現行の実務処理との整合を図るため、規定の追加及び文言等の整理を行おうとするものです。

条例施行日につきましては、令和2年4月1日にしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○10番（宮本秀逸君） ちょっと言葉についてはっきりさせておきたいなということがありましたので、教えていただきたいと思います。減免と減額の違いを言葉で言ったらどういう形になるのかなということで、ちょっと明確にお示し願いたいと、こんなふうに思っていますけれども。

○建設課長（富原尚史君） 減免と減額ですが、両方減らすということで定義的なものはありませんけれども、ありませんというか、使い分けはしていませんけれども、以前に住宅家賃が収入に応じて変わりました。そのときに減免するということで、減免という言葉を使っていたのですけれども、減額と同義でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 7、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 5 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、議案第 5 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第 5 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、合わせて資料ナンバー 5 番、2 ページの条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は公共下水道事業の全体計画の見直し並びに認可変更に伴い、条例に規定する諸元をそれぞれ改正するものです。

主たる内容については、森町公共下水道、本町処理区について処理面積、人口、1 日最大処理水量の変更、特定環境保全公共下水道事業、赤井川処理区については人口、1 日最大処理水量を記載のとおり変更するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 5 号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 8、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 6 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、議案第 6 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第 6 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例

制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、合わせて資料ナンバー6番、2ページ目の条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は市町村の設置する公共下水道の管理に係る標準下水道条例の一部が改正されたため、本条例も一部改正するものです。

主たる内容については、成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しが2ページ目と3ページ目の下線部記載のとおりであります。また、健康、環境被害物質等に係る排水基準の改正が4ページ目、下線部記載のとおりです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○10番（宮本秀逸君） ちょっと資料の説明をお願いします。

こちらの本文のほうの説明と、それから資料の6番の4ページ……

○議長（野村 洋君） 宮本議員、何ページですか。

○10番（宮本秀逸君） 資料の6番の4ページです。4ページ目と言うのかな。いいですか。こっちでは、こういうふうに現行から改正のほうに移動しますというようなことが書いてありますけれども、この資料の現行の33が改正案では34になっていくと思うのです。そうですね。それが本文のほうで抜けているのと、それから次のページの現行42が改正案で43になっていくわけですが……そうですね。その説明もこっちのほうにつけたほうがいいのかと私は思うのですけれども、いかがですか。これは必要ないのですか。

○議長（野村 洋君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○上下水道課長（水元良文君） 宮本議員の質問にお答えします。

議案にあります3番、「責任技術者又は」というところから行きて、「同号を同項第43号とし」と記載していますので、それを決めてからの27号から第41号まで1号ずつ繰り下げておりますので、問題はないと解釈しております。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） 私のちょっと勘違いもあったかもしれませんが、今の説明を聞いておりますと。先にそういった項目が書いてありましたので、それはそれとしていきたいと思っておりますけれども、もう一つ説明をお願いしますが、この43項の中の一番下段の部分ですが、下水の量が50立方メートル未満であるものには適用しないというふうになって

いるのですけれども、これまでもそうだったのですけれども、この50立方メートル未満というのはどういう量り方というか、報告というか、調査というか、それでどういうことでやっているのですか。その本人というか、当該者の申告のみですか、これは。そこら辺をちょっと教えてください。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

排水設備工事の申請が上がってくる段階で実際使う計画水量、例えば工場とかですと1日使う量とかそういうのを協議しまして、計画水量で50立方未満については受け入れるということで考えております。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） それでは、しつこいようですけれども、実際には何立米放出したかは掌握のしようはちょっとないということですよ。お互いの信頼関係で、それに基づいてやっているということになりますね。そういった解釈でいいのですかね。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

下水の水量を量るには、基本は水道のメーターで量っております。しかしながら、工場とかだと地下水とかを使うところもあるので、そういう場合には地下水メーターを設置してもらうのですけれども、その1日水量等は多分既存の工場である方は大体分かると思いますので、その辺は協議の中で50立方メートル以上であると一応水質汚濁防止法の関係になるものですから、50立方未満を受け入れております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、いいですか。4回目ですけれども、どうぞ。

○10番（宮本秀逸君） 4回目。

○議長（野村 洋君） いいよ。よろしいなら、いいですけれども。したかったら、追加していいですよ。

○10番（宮本秀逸君） すみません。当然海洋汚染が今すごく問題になっている時代でもありますから、そういったことを防止しなければならぬというようなことがいつもどなたも念頭にあると思うのですけれども、そういったものを防止していくための一つの手段でもあろうかという、こんなふうに私はいつも解釈しておりますので、今聞いたわけなのです。そういった意味で聞いたということをまず理解していただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（野村 洋君） いいですね。

○10番（宮本秀逸君） はい。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第7号 森町学童保育施設設置条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（濱野尚史君） それでは、議案第7号 森町学童保育施設設置条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、さわら学童保育施設建設に伴い、森町学童保育施設設置条例を制定しようとするものであります。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

なお、施行日につきましては令和2年4月1日とするものであります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を許します。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 渡島公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第8号 渡島公平委員会規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、山越郡衛生処理組合が渡島公平委員会を脱退することに伴い、規約の別表を改

めることについて関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー 8 を提出しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 8 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 9 号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第 9 号 令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第 9 号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第 7 回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,499万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ133億7,367万4,000円にしようとするものです。

第 2 条、地方債の変更は第 2 表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、歳入ですが、8 ページをお開き願います。款 1 町税につきましては、令和元年 9 月をもって自動車取得税が廃止され、軽自動車に係る分は10月から環境性能割として収入となることから新たに計上するものです。

次に、款 8 自動車取得税交付金につきましては、同様に令和元年 9 月をもって自動車取得税が廃止され、普通自動車に係る分は10月から環境性能割交付金として交付されることから新たに計上するものです。

次に、款13使用料及び手数料、項 1 使用料の85万円は、熱水供給施設使用料を増額計上しようとするものです。

続いて、10ページの項 2 手数料の 2 万円は、軽度生活援助サービス手数料を増額計上し

ようとするものです。

次に、款14国庫支出金、項1 国庫負担金の850万円は、障がい者介護給付に係る国の負担分を計上するものです。

続いて、項2 国庫補助金の109万4,000円は、個人番号カード交付事業費補助金及び緊急風疹抗体検査等事業費補助金の確定に伴い、それぞれ計上するものです。

次に、款15道支出金、項1 道負担金の233万6,000円は、国庫支出金同様、障がい者介護給付に係る道の負担金を増額し、また後期高齢者医療保険基盤安定に係る負担金を精査し、減額するものです。

続いて、12ページの項2 道補助金の179万2,000円は、各種補助事業に係る交付額の確定により計上するものです。

次に、款16財産収入、項1 財産運用収入の111万7,000円は、各基金の運用利子を計上しております。

続いて、項2 財産売払収入の106万6,000円は、町有林間伐木の売払収入を計上するものです。

続いて、款17寄附金では、社会教育費寄附金を計上しております。

次に、14ページの款18繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金1億1,035万6,000円は補正財源として、またふるさと応援基金からの繰入金の減額は各種充当事業費の確定により計上するものです。

続いて、款20諸収入の雑入では、高圧送電線付近の支障木伐採補償金及び駒ヶ岳ダム防災情報ネットワークシステムの電気料を計上するものです。

続いて、款21町債は事業費の確定に伴い、それぞれの費目で補正するものです。

次に、16ページからの歳出ですが、各科目に光熱水費の増額補正がありますが、これは高圧受電施設の電気料金の請求方法が変更となったことが要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の106万5,000円は、当町から北海道へ派遣する職員の宿舎に係る入居時の初期費用等のほか、北海道からの地域振興派遣職員の給与費負担金を計上しようとするものです。

続いて、目4 財産管理費の財政調整基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

続いて、項3 目1 戸籍住民基本台帳費、節19負担金補助及び交付金の51万6,000円は、マイナンバーカードの交付枚数の増加に伴い、増額計上しようとするものです。

次に、18ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 老人福祉総務費、節11需用費の10万円は配食サービス事業に係る消耗品費、節13委託料の20万円は軽度生活援助サービス利用時間の増加を見込み増額計上するものです。節19負担金補助及び交付金は、高齢者入浴料金助成事業の利用者の増加を見込み、70万円を増額計上するものです。また、福祉車両購入事業補助金の152万4,000円は、シャリテさわらが実施する福祉車両購入事業に係る地

域づくり総合交付金が確定したため、町を経由して交付しようとするものです。節28繰出金は、介護保険事業と介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、目5障害者福祉費、節20扶助費の1,705万円は、各種障がい福祉サービスの利用者及び利用回数の増加分を計上しようとするものです。

続いて、目8後期高齢者医療費、節23償還金利子及び割引料の38万1,000円は、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付額確定による返還金を計上しております。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の151万円は、利用者の増加により認可外保育施設保育料助成金を増額しようとするものです。

続いて、目3保育所費の66万4,000円は、各保育所の小破修繕料のほか、森保育所の冷蔵庫、新川保育所のFF式ストーブ各1台の購入費を計上するものです。

続いて、目6子ども医療費は、過疎対策事業債のソフト分について、他の事業の執行状況を精査し、ここに充当するものです。

次に、20ページの日7未熟児医療費の5万9,000円は、未熟児療養医療費等国庫負担金の交付額確定による返還金を計上するものです。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費の9,178万9,000円は、国民健康保険病院事業会計への補助金等を計上するものです。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目6駒ヶ岳ダム管理費の49万5,000円は、専用水路の修繕料、防災情報ネットワークの通信料、携帯型無線機3台の購入費を計上するものです。

次に、22ページ下段の款7商工費、目1ふるさと応援対策費のふるさと応援基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

次に、24ページの款8土木費、項2道路橋梁費の4,202万2,000円は、降雪による除雪対策により予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

続いて、項6住宅費、目1住宅管理費、節11需用費の40万7,000円は、町営住宅の小破修繕料を増額計上するものです。

続いて、26、27ページを飛ばしまして、28ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目3図書館費の12万8,000円は、電話機及び電気式給湯器各1台の購入費を計上するものです。

次に、30ページの款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第10号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第10号についてご説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億3,949万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料につきましては、収納額の増額が見込まれるため補正しようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、平成30年度市町村事務費負担金の確定に伴い減額補正するものです。

目2保険基盤安定繰入金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定負担金が減額となったことから補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、歳入で説明した金額を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するため補正するものです。

以上、議案第10号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第11号についてご説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,917万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億6,293万9,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料1,015万円につきましては、第1号被保険者に係る特別徴収保険料の精査により補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金785万7,000円から項2国庫補助金、目1調整交付金410万5,000円及び款5支払基金交付金、項1支払基金交付金1,304万9,000円から6ページ、款6道支出金、項1道負担金785万2,000円につきましては、歳出、保険給付費の増額に伴い、各負担割合に応じて補正するものです。

4ページに戻りまして、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金42万5,000円につきましては、システム改修費用に伴う国庫補助を補正するものです。

6ページをお開き願います。款7財産収入1万5,000円につきましては、介護給付費準備基金の運用利子について補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金531万9,000円につきましては、歳出、保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて、目5その他繰入金39万9,000円につきましてはシステム改修等の事務費について補正するものです。

8ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項2徴収費63万8,000円につきましては、個人番号に係るレイアウト変更に伴うシステム改修費用について補正しようとするものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から10ページ、項6特定入所者介護サービス等諸費につきましては、各サービス等諸費を精査し、増額補正するものです。

款5諸支出金18万6,000円につきましては、第1号被保険者の過年度分における保険料等払戻金に伴い増額補正するものです。

款6基金積立金1万5,000円につきましては、準備基金積立金の運用利子を積み立てるものです。

以上、議案第11号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

できます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,214万4,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金135万2,000円は、歳出でご説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節3職員手当及び節4共済費は人事異動によるものでございます。節7賃金は、北海道の最低賃金が改定されたため増額するものでございます。節11修繕料は、給湯配管などの水漏れを3件及び一般浴室の水漏れ及び汚物除去器の水漏れをそれぞれ修繕しようとするものです。節13委託料は、当園の夜警日直業務員の有給休暇取得分を増額しようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節3職員手当は、職員の住居移動によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第13号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第13号につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ6,392万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。
歳入の款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の7,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金の運用に際しまして生じた利息でございます。

同じく歳入の款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の7,000円につきましては、事業費の精査に伴いまして基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節11需用費の執行状況を精査した結果、消耗品費を1万3,000円減額いたしまして、不足の生じました節12役務費の通信運搬費に5,000円、節13の委託料に1,000円、また節25の積立金につきましては基金運用で生じました利息分を積み立てるため7,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第14号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものです。

第2条、令和元年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益10億569万円に9,234万4,000円を追加し、10億9,803万4,000円とし、支出、第1款病院事業費用12億2,923万1,000円から5,105万2,000円を減額し、11億7,817万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の4,810万1,000円を4,631万4,000円に改めるものとございます。収入、第1款資本的収入1億2,573万7,000円から1,129万6,000円を減額し、1億1,444万1,000円とし、支出、第1款資本的支出1億7,383万8,000円から1,308万3,000円を減額し、1億6,075万5,000円とするものです。

第4条、予算第5条に定めた企業債につきましては、入札減などにより精査をしたものとございます。

2ページをお願いいたします。第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するもので、不採算地区運営補助金1億6,350万円に9,174万6,000円を追加し、2億5,524万6,000円に、経営健全化補助金4,911万円から6,000円を減額し、4,910万4,000円とするものです。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金9,174万円の増額は不採算地区病院運営補助金としての繰り入れが主なものであり、目5長期前受金戻入60万4,000円の増額は国庫及び道補助金充分に係るものであります。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費5,152万円の減額は、職員給、各種手当の確定による減額等人件費の精査によるものです。

また、目4減価償却費14万8,000円の増額は、リース資産の減価償却に係るものであります。

項2 医業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費32万円の増額は、企業債利息の最終精査によるものです。

続きまして、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の補正ですが、収入、支出とも医療機器購入や施設改修等の入札減及び国、道補助金の確定等によるものでございます。

なお、電源立地地域対策事業492万3,000円につきましては、計上科目の振りかえをしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第15号 令和元年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億251万1,000円から3万2,000円増額し、支出総額を3億254万3,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金5,640万5,000円を5,643万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,379万1,000円を5,375万9,000円に改めるものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出につきまして、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目2 配水及び給水費2万5,000円の増額、同じく目5 総係費7,000円の増額は、人件費、賞与引当金の精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第16号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町公共下水道事業会計予算の第4回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億9,104万7,000円から818万6,000円減額し、収入総額を4億8,286万1,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億9,120万4,000円から834万3,000円減額し、支出総額を4億8,286万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億4,332万1,000円を1億4,321万1,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の3億434万5,000円から1,278万8,000円減額し、収入総額を2億9,155万7,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億4,766万6,000円から1,289万8,000円減額し、支出総額を4億3,476万8,000円にしようとするものでございます。

2ページ目をお開き願います。第4条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を6,534万円に、経営健全化補助金を1億7,895万1,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金767万2,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金46万8,000円の減額は、消費税及び地方消費税の支出を精査したことによるものです。

同じく目3長期前受金戻入4万6,000円の減額は、減価償却額の確定に伴い順次収益化したことにより精査したものです。

次に、支出につきまして、6ページ、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費41万2,000円の減額は、人件費及び事業の執行精査によるものです。

次に、目2処理場費621万5,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

目4総係費59万3,000円の減額は、人件費及び負担金等の精査によるものです。

次に、目5減価償却費15万6,000円の減額は、建設事業の資産評価により令和元年度の減価償却額が確定したことによるものです。

次に、7ページ、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費96万7,000円の減額は、利率の確定や一時借入期間の短縮等により精査となっております。

8ページ目の資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債110万円の減額は、下水道管渠工事等実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金1,276万7,000円の減額は、国から北海道への交付額の減額に伴い補助金が減額となったものです。

項3出資金、目1他会計出資金52万1,000円の増額は、資本的収支不足額を精査し、増額しようとするものです。

次に、項4受益者負担金、目1受益者負担金55万8,000円の増額は、供用開始区域における受益者から納付を受ける負担金の納付額の精査により増額となったものです。

次に、9ページをお開き願います。支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,289万8,000円の減額は事業執行精査によるもので、主に節の工事請負費788万円の減額は国庫補助事業以外の単独事業、指導対策工事等の要望が少なかったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、3月3日午前10時開会といたします。

延会 午前11時06分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和2年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和2年3月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時19分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について
議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について

- 1 1 決議第 1 号 民族共生の未来を切り開く決議
- 1 2 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 1 3 意見書案第 2 号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
- 1 4 意見書案第 3 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
- 1 5 議員の派遣について
- 1 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	佐々木	修 君	
4 番	高 橋	邦 雄 君	5 番	伊 藤	昇 君	
6 番	加 藤	進 君	7 番	堀 合	哲 哉 君	
8 番	東	隆 一 君	9 番	河 野	文 彦 君	
1 0 番	宮 本	秀 逸 君	1 1 番	檀 上	美緒子 君	
1 2 番	木 村	俊 広 君	1 3 番	久 保	友 子 君	
1 4 番	松 田	兼 宗 君	1 5 番	斉 藤	優 香 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造 君
副 町 長	木 村	浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷	美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田	勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬	賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本	政 君
防災交通課長	柴 田	正 哲 君
契約管理課長	山 田	真 人 君
企画振興課長	川 村	勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕	茂 君
保健福祉課長	坂 田	明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤	智 裕 君

保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	安	藤		仁	君
子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環境課長	山	本		憲	君
農林課長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民福祉課長	千	葉	正	一	君
教育長	増	川	正	志	君
学校教育課長	萩	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	川	口	武	正	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消防長	東	谷	直	樹	君
消防署長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事務局長	菊	池	一	夫	君
次長兼 議事係長	奥	山	太	崇	君
次長兼 庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針

- 2 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について
議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席1番、菊地康博君、議席2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） 令和2年度町政執行方針

I はじめに

令和2年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

これまでも、町議会議員各位と町民の皆様方に支えられ「明るく安心して暮らせる森町」を目指し、行財政運営に取り組んでまいりました。本年度におきましても、町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年5月1日に新天皇が即位され、「令和」という新しい時代の幕が開き、初めての新年を迎えました。

希望に満ち、誰もが幸せに明るく生活できる時代であることを皆様と同様に祈願するところであります。

また、今年は56年ぶりに「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、「2020年」という節目の記念大会ともなります。

この世紀の大祭典を皆さんと一緒に心から祝し、応援し、楽しむことで世界平和への祭典となるよう希望いたします。

さらには、ここ数年各地で大災害が連続して発生していることに憂慮し、本年度の安寧を衷心より祈念するところです。

町では「安心、安全、楽しく、笑顔で暮らせる」ために福祉・防災・社会資本整備・経済振興対策などを引き続き進めてまいります。

本年も、将来に夢と希望を与えられる住みよい「まち」の創造に向け「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて取り組んでまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民並びに町議会議員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

＜保健＞

町民の皆様が元気でいきいきと暮らせるよう、引き続き各種保健事業に取り組んでまいります。

総合健診では、受診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見や重症化予防に努めるとともに、子宮がん・乳がん検診については、昨年より自己負担額を無料にしたことなど、周知を含め受診勧奨してまいります。

森町健康づくりアクションプラン事業では、令和3年度が最終評価を行う年になることから、町民の健康意識を把握するためのアンケート調査を実施してまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から子育てまでの様々なニーズに対する相談・支援をしてまいります。

さらに、妊娠・出産に係る経済負担を軽減するため、不育症治療費をはじめ、妊産婦健診交通費、並びに産後ケアへの助成を継続してまいります。

＜子ども医療＞

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に「子ども医療費助成制度」を継続することで、少子化対策や子育て世代への負担軽減に努めてまいります。

＜国保病院＞

入院病床60床のうち28床を地域包括ケア病床として運営しており、回復期患者の在宅復帰や収益向上に貢献していることから、引き続き有効的な運用に努めてまいります。

また、退院後の患者や家族を支援するため、訪問看護について体制を強化してまいります。

近年における認知症患者等の増加に対応するため、関係機関と連携し、認知症患者及び家族等に対する勉強会や情報交換等を行ってまいります。

さらに、医師の働き方改革に関する検討会報告を踏まえ、その対策に備えるとともに、安定した医療を継続的に提供するため、医師や医療スタッフの計画的な確保に努めてまいります。

【地域・高齢者福祉】

高齢者の方々が生きがいをもち、誰もが安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・介護予防の一体化により、支える仕組みの構築に取り組んでまいります。

また、各種高齢者サービスの継続や軽度生活援助など、関係機関や民間事業者等と連携して取り組んでまいります。

地域における福祉活動については、町内会や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の参加と協力を仰ぎながら、生きがい対策をはじめ、生活支援や介護予防など、総合的に対応してまいります。

<さくらの園>

高齢化率の高まりは毎年顕著に表れ、高齢者が一人で生活する世帯が増加傾向にあります。

その様な背景により、介護保険施設の必要性が重要視される中で、入園者が尊厳ある生活を送れるように取り組んでまいります。

また、入所を希望される要介護者のニーズにも多様性が見られることから、入所者が安心して暮らせるよう、介護技術の向上や生活の質を高める介護サービスの提供を目指し、施設運営に努めてまいります。

【子育て支援】

昨年10月に、幼稚園や保育所及び認可外保育施設の保育料と給食費を完全に無償化いたしました。国の無償化制度で対象とならない世帯の方々に対しても、引き続き助成することで子育て世代の負担を軽減してまいります。

本年度は「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」の初年度となり、基本理念である「みんなが応援 子育て・親育ち 子どもの笑顔かがやく町」の実現を目指してまいります。

また、児童を対象とした放課後児童健全育成事業については、4月よりさくら幼稚園に併設された施設の利用促進と効果的な運用に努めてまいります。

【障がい者福祉】

障がい者本人の意向を尊重した相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談や支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策については、障がい者雇用促進事業の更なる周知を行い、利用事業所の拡大を図ってまいります。

また、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が最終年次となることから、令和3年度を始期とする新たな計画を策定いたします。

【社会保険】

<国民健康保険事業>

北海道に国保の財政運営の責任主体が移管したなかで、保険税の平準化に向け、保険税率の見直しを行ってまいりました。

今後も、北海道との連携を図り、財政支援の拡充に対して、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう進めてまいります。

特定健康診査や特定保健指導については、健診料金の無料化と健診項目の充実を図ってきましたが、受診率が伸び悩んでおります。このことから、受診勧奨の一層の強化を図るとともに、町内医療機関に協力を仰ぎ、定期通院者に対して、みなし健診を実施いたします。

<介護保険事業>

町民の皆様からの相談件数の増加及び内容も多岐にわたっていますが、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や病院等と連携・協力を密にして、利用者の支援等に努めてまいります。

また、認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた「認知症初期集中支援チーム」の運営や、生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーターの養成」、並びに「認知症カフェの開設」等、地域支援事業における実施体制の充実に取り組んでまいります。

<後期高齢者医療制度>

団塊の世代が、間もなく後期高齢者医療制度へ移行する時期を迎え、今後ますます医療費は増加することが見込まれます。

高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるために、町民の窓口として円滑な運営に努めるとともに、後期高齢者の健康維持のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

【農林業】

<農業>

農業情勢については、市場開放や規制緩和などの影響を受けて、農産物の需要変化に伴う収入の減少や、高齢化の進行による担い手の確保など、将来への不安を抱えている状況です。

将来にわたって持続可能な農業の確立に向け、より具体的で実効性のある施策の推進が求められることから、関係機関と連携して取り組んでまいります。

基幹作物のトマトについては、昨年度も実施したプロジェクト等により改善傾向にあることから取り組みを継続し、トマト共選施設への支援も継続してまいります。

また、ヒグマやエゾシカ等による農業等被害防止に対して「野生鳥獣侵入防止柵設置事業補助金制度」を継続してまいります。

さらに、担い手への農地集積を進めるとともに、農道や水路等の保全管理を行うため、多面的機能支払交付金を活用し、農業者の負担軽減に努めるほか、新たに、地域のニーズに沿った耕作条件の改善に向けて「農地耕作条件改善事業」により農道や水路の整備を実施してまいります。

<林業>

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源です。

特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、健全な森林の育成に向けて、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止については、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となって対策を講じており、今後も猟友会をはじめ関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、次代を担う若手ハンターの育成に向けて、「狩猟免許等取得助成金制度」を創設し、狩猟免許をはじめ、銃所持許可、並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

「炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト」補助金については、助成内容を拡充してまいります。

昨年度の森林経営管理制度の運用開始とともに創設された「森林環境譲与税」の活用については、森林整備の促進に向けた森林所有者意向調査をはじめ、北海道が奨励する木育の推進や、地域材の活用などにも積極的に運用してまいります。

また、林業・木材産業の次代を担う人材の育成や確保については、本年4月に開校する「北海道立北の森づくり専門学院」の支援をはじめ、森高校生を対象としたワークショップの開催や、地元企業の魅力に触れるインターンシップへの協力など、学生達の社会への参画や貢献を通じて地域への関心や愛着を醸成させ、就業に結び付けてまいります。

【水産業】

北海道産ホタテの海外輸出は堅調に推移していますが、噴火湾においてはここ数年来、原因不明の大量へい死により生産が減少していることから、原因究明に向けた海洋環境や育成状況のデータ収集が急務であり、関係機関と連携しながら必要に応じた対策を検討してまいります。

また、資源増大対策として、昨年度から3年計画で取り組んでいる石倉地域のハタハタ産卵礁を整備するとともに、沼尻地域についても蛸集や産卵床として効果が期待できる円筒形の大型魚礁の設置を継続してまいります。

さらに、近年は当町沿岸地域でも磯焼けにより藻場が減少傾向にあり、起因して昆布の価値が上昇傾向にあることから、資源の回復に努めつつ計画的に採草できるよう、森・砂原両漁協が取り組む投石事業を支援してまいります。

漁業者の減少や高齢化が進んでいるなか、次世代を担う青年部や女性部が魅力ある漁業の発信・研究に努めておりますので、今後も支援を継続してまいります。

森港湾並びに第3種砂原漁港については、災害時における避難や物流等の拠点としての両面を併せ持つことから、様々な状況を想定した整備が重要かつ緊急であると認識しております。

整備要望については、漁業協同組合と連携しながら、財源確保等に向けて積極的に国や道へ働きかけてまいります。

第1種漁港は、石倉から沼尻まで5港全てにおいて、老朽化が激しい箇所の改修工事が順次進められております。

本年度も引き続き石倉漁港の改修工事を実施してまいります。

【商工業】

商工業者を取り巻く環境は依然として厳しく、それぞれが抱える課題も年々多様化しております。

引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会を支援し、商工業の振興を図ってまいります。

また、新たな産業の創出について町内各種支援機関と連携し、産業創出に向けた機運を高めてまいります。

さらに、地域特産品の開発をはじめ販路拡大に向けて、国や道とも連携して支援に努め、商工業振興や森町の知名度向上へと繋げてまいります。

【観光産業】

2020年は「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、北海道では札幌市でマラソンや競歩が実施されます。

また、白老町の国立アイヌ民族博物館などがオープンする年となり、北海道はこれまでに以上に注目され、国内旅行者のみならず、外国人旅行客も増加すると予想しております。

観光資源として桜に食、景観や歴史、人柄など魅力的なものが多くあることから、森観光協会や旅行関連業者、環駒ヶ岳広域観光協議会との連携を図り、観光コンテンツの内容を充実してまいります。

さらに、集客向上を目指し、森蘭航路などのコンテンツを旅行会社へPRするとともに、多言語による情報を外国人に向けて発信してまいります。

【環境保全・衛生】

＜廃棄物処理関係＞

家電等の大型ごみの不法投棄については減少傾向にありますが、空き缶やペットボトルはもとより、生活ごみのポイ捨てが一向に後を絶ちません。

不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として監視カメラを増設し、森警察署との連携・パトロールを強化してまいります。

高齢者世帯等ふれあい収集事業については、利用者も増え、順調に推移しております。引き続き広報等での周知はもちろん、社会福祉協議会や介護支援施設の協力も得ながら、在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

なお、高齢者世帯等に対する有料での粗大ごみ戸別収集事業については、今後も広報等を活用しながら広く周知してまいります。

し尿処理施設について、昨年度は国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、新しい

汚泥再生処理センター建設工事発注支援業務及び旧ごみ焼却施設解体工事を実施いたしました。

解体跡地を有効利用して、本年度から3ヶ年事業により、新たな汚泥再生処理センターを建設し、令和5年度供用開始を目指してまいります。

＜斎場・墓地＞

墓地及び合葬墓については、適切な管理・運用に努めてまいります。また、火葬場については、経年劣化による火葬炉等の維持修繕に年次計画で取り組み、火葬設備の長寿命化を含め維持管理に努めてまいります。

【地域新エネルギー】

「森町地域新エネルギービジョン」のもと、4つの重点プロジェクトを掲げ取り組んでいるところです。

引き続き環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

【住宅、宅地】

＜町営住宅＞

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、引き続きみどりヶ丘団地3号棟の屋根外壁等改修工事を実施するとともに、非常用照明設備や受水槽施設の整備・改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

＜空家等対策＞

「森町空家等対策計画」に基づき、適正な管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合については、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

＜定住対策＞

移住体験「ちょっと暮らし」や広告媒体の活用、移住フェア等への参加によるPR活動を通じて、移住や交流の促進に努めてまいりました。今後も、若い世代の移住定住を中心に支援するため、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活用し、「市街地型移住体験」利用者の相談や支援の充実を図り、移住者受入れを推進してまいります。

また、関係人口増大のため、大学と連携し、学生が町内企業にて職業教育が可能となるよう受入れ体制整備の構築に努めます。

さらに、民間企業等が持つ知見やノウハウを活用し、地域の魅力を向上させ、産業、製品等の価値向上につながるよう推進してまいります。

町内の空き家の有効活用と移住定住の促進を図るため、北海道が運用する空き家情報バ

ンクの利活用を推進してまいります。

【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園については、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。その他の公園・広場についても、老朽化した施設を計画的に改修するとともに、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保してまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道の基盤強化を図るため、適切な資産管理を推進し、より一層の有収率、普及率の向上を目指すとともに、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設更新・修繕については、耐震性などを考慮した水道施設の整備や維持管理に取り組み、自然災害に強い水道の構築を目指してまいります。

＜下水道事業＞

安定した運営と今後の更新工事及び資産管理を目的とし、本年度から「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定します。

また、引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備に取り組み、行政サービスの向上と下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化については、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」については、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

本年度の道路事業としては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水桝などの排水整備工事、鳥崎町2号線の排水路に関する調査設計を行い、町道の整備促進に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化事業においては、引き続き白川地区開運橋の補修工事を行い、長寿命化に取り組んでまいります。

【港湾】

直轄港湾事業として、西港物揚場の老朽化対策と東港臨港道路整備に係る補償算定等について、重点的に取り組んでまいります。

港湾管理者としては、関係機関とより一層の連携強化を図りながら、老朽箇所や劣化状況の把握に努めるとともに、計画的・段階的に対策を講じてまいります。

今後は、森蘭航路を活用したクルーズ観光船のみならず、北海道新幹線工事に伴う骨材運搬船などの外来船入港も視野に入れながら、地域経済の振興に努めてまいります。

【地域情報・通信網】

スマートフォンによるインターネット接続、キャッシュレス決済など、ＩＣＴは日常生活の中により溶け込んでまいりました。

また、普段の生活内だけではなく、ＩｏＴ・ＡＩ・オープンデータなど、官民間問わずデータ活用も多くなり、そして重要視されております。

今後、ますます広がりを見せるデジタル社会に向け、町が整備した光ファイバによる高速インターネット通信の維持はもちろん、先進技術の評価・検証等に取り組み、デジタル時代への対応を行ってまいります。

【防災・消防・救急】

<河川・海岸>

減災対策として昨年度着手した「尾白内川」の護岸整備については、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るためにも、押出・小石崎海岸整備事業の継続をはじめ、本茅部・鷲ノ木・度杭崎・砂崎海岸の浸食防止や護岸の老朽化対策について、各関係機関に整備要望を行ってまいります。

<防災>

昨年度は台風15号や19号による洪水をはじめ、土砂災害や強風などにより、全国で多くの被害が発生しました。

台風や豪雨などの災害が常態化しているなかで、自然災害等に対して十分備えるとともに、過去の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。今後も、町内会等における避難行動要支援者対策や自主防災組織等の育成・充実を図るため、諸施策を展開するとともに、防災訓練の実施を含めた各種事業を推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。

防災行政無線のデジタル化整備については、昨年度をもってひとつの区切りを迎えました。今後は、砂原地区の戸別受信機のデジタル化更新に向けて取り組んでまいります。

なお、戸別受信機の未設置世帯については、引き続きその重要性及び必要性の周知に努めてまいります。

駒ヶ岳火山防災については、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺２町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策に取り組んでまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。

今後も、継続して耐震対策を促進してまいります。

<消防・救急>

社会経済情勢が大きく変化するなかで、消防行政に寄せられる町民の期待はますます大きくなってきており、町民の生命、身体及び財産を守ることを改めて認識し、消防体制の

整備強化に努めてまいります。

複雑多様化する火災・救急等に対応するため各種研修や北海道消防学校へ職員を派遣するほか、本活動等に万全を期するため消防車両及び活動資器材を整備・更新してまいります。

また、町民や各団体に対し、応急手当普及員の協力を得ながら幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策としては、消防団員の装備充実を図るため、防寒衣を整備するほか、新規団員の入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上に取り組んでまいります。

【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民ひとりひとりが交通ルールへの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であることから、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

また、各種交通安全運動等において、関係行政機関や団体等と緊密に連携して、車両をはじめ、自転車や歩行者のマナー向上に取り組んでまいります。

さらに、「交通安全施設等整備事業」により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

【地域公共交通】

町民が安定した日常生活を送れるよう公共交通サービス体制の構築を目指すことは、将来に向けた課題であると考えております。

利便性の向上を目的に、利用者ニーズの把握や利用実態の調査などデータの収集、並びに地域ごとの特性を踏まえて、町の地域公共交通を総合的に検討する「森町地域公共交通形成計画」の策定に着手してまいります。

【広報・広聴、住民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙や町公式ホームページなどによる情報発信機能を充実させ、町の様々な情報や魅力を迅速にわかりやすく提供してまいります。

わがまち振興事業については、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対し、引き続き支援してまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進については、商用利用促進並びに登録事業者の増加に努めます。

さらに、商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう情報発信を充実し、首都圏や道外観光客の多いイベントでは積極的にPRを行う等、知名度向上に努めてまいります。

【自治体経営】

人口減少や少子高齢化の進展により、地方自治体は多くの課題を抱え、依然として厳しい状況下にあります。

普通交付税の合併算定替えが段階的に一本算定に移行され、財政状況はさらに厳しさを増していますが、どのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、財源の確保と有効活用に知恵を絞り、必要な施策や事業を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営に取り組んでまいります。

＜まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

国並びに北海道の第2期「総合戦略」を勘案し、生涯にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、切れ目のない取り組みを進めてまいります。

また、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

【教育】

人口減少、少子化、高度情報化などの社会情勢の変化に対応した教育環境の充実が求められているなかで、教育現場に影響がないよう課題解決に取り組まなければなりません。

なお、教育行政に関する詳細につきましては、教育長の方針に委ねるものといたします。

Ⅲ 結び

以上、令和2年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれにおいて課題は山積しております。

町民ひとりひとりが安心・安全で心豊かに暮らすことができ、あたたかさを実感できるまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（増川正志君） 令和2年度教育行政執行方針を申し述べます。

Ⅰ はじめに

令和2年第1回森町議会3月会議にあたり、森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な施策を申し上げます。

Society 5.0時代を迎えようとしている今、子どもたちには社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を創り出す「生きる力」を育むため、地域総ぐるみで子どもたちを支えていく新たな一歩を踏み出す必要があります。

また、町民の誰もが生涯を通じて学び、その成果を生かし、豊かな心と潤いのある町づくりを実現していくことが重要であります。

森町教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指し教育施策の充実に努めてまいります。

Ⅱ 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

本年度から順次新学習指導要領が実施され、教育は大変革の幕開けとなります。新学習指導要領に基づく学校教育により、子どもたちが社会や世界に向き合いながら、自分の人生と未来を切り開いていくための資質・能力を「学び続ける力」とし、その具現化を目指した幼児教育・学校教育の実現に邁進してまいります。

Ⅲ 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

子どもたちに学び続ける力を育むためには、幼稚園、小中学校を通じて、子どもの発達と育ちをつなぐ連続性のある教育課程の計画的な整備と主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善を進める、学校のカリキュラムマネジメントの実現が求められます。

幼児教育においては、幼稚園と小学校の円滑な接続を進めるスタートカリキュラムを軸とした質の高い教育に取り組んでまいります。

幼稚園との円滑な接続を基に「自ら考え、豊かな心と行動力で、学び続ける子の育成」を森町小中一貫教育目標として掲げ、学力向上と学習・生活規律の確立を両輪とし、系統性、連続性のある小中一貫教育を計画的に進めてまいります。

主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善を、学校・教師の生命線とし、授業改善推進チームの活用、森町指導主事や北海道教育委員会の学校訪問指導、教対協学校教育部と協同して進めてまいります。

さらに、子どもたちが積極的にＩＣＴを活用し、情報活用能力を身に付けさせる教育のＩＣＴ化に向けた環境整備を進めるとともに教員のスキル向上に努めてまいります。

また、外国語指導助手２名を活用し、小中学校の外国語教育の充実に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育システムの理念をもとに、早期からの教育相談や研修の充実、多様な教育的ニーズに対応した学びの場や特別支援教育支援員の効果的な配置に努め、切れ目のない支援体制の整備を進めてまいります。

森町の史跡や文化財、豊かな人材や自然・環境を生かした、ふるさと教育を充実させ、子どもたちに森町への誇りと愛着を育み、ふるさとを支える意欲と意識を高めてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心を育むために、生命の尊重や思いやる心、規範意識等、小中学校の系統性に留意した道徳教育に努めるとともに、あいさつ運動を推し進め、子どもの道徳性を一層育んでまいります。

子どもたちが読書に親しめるよう、学校図書館長である校長を中心に、朝読書や家庭での読書習慣の定着、授業における学校図書館の計画的な活用について進めるとともに町立図書館との連携も進めてまいります。

いじめの対応につきましては、道徳科での系統的な指導、森町子どものいじめ防止条例の周知徹底や教育相談の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に取り組んでまいります。

不登校児童生徒への対応につきましては、学校と家庭、関係機関が連携して個々に応じた必要な支援を進めてまいります。

併せて、教育相談窓口やスクールカウンセラー事業を活用して取り組んでまいります。

また、学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見、関係機関との迅速な対応に努めてまいります。

子どもたちの体力向上に向けては、1校1実践の取り組みや体育の授業改善に努めてまいります。

学校安全につきましては、自然災害を想定したより実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身に付けさせるよう進めるとともに、「一日防災学校」を継続して実施し、防災教育への啓発を一層促してまいります。

子どもたちのインターネットへの依存度が高いことから、子どもがゲーム障害やネットトラブルの被害者、加害者とならないよう、関係機関と一層連携した情報モラル教育の実施やPTA連合会、森町学校保健会とともに、家庭でのルール作りや危機意識の啓発に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理を徹底し、栄養バランスに配慮した安心で安全な給食の提供に努めるとともに、森町の豊かな産物を活用し、地域の自然や食文化、産業等への理解と生命や自然への尊重、生産者への感謝の気持ちを深め、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

また、学校給食を通じて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導を、栄養教諭等が中心となり学校と家庭が連携して進めてまいります。

給食費の収納対策につきましては、納付意識の向上啓発や口座振替の促進、督促状及び催告書の送付、戸別訪問や納付相談等の取り組みを継続し、現年度分の収納率向上と滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

3 信頼される学校づくり

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律の徹底、日常的な職場研修を進め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

学校における働き方改革「森町アクションプラン」「森町の部活動の在り方に関する方針」を徹底し、業務の質的転換を図るとともに、保護者や地域の理解を進めながら、教職員の心身の健康を保持しつつ、本来担うべき業務に専念できる環境整備に努め、学校教育の質を高めてまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

教育目標や教育のビジョンを共有し、学校と保護者・地域が知恵を出し合い、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの運営と、小中一貫教育との連携、協働を計画的に進め、地域総ぐるみの教育を目指し取り組んでまいります。

交通安全や登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の充実を推進するため、小学校6年生の修学旅行費の全額助成並びに児童生徒の給食費補助を継続してまいります。

森高等学校支援につきましては、海外短期留学生派遣事業、検定奨励金の補助や新学習支援システムの導入、キャリアサポート等を通じて高校の魅力化を支援してまいります。

IV 社会教育推進の基本姿勢

変化の激しい社会を見据えた「第3次森町社会教育振興中期計画」の3年次目となります。子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、様々な学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

V 社会教育推進の主要な施策の展開

1 豊かな心と潤いのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいのある生活に資するため、「まちづくりは人づくり」の理念のもと、地域の特性を活かした幅広い社会教育の推進に努めてまいります。

家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに関する情報共有や交流の場の充実が求められていることから、相談体制や情報発信、学習機会の提供を通して家庭教育の充実に努めてまいります。

異世代間のふれあいと地域資源を活用した体験を通じ、社会性やボランティアの心、郷土への愛着と誇りを育み、青少年がまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。

女性や高齢者の多様なニーズを的確にとらえた学習機会や主体的に参加できる事業の実施、各種団体の育成に努めてまいります。

2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、感動や喜びなど町民の皆様の心の潤いとなることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表展示の場の拡充などをはかり、自主的活動が促進されるよう支援してまいります。また、町内外の質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との交流につきましては、さまざまな機会を通して友好親善を深めてまいります。

文化財の保護につきましては、有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくために、調査及び保存の活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、各種講座や遺

跡見学会などを通じて、広く町民の方々へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡につきましては、史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画、整備基本構想を基盤に、整備委員会を設置し、専門家等の指導のもと整備基本計画の策定を進めてまいります。

また、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録国内推薦となったことから、世界遺産登録を支援するとともに追加登録を目指した取り組みを行ってまいります。

冷凍食品事業発祥100周年の節目に当たり記念事業を実施するとともに町指定文化財「冷凍機械」を後世に伝えてまいります。

3 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館につきましては、気軽に利用しやすい生涯学習拠点施設として、その整備と運営を心掛けてまいります。

町民の皆様の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・サークル活動を支援してまいります。

4 図書館機能の充実による読書活動の推進

図書館につきましては、町民一人ひとりの学習を支援し、潤いのある生活の一助となるよう、森町の地域資料の収集を含めた蔵書管理、利用しやすい施設運営を図ってまいります。

また、子どもたちの豊かな成長と、図書に親しむきっかけづくりや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業を実施するとともに、児童図書の充実、移動図書配本事業を進めてまいります。

5 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

スポーツの振興につきましては、町民一人ひとりが生涯を通じてスポーツに親しむために、利用者のニーズを考慮し、安心して施設利用できる環境づくりのサポートを行ってまいります。

また、スポーツ推進委員や体育協会の協力を得ながら、スポーツ教室や各種大会を開催し、町民の皆様の体力向上とスポーツ振興の拡充に努めてまいります。

少年スポーツにつきましては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催によりスポーツに対して注目が集まるなか、将来を担う子どもたちが競技力向上だけに特化せず、少年団活動を通して気軽にスポーツに触れ、心身の健全育成やコミュニケーション力を育み、様々な可能性が広がるよう引き続き支援してまいります。

高齢者スポーツにつきましては、目的や体力を考慮しながら、スポーツを楽しみ明るく豊かな生活が過ごせるよう、老人クラブ連合会等と連携して軽スポーツ大会の開催、普及・推進に努めてまいります。

VI むすびに

人生100年時代を迎える子どもたちには、ふるさと森町を心の支えとしながら、変化の激

しい社会をたくましく切り拓き、よりよい社会と幸福な人生を創り出していくための学び続ける力を身に付けさせることが教育の使命であり、地域総ぐるみでその実現を目指してまいります。

また、変化の激しい社会に対応するため、よりきめ細やかな社会教育の推進が求められます。さまざまな学習機会や情報提供に努め、誰もが生涯を通じて心豊かに学び、住みよいまちづくりの実現を目指してまいります。

森町教育委員会といたしましては、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） では、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第17号ないし議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について、議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について、議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第24号 令和2年度森町一般会計予算、議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算、議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算、以上17案件を会議規則第37条により一括議題といたします。

議案第17号から議案第33号まで提案理由の説明を求めます。

議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。

2 ページをごらん願います。第2条の改正は、基礎課税額の賦課限度額を58万円から61万円にしようとするものです。

続いて、第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の税率を100分の8.59から100分の9.1にしようとするものです。

第5条及び第5条の2の改正は、基礎課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示しております。

続いて、3 ページです。第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の税率を100分の2.58から100分の2.61にしようとするものです。

第7条及び第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、4 ページです。第8条の改正は、介護給付金課税額に係る所得割の税率を100分の1.96から100分の1.89にしようとするものです。

第9条の2及び第9条の3の改正は、介護給付金課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、4 ページ下段から8 ページ上段の第23条の改正は、国民健康保険税の減額に関する課税限度額58万円を61万円に改正しようとするものと基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について。

○住民生活課長（安藤 仁君） 議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2をご参照願います。提案理由と改正内容でございます。昭和49年12月に建設されました赤川特別母と子の家は、施設の老朽化に伴い、平成24年から使用を中止しておりましたが、令和2年3月31日をもって当該施設を廃止するため、本条例から赤井川特別母と子の家を削除する一部改正をしようとするものでございます。

条例施行日は、令和2年4月1日からにしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正す

る条例制定について。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第19号につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

資料ナンバー 3 をご参照願います。初めに、提案理由でございますが、尾白内地区にございます森町水産系副産物再資源化施設では水産加工会社などから搬入されます魚類残渣を堆肥化してございますが、カドミウムが含まれておりますホタテウロの搬入を停止することによりまして効率的な処理と堆肥の品質向上が図られることから、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。資料の次ページをお開きください。別表中、水産系副産物の種類からホタテウロを、トン当たりの料金から1万5,000円をそれぞれ削除しようとするものでございます。

条例の施行日につきましては、令和2年4月1日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

資料ナンバー 4 をご参照願います。初めに、提案理由でございますが、砂原6丁目にございますホタテ未利用資源リサイクル施設では今年度末をもちましてホタテウロの電気分解処理を停止し、来年度からは一時保管施設として稼働する予定でございまして、施設の位置づけや使用料等に変更が生じることから、本条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。資料の次ページをお開きください。第1条では、ホタテウロ以外の卵や外套膜も受け入れることから、ホタテ残滓と包括的な表現にしようとするものであります。また、施設での処理を停止することから、一時保管に位置づけを変更しようとするものでございます。

第6条につきましては、第1条の改正に伴います文言の統一と生ウロ等も受け入れられるよう貝殻以外のホタテ残滓にしようとするものでございます。

また、第13条につきましては、施設の使用料を15円から20円に改定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定につい

て。

○社会教育課長（宮崎弘光君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定についてでございます。資料の5によりご説明申し上げます。

提案理由をご説明いたします。文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡鷺ノ木遺跡を整備し、適切に保存及び活用を行うに当たり、整備の計画作成及び実施において専門家等による委員会を設置し、審議を行う必要があるため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、提案内容をご説明いたします。1つ目に、委員会は次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うものとします。史跡の整備計画及び整備に関すること、史跡の保存及び管理に関すること、史跡の活用に関すること。

2つ目に、委員会は10人以内で組織し、専門的知識、見識を有する者の中から教育委員会が委嘱をするものとします。

3つ目に、委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

4つ目に、委員長が必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができるものとします。

最後に、施行期日ですが、令和2年4月1日からの施行を予定してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について。

○子育て支援課長（濱野尚史君） それでは、議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面及び資料ナンバー6をご参照願います。森町立濁川保育所につきましては、令和2年3月31日をもって閉所することとなるため、森町立へき地保育所条例を廃止しようとするものであります。

合わせて、森町職員定数条例第2条にへき地保育所が規定されていることから、本廃止条例に附則を設け、へき地保育所を削る一部改正をしようとするものでございます。

資料6の2ページ目に改正部分に係る新旧対照表を提出しておりますので、合わせてご参照願います。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

○企画振興課長（川村勝幸君） 議案第23号についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

なお、変更理由書、資料ナンバー7を提出しております。

議案 1 ページをごらん願います。1 ページ、区分 3 の交通通信系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、(3)、事業計画について、表の右側、変更後のアンダーライン部分、事業名、橋りょう、事業内容、橋りょう長寿命化（開運橋）Ｌイコール 38 メートルを計画に明記し、経年劣化による損傷が認められる橋梁について補修等を行うことにより長寿命化を推進するものであります。

続きまして、2 ページです。汚泥再生処理センター施設の名称が確定したことによりまして、(2)、その対策部分にし尿処理を明記し、汚泥再生処理センターに変更するものであります。

続きまして、3 ページです。変更しようとする事業内容として、区分 4 の生活環境の整備では、旧赤井川小学校教職員住宅解体工事、赤井川特別母と子の家解体工事、旧森川児童館解体工事、旧さわら幼稚園解体工事を追加し、老朽化による危険度の高い建物を解体することで付近の住民の安全な暮らしを確保するものです。

また、4 ページから 5 ページにつきましては、変更しようとする計画区分の 11 の事業計画について、過疎地域自立促進特別対策事業分、いわゆるソフト事業部分を再掲したものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第 24 号 令和 2 年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和 2 年度森町各会計予算総括表より。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第 24 号から議案第 33 号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

資料ナンバー 8、令和 2 年度森町各会計予算総括表をごらん願います。一般会計ですが、総額 106 億 7,982 万 2,000 円で、前年度対比は 13 億 9,097 万 7,000 円の減額でマイナス 11.5% の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額 26 億 432 万 8,000 円で、前年度対比は 2,472 万 9,000 円の減額でマイナス 0.9% の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額 2 億 4,392 万円で、前年度対比は 747 万円の増額で 3.2% の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額 20 億 5,183 万 1,000 円で、前年度対比は 6,003 万 9,000 円の増額で 3.0% の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額 2 億 4,818 万 3,000 円で、前年度対比は 803 万 5,000 円の減額でマイナス 3.1% の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額 51 万 1,000 円で、前年度対比は 1,000 円の増額で 0.2% の伸び率となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額 8,511 万 1,000 円で、前年度対比は 2,965 万 9,000 円の増額で 53.5% の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は 9 億 6,412 万 5,000 円で、

前年度対比は3,614万1,000円の減額でマイナス3.6%の伸び率となっております。支出は12億2,846万円で、前年度対比は131万7,000円の減額でマイナス0.1%の伸び率となっております。資本的収支の収入は7,803万2,000円で、前年度対比は3,464万5,000円の減額でマイナス30.7%の伸び率となっております。支出は1億2,032万9,000円で、前年度対比は3,606万9,000円の減額でマイナス23.1%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は2億9,264万1,000円で、前年度対比は180万2,000円の減額でマイナス0.6%の伸び率となっております。支出は3億1,867万2,000円で、前年度対比は2,190万5,000円の増額で7.4%の伸び率となっております。資本的収支の収入はゼロ円で、前年度対比は165万円の減額でマイナス100.0%の伸び率となっております。支出は5,108万7,000円で、前年度対比は6,075万9,000円の減額でマイナス54.3%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億7,391万2,000円で、前年度対比は1,713万1,000円の減額でマイナス3.5%の伸び率となっております。資本的収支の収入は2億2,302万5,000円で、前年度対比は8,132万円の減額でマイナス26.7%の伸び率となっております。支出は3億5,354万3,000円で、前年度対比は9,412万3,000円の減額でマイナス21.0%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が179億4,544万1,000円で、前年度対比は14億9,926万1,000円の減額でマイナス7.7%の伸び率となっております。歳出及び支出では184億5,970万9,000円で、前年度対比は15億1,406万6,000円の減額でマイナス7.6%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和2年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和2年度の地方財政計画をもとに、また令和元年度の実績見込額を勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成22年度から令和2年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和元年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー9ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、令和2年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、20ページから歳入の説明。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、款1町税、項1町民税から項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。別紙説明資料10の税1、税2を提出しておりますので、併せてご参照願います。

項1町民税、目1個人分でございますが、現年課税分、滞納繰越分合計で5億566万7,000円を計上しております。対前年度比は817万2,000円の減となっております。この個人町民税の減は、昨年の漁業不振により特に営業等所得者に係る所得金額の落ち込みを見込んだものでございます。

目2法人分につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億3,423万1,000円、対前年度比は909万3,000円の減額となっております。

項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金合計で7億2,803万1,000円、対前年度比は356万9,000円の増となっております。固定資産税の増につきましては、新築家屋分の増加と設備投資の増加を勘案したものでございます。

次に、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年度分の合計で5,581万6,000円、対前年度比889万1,000円の増となっております。

続きまして、項4たばこ税でございますが、前年度の実績見込み等を勘案いたしまして1億4,836万2,000円を計上してございます。対前年度比は1,402万9,000円の減となっております。

次に、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分の合計で735万3,000円、対前年度比は56万9,000円の減となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町税以外の歳入の説明。

○総務課長（長瀬賢一君） 款2地方譲与税、24ページの款3利子割交付金、26ページの款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、28ページの款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款11地方交付税ですが、総額42億1,000万円で、前年度比は3,000万円の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は38億円で、前年度対比は2,000万円の減額となっております。また、特別交付税は前年度の交付見込額を勘案して1,000万円の減額計上をしたところです。

次に、30ページの款12交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込額を勘案して計上したところです。

款13分担金及び負担金ですが、国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金や汚泥再生処理センター建設工事負担金などを計上しております。

款14使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

36ページの款15国庫支出金、また40ページの款16道支出金ですが、現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものです。

44ページの款17財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

46ページの款18寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございますが、48ページの日4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金として9億3,512万4,000円を一般会計に繰入れを行ってございます。

款20繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

50ページの款21諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子はそれぞれ名目計上としております。

項3受託事業収入ですが、現行制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

52ページの項5雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

54ページの款22町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

56ページの自動車取得税交付金につきましては、令和元年度をもって廃止となったものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳出に入ります。60、61ページの款1議会費から款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2人事管理費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） 款1議会費ですが、節1議員報酬から節18負担金補助及び交付金まで総額7,931万5,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、66ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

○議長（野村 洋君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3文書広報費についてですが、広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費が主なものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4財産管理費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー11を提出しております。

○議長（野村 洋君） 目5砂原支所費。

○砂原支所長（落合浩昭君） 目5 砂原支所費につきましては、砂原支所庁舎の維持管理に要する経常経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目6 企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6 企画費についてですが、渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものであります。わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など前年度に引き続き計上しております。

また、地域公共交通計画策定業務委託料、森川町内会地デジ共聴施設機器更新に関する補助金や北海道新幹線並行在来線対策協議会函館線調査に関する負担金を計上しております。資料ナンバー12、13、14を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7 情報推進費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目7 情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機に係る消耗品や情報端末機の借り上げ料などが主なものです。

○議長（野村 洋君） 目8 交通安全対策費、目9 防災対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8 交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関する経費となります。節14工事請負費では、カーブミラー及び町道区画線の工事費を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、森町交通安全運動推進委員会、森町交通安全協会への補助金を計上しております。

目9 防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。節10需用費の消耗品費は、備蓄品購入が主なものとなります。節12委託料では、砂原地区の戸別受信機のデジタル更新等の実施設計費を計上しております。資料ナンバー15を提出しております。節18負担金補助及び交付金では、北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備に対する負担金を計上しております。資料ナンバー16を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10 定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10 定住対策費ですが、移住、定住施策に関する地域おこし協力隊員の活動経費、移住体験住宅の運営経費が主なものであります。

また、森町地域おこし企業人負担金や大学連携若者定住促進負担金を計上しており、資料ナンバー17、18を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11 諸費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目11 諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー19を提出しております。

○議長（野村 洋君） 項2 徴税费、目1 税務総務費、目2 賦課徴収費。

○税務課長（柏渕 茂君） 項2 徴税費についてご説明いたします。

目1 税務総務費の節7 報償費は、小学校の税を考える週間書道展への出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2 賦課徴収費でございますが、節12 委託料の主なものといたしましては、町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。主なものといたしましては、領収印読取OCRプログラム開発委託料は税の延滞金の徴収に係るシステム改修、動作確認、運用見直しに伴う支援作業等の開発費用でございます。節18 負担金補助及び交付金につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなっております。その他の経費は経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1 戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務に係る経常的な経費でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費、目2 森町長選挙費まで。

○選管書記長（村本 政君） 項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

次ページの目2 森町長選挙費につきましては、本年10月18日に任期満了を迎えます町長の選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費につきましては、工業統計調査、国勢調査実施に要する費用でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費。

○監査事務局書記長（村本 政君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費から目3 社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1 社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものでございますが、89ページ、節10 需用費では防犯灯の電気料と修繕料等でございます。節13 使用料及び賃借料ではLED防犯灯などの借り上げ料でございます。節18 負担金補助及び交付金は、各種団体に対する補助金でございます。節27 繰出金につきましては、森町国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続いて、目2 国民年金費は、国民年金業務に係ります経常的な経費でございます。

90ページの目3 社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など34施設の維持管理経費でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目4 老人福祉総務費から目8 後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 目4 老人福祉総務費につきましては、高齢者全般に係る福祉事業、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を予算計上しております。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。93ページ、節7 報償費につきましては100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品代を計上しております。節10 需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等となっております。節12 委託料は、緊急通報システム端末機の点検委託料を初め、要介護認定とならない高齢者を対象としている生きがい活動支援通所事業並びに森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものとなっております。節17 備品購入費は、緊急通報システム端末機の購入見込額を計上しています。節18 負担金補助及び交付金は、森町シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金並びに森町高齢者地域ぬくもり事業補助金などを計上しております。95ページ、節19 扶助費につきましては、老人福祉施設入所者に係る措置費並びに在宅の高齢者のための支援に係る外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものとなっております。節27 繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金を計上しております。

目5 障害者福祉費、節12 委託料につきましては、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料や障害福祉・障害児福祉計画策定業務委託料が主なものとなっております。節18 負担金補助及び交付金につきましては、福祉団体への負担金のほか、障がい者雇用促進事業補助金を計上しております。97ページ、節19 扶助費につきましては、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものとなっております。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー20をご参照願います。

目6 心身障害者医療費並びに目7 ひとり親医療費は、それぞれ重度障がい者ひとり親家庭への医療費扶助が主なものとなっております。

目8 後期高齢者医療費、節18 負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への町負担分となります。節17 繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分及び事務費分として計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費から目3 へき地保育所費まで。

○子育て支援課長（濱野尚史君） 項2 児童福祉費について説明いたします。

目1 児童福祉総務費の節7 報償費は、ことぶき出産奨励金であります。節18 負担金補助及び交付金は、駒ヶ岳、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金であります。

子ども・子育て支援提供施設利用助成金は、保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用助成金が主なものであります。節19扶助費は、児童手当費を計上しております。

なお、児童福祉施設費につきましては、森川児童館廃止に伴い、令和2年度予算より目を廃止しております。

目2保育所費につきましては、森、新川、尾白内の3保育所の管理運営に係る費用を計上しております。

目3へき地保育所費は、濁川保育所の管理運営に係る経費を計上しておりますが、本年3月末をもって閉所となることから大幅な減額となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4障害児通所支援費から目6未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 目4障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費となります。103ページ、節19扶助費の児童発達支援費は児童発達支援センター等の利用分を審査機関である国保連合会へ支払うための扶助費等となっております。

目5子ども医療費は、子供が満18歳到達後の年度末までの医療費の助成に要する扶助費等を計上しております。

104ページ、目6未熟児医療費、節19扶助費は未熟児医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 災害救助費では、火災などの災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2環境衛生費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2環境衛生費は蜂、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものでございますが、109ページ上段の節18負担金補助及び交付金、水道未普及地域の飲用水確保対策事業に係る補助金でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目 3 予防費から目 6 病院費まで。

○保健福祉課参事（宮崎 渉君） 続いて、108ページ上段、項 1 保健衛生費、目 3 予防費は、予防接種や妊婦一般健康診査、乳幼児健診等に係る費用が主なものとなっております。

続いて、110ページの目 4 保健事業費は、成人に係る各種検診費用が主なものです。

続いて、112ページの目 5 保健センター管理費は、森町保健センターの管理運営に係る経費です。

その下の目 6 病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金となっております。資料ナンバー21をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項 2 清掃費、目 1 清掃総務費から目 3 清掃施設費まで。

○環境課長（山本 憲君） 項 2 清掃費についてご説明いたします。

目 1 清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費、不法投棄対策に係る監視カメラ購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比1,170万6,000円の減額は、臨時職員賃金等の減及び渡島廃棄物処理広域連合負担金の減が主な要因となっております。

次に、114ページ中段の目 2 ごみ処理施設費でございますが、町内 2 か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比23万5,000円の減額は、森処分場に係る修繕料の減額が主なものとなっております。

次に、目 3 清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、汚泥再生処理センター建設費が主なものでございます。前年比2,310万4,000円の減額は、今年度より 3 か年の継続費により実施する汚泥再生処理センター建設工事費関係経費増の一方、旧ごみ焼却施設解体工事、それに伴う施行管理業務委託料及び汚泥再生処理センター施設建設工事発注支援業務等のコンサル業務の減が主な要因となっております。資料ナンバー22をご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 118ページの款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費についてですが、この科目は出稼ぎ労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費。

○農委事務局長（鈴木修一君） 目 1 農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目 2 農業総務費から項 2 林業費、目 4 森林環境事業費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 目 2 農業総務費についてご説明いたします。

節18負担金補助及び交付金につきましては、有機栽培実施者への環境保全型農業直接支払交付金、産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代への助成金が主なものでございます。

次に、目3農業振興費につきましては、森町基幹集落センターの維持管理費が主なものでございます。

次に、目4畜産業費につきましては、枝肉格付業務員の報酬と町営牧場における維持管理費が主なものでございます。

次に、122ページ、目5農地費につきましては、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の地元負担金のほか、新たに実施する濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる調査設計等委託料、用地購入費及び補償費が主なものでございます。資料ナンバー23を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、また支線用水路の工事費が主なものでございます。資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川ダムの維持管理に関わる費用でございます。

次に、目8熱水利用園芸施設費につきましては、濁川熱交換施設の維持管理に関わる費用であり、全額を施設利用農家が負担いたします。

次に、目9山村振興施設管理費につきましては、ちゃっぷ林館の修繕に係る費用が主なものでございます。

続きまして、項2林業費、目1林業総務費につきましては、熊及び鹿の駆除対策に関わる報償費と次代を担う若手ハンター育成に向けた狩猟免許等取得助成金が主なものでございます。資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目2林業振興費について主なものをご説明いたします。節8旅費につきましては、東京都港区庁内3課連携事業に関わる普通旅費であります。木製ワークショップや木製遊具展示による木育イベントの開催に加え、地場製品のPRに努めるほか、移住、定住促進に関わるPRも同時開催するものです。資料ナンバー31を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に関わるものでございます。資料ナンバー26を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対し交付してまいります。資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。また、炭ずみまで地域材を使おう・もりだくさんプロジェクト補助金につきましては、新たに町内法人を交付対象に含め、店舗及び事務所新築等への地域材利用に対し交付してまいります。資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目3林道事業費につきましては、林道の維持補修費用を計上しております。

最後に、目4森林環境事業費について主なものをご説明いたします。節8旅費につつま

しては、北森カレッジ道南地域支援協議会森町地域サポート部会委員などによる北森カレッジ及び林業試験場の視察に要する費用でございます。資料ナンバー32を提出しておりますので、ご参照願います。節10需用費につきましては、道南杉の出生証明書を初め、森高校生インターンシップ及び大学生等との課外活動の際の各種消耗品購入費用などでございます。資料ナンバー29を提出しておりますので、ご参照願います。節12委託料につきましては、森林所有者意向調査、森林情報管理システム保守、木炭の普及活動を含めた駒ヶ岳木炭を活用した水質浄化業務、東京都港区連携事業に伴い、会場にて設置する木製遊具等の手配や木育イベント推進に関わる業務でございます。資料ナンバー31を提出しておりますので、ご参照願います。節15原材料費につきましては、ウッドファーストイ実施時の道南杉積み木用材及び森高校生等学生の課外活動として制作する屋台用材等の費用でございます。資料ナンバー30を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費につきましては、北森カレッジ学生等の受入れに伴い整備したC o n n e c t ∞もりへの滞在及び施設利用の環境を整えるための施設用備品及び作業備品を購入するものでございます。資料ナンバー30を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、北森カレッジ道南地域支援協議会森町地域サポート部会により新たにに取り組む担い手支援対策への補助金が主なものでございます。資料ナンバー32を提出しておりますので、ご参照願います。節24積立金につきましては、森町森林環境譲与税基金に積み立てを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項3水産業費につきまして主なものを説明させていただきます。

目1水産業総務費、節18の負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体等に対します運営負担金等が主なものでございます。また、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、目2水産業振興費の節18負担金補助及び交付金のうち漁場造成事業補助金の200万円につきましては、両漁協が取り組みます昆布投石事業に対してそれぞれ100万円を上限に支援するものでございます。なお、砂原漁協につきましては台船による投石も新たに予定してございまして、昨年に比べて50万円の増額となっておりますので、資料ナンバー33を提出してございますので、ご参照願います。また、ホタテガイ養殖施設強化対策事業補助金につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を財源とした中で平成29年度から取り組んでございまして、今年度が最終年度となりますが、両漁協に対しましてそれぞれ500万円を上限に補助するものでございます。

続きまして、132ページ、133ページ中段からの水産施設管理費でございます。こちらの予算につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施

設の運営に伴います経常経費でございます。

続きまして、134ページ、135ページ上段の目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に伴います経常経費に加えまして、老朽化してございます攪拌器等々の修繕費を今年度計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 続きまして、134ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費についてですが、節10需用費の修繕料につきましては商工会議所の2階の交流イベントサロンにある冷暖房機の修繕に要する費用でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、森町さわら商工会、楽市楽座もりまち食KING市、森商工会議所70周年記念事業への補助金が主なものでございます。

続きまして、136ページからの観光費についてですが、節10需用費及び節12委託料につきましては町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に要する費用、また青葉ヶ丘公園等の桜の管理業務に要する費用でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会、森蘭航路協議会などへの補助金が主なものでございます。森蘭協議会につきましては、資料ナンバー34を提出しておりますので、参照願います。

続きまして、138ページからの目3ふるさと応援対策費についてですが、ここではふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、代行業務委託料、積立金などを計上してございます。

なお、節12委託料につきましては、従来1社でのポータルサイトで実施しておりましたが、新年度からは3社を追加し、4社で実施するための経費を計上してございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款8土木費、項1土木管理費から項3河川海岸費までをご説明いたします。

140ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節2給料の事務補助に係る給料、節12委託料の公共敷地等調査測量委託料、節18負担金補助及び交付金の各種協会への負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設保守点検業務委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路

台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では除雪業務、暗渠側溝清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道の舗装補修工事及び森町管内橋梁補修工事でございます。資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、高速跨道橋の橋梁点検に係る負担金で、資料ナンバー36を提出しております。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費ですが、節12委託料につきましては鳥崎町2号線調査設計業務委託料で、資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費では、町内一円に係る町道側溝整備工事でございます。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事、節16公有財産購入費では尾白内川の河川用地買収に係るものでございます。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） 項4港湾費、目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る通常の事務経費のほか、節12委託料の森港維持管理点検業務委託料と節18の負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。資料ナンバー39を提出していただきますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 続きまして、項5都市計画費から項6住宅費までをご説明いたします。

148ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金が主なものでございます。

続きまして、目2公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の公園管理等業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、150ページ、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節10需用費における光熱水費は共用部分や外灯に係る電気料で、修繕料は小破修繕や給排水ポンプなどの修繕に係るものでございます。節12委託料では、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターの

維持委託料、浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検、町営住宅等長寿命化計画策定業務、町営住宅屋根外壁等改修工事に係る工事監理が主なものでございます。資料ナンバー42を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費につきましては、資料ナンバー46の度杭崎団地受水槽における町営住宅給排水改修工事、資料ナンバー41の町営住宅非常用照明改修工事、資料ナンバー42のみどりヶ丘団地3号棟に係る町営住宅屋根外壁等改修工事でございます。

続きまして、目2空き家対策費ですが、節12委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人事務委託に係るものでございます。資料ナンバー43を提出しておりますので、ご参照願います。節13使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、特定空き家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー44を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君） 引き続き、款9消防費、項1消防費についてご説明を申し上げます。

目1常備消防費でございますが、節8旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育課程及び救助科への入校、救急救命士特定行為の資格認定として拡大処置講習とビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習、また函館市内病院での気管挿管実習でございます。節7備品購入費でございますが、森救急2用の半自動除細動器1台更新、資料ナンバー45を提出しておりますので、ご参照願います。また、新規採用職員用防火衣1着、水落制止用器具6式を整備するものでございます。節18負担金補助及び交付金でございますが、消防学校負担金は初任教育課程及び救助科並びに救急救命士の処置拡大講習、ビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習と気管挿管再認定講習であります。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございます。節10需用費、消耗品費では消防団員の防寒衣を100着整備、節17備品購入費につきましては機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては経常的経費でございます。

続きまして、目3消防施設費でございます。節14工事請負費では、自家発電設備用燃料の備蓄タンクの設置工事であります。節17備品購入費につきましては、森消防署に配置しております作業用連絡車の更新整備でございます。資料ナンバー46を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4災害対策費ですが、災害時の応急対策に要する経費

であり、職員の時間外勤務手当や建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費から項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費まで。

○学校教育課長（萩野友章君） 款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目 2 事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。163ページの節12委託料では、森高等学校部活バス等運行業務の委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー47、48を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、164ページから169ページの項 2 小学校費、目 1 学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校 8 校の維持管理経費でございます。

続きまして、168ページの目 2 教育振興費では、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節10需用費の消耗品費につきましては、教科書改訂に伴う教師用指導書が主なものでございます。節17備品購入費の学校用備品につきましては、各小学校の I C T 環境整備のため大型提示装置及び実物投影機の整備費用でございます。資料ナンバー49を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、小学校 6 年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

続きまして、目 3 学校建設費、節12委託料では、尾白内小学校校舎・屋体耐震診断業務委託料を計上しております。資料ナンバー50を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、170ページから175ページの項 3 中学校費、目 1 学校管理費でございますが、中学校 2 校の維持管理経費でございます。173ページの節14工事請負費では、森中学校屋外運動場幅跳び施設改修工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー51を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、森中学校のスクールバス 1 台の購入経費が主なものでございます。資料ナンバー52を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、174ページの目 2 教育振興費では、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節17備品購入費の学校用備品につきましては、小学校費と同様に各中学校の大型提示装置及び実物投影機の整備費用が主なものでございます。資料ナンバー49を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

続きまして、目 3 学校建設費、節12委託料では、森中学校校舎・屋体改修工事調査設計

業務委託料を計上しております。資料ナンバー53を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、174ページから179ページの項4 幼稚園費、目1 幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。177ページの節12委託料では、旧さわら幼稚園の解体工事に伴う高圧受電設備のPCB廃棄物処理運搬業務及び含有調査に係る業務委託料を計上しております。179ページの節14工事請負費では、旧さわら幼稚園解体撤去工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー54を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 社会教育費、目1 社会教育総務費から目4 文化財振興費まで。
○社会教育課長（宮崎弘光君） それでは、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費についてご説明いたします。

節7 報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。181ページ、節12委託料は、施設管理業務委託料や芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会、静岡県森町や外ヶ浜町との交流事業補助金が主なものでございます。資料ナンバー55の1ページ、2ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、182ページ、目2 公民館費についてご説明いたします。節7 報償費は、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節10需用費につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。節12委託料につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。資料ナンバー55の3ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、184ページ、目3 図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございますが、節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費は図書整理のための臨時職員に係る経費となっております。節13使用料及び賃借料は、建物施設借り上げ料が主なものでございます。187ページ、節17備品購入費は、図書購入費が主なものでございます。資料ナンバー55の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4 文化財振興費についてご説明いたします。来年度から史跡鷲ノ木遺跡整備事業に着手することから、整備基本計画の策定に係る経費を計上しております。詳細については、資料ナンバー56を提出しておりますので、ご参照願います。また、町指定文化財の冷凍機械が設置され、日本初の冷凍食品事業発祥から100年目を迎えることから、様々な記念イベントに係る経費を計上しております。詳細につきましては、資料ナンバー57を提出しておりますので、ご参照願います。そのほかにつきましては、経常的経費となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、目2 体育施設費。

○体育課長（野崎博之君） 目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師、大会審判への謝金などが主なものでございます。次のページ、節18負担金補助及び交付金では、森町体育協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助、スポーツ少年団等の全道、全国大会出場時の参加負担金を計上しております。また、外ヶ浜町交流事業として竜飛・義経マラソン参加に伴う経費を計上しております。資料ナンバー9の10ページ及び資料ナンバー55の5ページ、6ページを提出しております。ご参照願います。

続きまして、目2体育施設費でございますが、この科目は森町町民体育館、ふるさと交流館を初めとする町内各体育施設に係る維持管理経費が主なものとなっております。節10需用費の修繕料では、ふれあいの森パークゴルフ場用芝刈り機修繕や各施設の小破修繕経費を計上しております。節12委託料では、各体育施設の管理、清掃業務、町民体育館の日直員業務、ふれあいの森指定管理業務などが主なものとなっております。節14工事請負費のふれあいの森管理棟2階研修室壁撤去工事につきましては、利用者の利便性向上と施設機能の改善を図るため、研修室と廊下の間にある壁を撤去し、オープンスペースとして活用しようとするものです。資料ナンバー58を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、施設用器具として町民体育館にランニングマシン1台、バレーボールネットの購入に係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3学校給食費。

○給食センター長（藤嶋 希君） 目3学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、節10需用費はボイラーの燃料費や施設の光熱水費のほか、賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては子育て支援分の町補助分を含めた金額で計上しております。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか、給食配送の委託料でございます。次のページに移りまして、節17備品購入費は食缶への配食時に必要なデジタルはかりを購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 196ページ、款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項1公債費、目1元金から款13予備費、項1予備費、目1予備費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

211ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ26億432万8,000円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移につきましては資料ナンバー59を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明させていただきます。224ページをお開き願います。保険税の収入につきましては、前年度の保険税改定の実績などを考慮し追加を見込み、一般被保険者と退職被保険者の予算額合計は前年度比較2,151万7,000円の増額を見込み、計上しております。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分までの収納率を90%として算定しております。節4医療給付費分滞納繰越分から節6介護納付金分滞納繰越分までの収納率につきましては19%を見込み、計上しております。

226ページ、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金につきましては、町が医療機関に支払う各医療費分等が北海道からの補助金として交付されることとなります。節2保険給付費等特別交付金につきましては、医療費の適正化に向けた事業の実施等に係る保険者努力支援分等の交付金を見込んでおります。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、法定内のルール分等として一般会計からの繰入金を計上しております。

234ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、一般職員3名の人件費及び事務費の経常的経費を見込んでおります。

目2連合会負担金につきましては、北海道が運用する国保システムの負担金等を計上しております。

236ページ中段、項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となっております。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費に係る経費を計上しております。

238ページ中段、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費については、収納率向上のための事務研修会への参加や医療費の適正化を図るためのレセプト点検委託料などの事務費を計上しております。

240ページ、款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、療養給付費及び療養費等に

なっております。

項2高額療養費は、それぞれの高額療養費に対する支給金を計上しております。

242ページ、項3移送費、項4出産育児諸費及び項5葬祭諸費につきましては、前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

244ページ、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分につきましては、都道府県化により北海道へ納付する医療給付費分を計上しております。

項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分は、医療給付費分と同様、北海道への事業費納付金として計上しております。

246ページ下段、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査事業に係る費用として健診委託料等を計上しております。

248ページ、項2保健事業費につきましては、保健衛生普及費として予防接種委託料等を計上しております。

下段、款9諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による還付金、還付加算金等を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

257ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億4,392万円にしようとするものです。収支状況、医療費等の推移について、資料ナンバー60を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。268ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で100%の収納率を見込んでおります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で97%の収納率を見込み、計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人件費及び事務に係る経費について一般会計からの繰入れ分を計上しております。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰入れしようとするものです。

270ページ中段、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金については、被保険者に対する還付金等について広域連合から受け入れしようとするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。274ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員2名の人件費と経常経費となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主な経費となっております。

276ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金

は、収納した保険料と減額した保険料相当分並びに広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者医療広域連合会に納付するものとして計上しております。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付金につきましては、過誤等による保険料の還付金、還付加算金を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

283ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ20億4,734万円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ449万1,000円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー61をご参照願います。

歳入の主なものにつきましてご説明いたします。302ページをお開き願います。款 1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,917人、普通徴収の徴収率は80%として計上しております。

款 2 分担金及び負担金につきましては、共同運営しております茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金であります。

款 4 国庫支出金から304ページ、款 6 道支出金につきましては、介護サービス、介護予防等給付費及び地域支援事業費に係る各負担割合により計上しております。

306ページをお開き願います。款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金から目 3 地域支援事業繰入金につきましても各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目 4 低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目 5 その他繰入金是人件費、事務費分であります。

款 8 繰入金、項 2 特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れであります。

312ページをお開き願います。歳出の主なものにつきまして説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費は人件費、電算委託料、項 2 徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものであります。

314ページをお開き願います。項 3 介護認定審査会費は、認定審査会開催に係る委員報酬や人件費等、認定調査に係る事務費が主なものであります。

316ページをお開き願います。項 5 計画策定費につきましては、3 か年ごとに策定が必要となります森町介護保険事業高齢者福祉計画の策定費であります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

320ページをお開き願います。項 2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

324ページをお開き願います。項 4 高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超

過した場合の支給費とし、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険、医療保険の利用者負担額の合算が上限額を超過した場合の支給費を計上しております。

326ページをお開き願います。項6特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費において低所得利用者を対象とする軽減対策費を計上しております。

328ページをお開き願います。款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に伴う事業費を計上しております。

項2一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料を計上しております。

330ページをお開き願います。項3包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費及び目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものであります。

目4任意事業費は、介護用品支給事業が主なものとなっております。

目6生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業が主なものであります。

目7認知症総合支援事業費は、認知症カフェ開催に伴うものが主なものであります。

款6基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への積立金であります。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定について説明いたします。340ページをお開き願います。歳入、款1サービス収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費であります。

344ページをお開き願います。歳出、款1事業費は介護予防サービス計画作成委託料であり、款2諸支出金は保険事業勘定繰入金であります。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（野村 洋君） 議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,818万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。362ページ、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入並びに目2居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入でございます。節の施設介護サービス費収入は入所、下段の短期入所生活介護費収入につきましてはショートステイに関する収入でございます。

続きまして、項2自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金6,566万2,000円は、一般会計からの繰入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、364ページ、款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負

担当が主なものでございます。

続きまして、368ページ、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、368ページから次ページの371ページまででございますが、これは施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、372ページから373ページ、款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー62、63を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

本予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりまして主なものについてご説明いたします。歳入についてご説明いたします。390ページ、391ページをお開きください。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の使用料でございます。

続きまして、歳出の394ページ、395ページについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費の23万6,000円と節10需用費の1万円につきましては、港湾事務に係ります経常経費でございます。続きまして、節27繰出金の26万5,000円につきましては、令和2年度につきましては使用料を充当する町単独事業等を予定してございませんので、使用料の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ8,511万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりまして主なものについてご説明いたします。歳入についてご説明いたします。408ページ、409ページをお開きください。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料でございますが、令和2年度から尾白内地区にございます森町水産系副産物再資源化施設でのウロの受入りを停止いたしまして、当該施設に一元化すること等を勘案いたしましてウロの受入れ数量を2,700トンと見込んで計上しているところでございます。

続きまして、款3財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入につきましては、電

解業務の終了に伴いまして一部機械類の売却を予定しておりますので、名目的に1,000円を計上しているところでございます。

続きまして、410、411ページの款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、施設運営に係ります費用の森町負担分でございます。

続きまして、歳出について414ページから417ページまでをご説明いたします。款1項1目1総務事業費の節2給料から節4共済費までにつきましては、施設運営に係ります職員2名分の人件費でございます。節10需用費の主なものにつきましては、施設の屋根及び貯蔵槽のシャッター修繕に係る費用が主なものとなっているところでございます。節12の委託料につきましては、令和2年度から飼料会社とセメント会社の2系統によりますリサイクルを予定してございまして、飼料会社につきましては乾燥処理業務として、またセメント会社につきましては焼却処理業務としてそれぞれを計上してございまして、これらのものが主なものとなっているところでございます。

なお、全体的に前年度に比べまして予算規模が約3,000万円ほど増額となっておりますが、こちらの理由といたしましてはウロの受入れの一元化とリサイクル処理方法の変更に伴います委託料の増加によるものでございまして、こちらの財源につきましては水産加工会社から頂戴いたします施設使用料の増額改定によりまして対応しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー64、病院事業経営分析一覧表を提出しております。ご参照願います。

初めに、1ページでございます。業務の予定量です。病床数60床、年間患者数の入院が1万5,330人、外来2万7,459人を予定しております。また、1日当たり平均患者数は入院で42人、外来で113人を見込みました。

建設改良事業につきましては、ノンフロンバイオメディカルフリーザー1台ほか記載のとおり計6件の機械、備品の購入となっております。

収益的収入及び支出ですが、病院事業収益は9億6,412万5,000円、医業収益7億1,341万8,000円、医業外収益2億5,070万7,000円となっております。

2ページをお願いいたします。支出でございます。病院事業費用は12億2,846万円で、医業費用12億1,139万6,000円、医業外費用1,656万4,000円、予備費50万円でございます。

次に、資本的収入及び支出です。資本的収入は7,803万2,000円で、企業債810万円、出資金6,993万2,000円となっております。

資本的支出は1億2,032万9,000円で、建設改良費1,039万6,000円、企業債償還金1億993万3,000円でございます。

企業債以下につきましては記載のとおりとなっております。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億4,457万円で、診療単価2万9,000円を見込み、目2外来収益は2億45万円で、診療単価7,300円を見込んでおります。

目3その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入等となっております。

10ページをお願いいたします。項2医業外収益、目2他会計補助金2億3,638万6,000円は、負担区分に基づく一般会計からの繰入れでございます。

11ページをお願いいたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目2材料費でございますが、実績等を勘案し、全体で前年度とほぼ同額を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。目3の経費ですが、燃料費、賃借料、委託料等、科目により増減はございますが、全体で145万7,000円の減となっております。

17ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1企業債、目1企業債810万円は、医療器械購入に係る企業債でございます。

項2出資金、目1出資金6,993万2,000円は、過去の病院建設や医療器械等購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資であります。

18ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費は、ノンフロンバイオメディカルフリーザーなど計6件の機械、備品の購入が主なものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金1億993万3,000円は、過去の病院建設や医療器械等購入に係る企業債の元金償還支払い分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算、議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量ですが、給水戸数5,064戸、年間総配水量143万1,183立方メートル、1日平均配水量3,921立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、濁川地区簡易水道事業配水管更新工事で、工事詳細、予定箇所につきましては資料ナンバー65をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款水道事業収益を2億9,264万1,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億1,867万2,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出予定額につきましては、支出の第1款水道事業資本的支出を5,108万7,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額5,108万7,000円は過年度分損益勘定留保資金1,158万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,949万9,000円で補填しようとするものです。

第5条の一時借入金の2億円は、工事前払いなどの必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第7条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。8ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,261万7,000円で、前年度比131万4,000円の減となっております。

目3その他の営業収益は1,808万9,000円で、前年度比46万7,000円の減となっております。

10ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億1,932万5,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比519万5,000円の増となっております。節の修繕費3,597万7,000円は説明欄記載のとおり、各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料4,964万円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

11ページ中段、目2配水及び給水費4,747万円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他附属施設並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比1,016万7,000円の増となっております。節の給料から法定福利費については職員給与費であります。12ページ、節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用に要する費用です。

13ページ、目4業務費4,606万1,000円は、水道料金、下水道使用料の検針開始中止窓口業務及び徴収等業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比231万3,000円の増となっております。検定期間満了を迎えるメーター取替え費の増が主な理由です。

目5総係費1,841万8,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理経常費用を計上しております。以下14ページまででございます。

14ページ下段、目6減価償却費7,740万3,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

16ページをお開きください。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費312万9,000円は、企業債の返済利息と一時借り入れのための利息を計上しております。

18、19ページをお開きください。19ページ、支出について、款1水道事業資本金支出、項1建設改良費、目1水道施設費1,748万5,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の濁川地区の配水管更新工事を計上しております。委託料は、配水管移設工事の委託料353万4,000円を計上しております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金3,360万2,000円は、借り入れた起債の償還

に必要な費用でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量ですが、排水戸数3,200戸、年間総排水量63万8,966立方メートル、1日平均排水量1,750立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径75から200ミリで延長500メートルの施工を予定しております。工事詳細、予定箇所につきましては資料ナンバー66番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入及び支出それぞれ4億7,391万2,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億2,302万5,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億5,354万3,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,051万8,000円は当年度分損益勘定留保資金1億3,051万8,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページ目の第6条企業債でございますが、起債の借り入れ限度額5,680万円は下水道管渠等の建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、工事前払いなど必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として6,278万円、経営健全化補助金として1億6,486万1,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億3,051万8,000円、水洗便所改造費の利子補給及び補助金67万5,000円、事業運営費として3,363万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,667万5,000円で、前年度比301万6,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,764万1,000円は一般会計よりの補助金で、前年度比2,432万2,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費2,043万5,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水設備の管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目 2 処理場費8,982万7,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚泥処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比241万6,000円の減となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目 4 総係費2,945万7,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比421万4,000円の減となっております。

続きまして、16ページの目 5 減価償却費は2億7,081万円で、前年度比1,442万3,000円の減となっております。

17ページ、項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費は6,178万円で、前年度比367万7,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 下水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債は5,680万円で、前年度比4,900万円の減となっております。

項 2 国庫補助金、目 1 国庫補助金は3,800万円で、前年度比6,040万円の減となっております。

19ページ、項 3 出資金、目 1 他会計出資金は1億2,725万5,000円で、前年度比2,818万1,000円の増となっております。

項 4 受益者負担金、目 1 受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は97万円で、前年度比10万1,000円の減となっております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款 1 下水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は1億2,412万4,000円で、前年度比1億128万6,000円の減となっております。

21ページ下段の項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金は2億2,941万6,000円で、前年度比716万1,000円の増となっております。

目 1 返還金は、令和元年度の森浄化センター電気設備改築更新工事に伴い国庫補助事業で取得した資産を更新するため発生した鉄くず等を売却して得た収益に対し、補助金分を国に返還するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月4日午前10時開会といたします。

延会 午後 2時19分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和2年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和2年3月4日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時50分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について
議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第 5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 決議第 1号 民族共生の未来を切り開く決議

- 1 2 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 1 3 意見書案第2号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
- 1 4 意見書案第3号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
- 1 5 議員の派遣について
- 1 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村 洋 君	副議長 1 番	菊 地 康 博 君
2 番	山 田 誠 君	3 番	佐々木 修 君
4 番	高 橋 邦 雄 君	5 番	伊 藤 昇 君
6 番	加 藤 進 君	7 番	堀 合 哲 哉 君
8 番	東 隆 一 君	9 番	河 野 文 彦 君
1 0 番	宮 本 秀 逸 君	1 1 番	檀 上 美緒子 君
1 2 番	木 村 俊 広 君	1 3 番	久 保 友 子 君
1 4 番	松 田 兼 宗 君	1 5 番	斉 藤 優 香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤 智 裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君

住 民 生 活 課 長	安 藤	仁 君
子 育 て 支 援 課 長	濱 野 尚	史 君
環 境 課 長	山 本	憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英	樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 修	一 君
水 産 課 長	岩 井 一	桐 君
商 工 労 働 観 光 課 長	阿 部 泰	之 君
建 設 課 長	富 原 尚	史 君
砂 原 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	落 合 浩	昭 君
町 民 福 祉 課 長	千 葉 正	一 君
教 育 長	増 川 正	志 君
学 校 教 育 課 長	萩 野 友	章 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘	光 君
生 涯 学 習 課 長	川 口 武	正 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	野 崎 博	之 君
給 食 セ ン タ ー 長	藤 嶋	希 君
さ くら の 園 ・ 園 長	金 丸 義	樹 君
病 院 事 務 長	小 田 桐 克	幸 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良	文 君
消 防 長	東 谷 直	樹 君
消 防 署 長	松 田 光	治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	奥 山 太 崇 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について
- 議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
- 議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席3番、佐々木修君、議席4番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

1、尾白内地区の町有地内のごみ不法放置について、議席8番、東隆一君の質問を行います。

○8番（東 隆一君） 質問させていただきます。

尾白内地区町有地ごみ不法放置についてです。国道278号と町道の交差点横付近に大量のプラスチック等が積み上げられています。四、五年前より積山が大きくなっていると近隣住民からの声が寄せられ、強風や台風時には多くのプラスチック等が飛来し、また近年の異常気象とも相まって自然発火等による火災も危惧されます。一方で、観光のドライブコースにも含まれた場所でもあり、景観上も好ましくありません。町としても現状を長年放置したとは考えられませんが、プラスチック等が大量に山積され、非常に目立ち、近隣住民のみならず通勤、通学で多くの町民が行き交う場所でもあり、またこの場所は町有地

及び町と土地賃貸借契約を結んでいる土地も含まれ、現在管理者、契約者も含む、も不在とも言われております。このようなことから、早急な対応が望まれますが、以下2点について町長の所見を伺います。

1、近隣住民の不安を早急に払拭しなければと思いますが、町はどのような考えをお持ちになっているのか。

2点目、何年もの間町有地の不法に放置されているプラスチック類等の処理、また隣接する町との土地賃貸借契約が適正な契約になっていたのかお尋ねします。

○議長（野村 洋君） なお、今回から特に自席で町長は答弁することになっておりますので、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） よろしく願いいたします。お答えします。

尾白内地区の町有地につきましては、町が個人に貸し付けており、この土地にプラスチック類等が積み上げられている状況は把握しております。さらに、隣接する貸付地以外の町有地を資材置場として無断使用している件についても確認しており、町では再三にわたり撤去するよう要請してきたところですが、完全に履行されることなく、現在に至っております。また、賃借人が昨年5月に逝去したため、相続人調査を行った結果、現時点において第3順位までの相続人については全員相続放棄の手続がなされていることを確認しております。今後の対応としましては、相続人を確定することが最優先となりますが、相続放棄により相続人不在ということも想定されるため、相続財産管理人の選任を視野に入れた対応を考えております。また、強風によるプラスチック類等の飛散対策としては、一部飛散防止用のネットを設置しましたが、解決まで適時に巡回を行う考えでおります。

2点目の土地賃貸借契約の件ですが、賃貸借の期間や保証人について一部不備な部分がございますが、賃貸借契約そのものが無効となることはないと認識をしております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（東 隆一君） 再質問したいと思います。

今伺いまして、いろいろ対策しているということを伺っておりますが、町有地の土地賃貸借契約についてお伺いいたします。ここに実は公文書の資料持っていますけれども、直近の契約書があります。昨年4月1日付です。これには、建物賃貸借契約変更契約書とあります。ここには賃借人、何々商店とは土地の賃貸借について平成13年3月15日をもって締結した土地賃貸借契約書の一部を左記のとおり改定し、平成31年4月1日から実施するとなっておりますが、直近の契約書の建物賃貸借契約書には保証人もなければ、賃借人の名前は何々商店とだけあります。これ本来の氏名は、本来名前、何々商店の何々代表者がいるはずだと思いますけれども、ただの契約書には何々商店というような名前になっています。要するに要はこれ名前なのでしょうか。そういう契約書になっております。というのは、森町の財産規則34条には借受けの保証人、連帯保証人を立てさせなければならないとあります。町長の先ほどの答弁では、第3位までの財産放棄をうたっていますけれど

も、その前に本来保証人はどういうふうになっているのか。そのことをちょっと聞きたいと思いますが、それとなぜ17年も遡って変更契約書なのか。

以上、2点です。この賃貸契約書の件、保証人と。そのところちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

ただいま東議員、いろいろ、縷々内容を再質問していただきましたが、登記が企業であったり、そしてまた途中から個人だったり、そしてさらに保証人がないなどいろいろとご指摘をいただきました。また、契約内容においても17年も遡った契約をなぜしなければならないのかという内容のご質問なのですけれども、詳細につきましていろいろと私どもも土地に関して、その契約に関しては遡りながら調査させていただいていたところなのですが、詳細については正直残っておりません。そしてまた、理由についても決裁、その他についてもない状況でございます。そういう中において、私先ほど最後に答弁させていただきました。それも含めて、弁護士を通じながら法的に問題がないかどうかは調査させていただいております。その中で法的に問題がないと申しますか、中身については多少、議員ご質問のように、内容に不備がある点は町としても遡って確認をさせていただきますので、認めますが、賃貸借契約そのものは無効になるということがないということは確認をさせていただいているところです。先ほどの答弁と同じですけれども、借りる、一度契約されて、あそこを利用しています。町で貸しています。それについて、利用されている方については使っていく権利が残っているということで、そこを使用を差し止めたり、それから利用権を剥奪するというのは町としては今なかなかできない状況でございます。再質問に対しては今の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ですか。

○8番（東 隆一君） 今の答弁ですと、中の内容が全然確認取れていないということはどういうことなのでしょう。こういうふうにとずっと、直近までの全部契約書ここにありますがけれども、その中には使用目的外だとかいろいろ、ここに書いてある使用の目的がなされていない場合は契約は解除できるというふうにもうたってあるわけです、町の財産規約には。それで、またおかしいのは、平成13年の3月15日から平成14年の3月31日までの約1年間の土地賃貸借契約書には紙面としては1,000平米の契約がなされているわけです。実際に要するに直近の去年されている建物賃貸借変更契約書、これには遡って、結局紙面が1,330平米です。これ明らかに結局一等最初に契約した、そこまで遡るのでしたら、一等最初に要するに契約したのが1,000平米なわけです。それがなぜここで1,300平米になっているのか。1,330平米になったのかと。実際には1,300平米というのは1年後の平成14年の4月1日からになっているわけです、この契約書には。全く理解に苦しむ契約書なのですけれども、また町長も近隣住民のほうから直接話を聞かれていると思うのです、四、五年前に。それにもかかわらず、結局このように放置しておいたというのはちょっと解せない

ですけれども。

それと、もう一つは、これは非常に何か不思議な契約書で、何とも言えないのですけれども、この借借人の何々商店というのは一等最初に遡った平成13年の1発目の契約、これと同じ名前なのですか。同じ要するに借主なのですか。そのところちょっと詳しく説明していただけますか。実際にはちょっと私もらったところは黒塗りになっているのですけれども、本来は保証人をここで、要するに13年まで遡るのでしたら、そこには保証人、私が今言っている土地賃貸借変更契約書には要するに一部をさきのとおり改定し、平成31年4月1日から実施しますよということになっていきますけれども、この13年の契約の一部ですから、第1条と第2条と、それと要するに土地の表記があります。それ以外は全部生きているということですね、13年の契約が、ということは、そこには要するに連帯保証人もちゃんとついてます。その連帯保証人が生きる話ですよ。そう私は解釈しますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

○議長（野村 洋君） 終わったのでしたら着席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問の内容についてなのですから、ちょっと事務的なところがございますので、担当課のほうから答弁させていただきます。

私から以上です。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

まず、契約書の月日の関係でございしますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、当初法人から個人へというような流れが何回かございまして、本来であればそれぞれ返還届だとか出していただかなければならないところなのですが、同一人と考えて、そのまま継続していたというような状況です。あと、保証人に関しては、ご指摘のとおり、財産規則のほうに保証人立てなければならぬというような記載がございますが、特に町長が認めたものはこの限りでないという規定がございますので、これを適用して保証人をつけていないということになろうかと思えます。当初つけていた保証人は、途中で死亡しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 東議員、再々質問終わりましたけれども。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 答弁が意味が分からないですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 今本会議中ですから。一応3問終わりましたので、退席していただきたいと思うのですけれども。

（「分かりました」の声あり）

○議長（野村 洋君） あとは……ちょっと自席へ戻ってください。

尾白内地区の町有地内のごみ不法放置についてを終わります。

以上で議席8番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、2、上下水道未普及地域の整備について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして質問させていただきます。

上下水道未普及地区の整備について。森地区の水道施設は森町浄水場、駒ヶ岳浄水場、濁川三岱浄水場の3か所の浄水場により給水されております。給水普及率は2016年度末現在で95.7%となっております。砂原地区においては、度杭崎団地専用水道と森町砂原東地区飲料水供給施設が設置されているのみで、地区人口の9割以上が個人の井戸水を利用されております。現在水道が普及されていない地域に給水を行うことについて検討を進めているという内容になっておりますが、人口減少に伴う水需要の減少が予測される中、水道施設のダウンサイジングの検討等、現時点ではどのような進捗状況になっているのか。

下水道は、公共下水道と特定環境保全公共下水道があり、全体計画面積701.5ヘクタールのうち481.5ヘクタールで使用が可能となっており、それぞれ一部区域で利用されております。普及率は51.3%、使用開始区域の接続率は86.4%となっておりますが、下水道が整備されていない地域では家庭等の排水などが処理されずに、河川や海などに流れ込むことが考えられ、自然環境を守るためにも浄化槽等の整備を促進させる必要があります。上下水道普及において町民の健康を守るためにも重要であり、安心、安全な水道を早期に供給することが急務であると考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

1点目の水道未普及地域についてですが、第2次森町総合開発振興計画並びに森町水道事業ビジョンにおいては、計画期間までに未普及地域への給水の検討を行うこととなっております。進捗状況ですが、事業手法や必要な環境整備について検討している現状です。これまでも財源の確保と受益者の件数が少ないことが課題とされてまいりました。これからは、高齢者世帯の増加や人口減少が進むことで一層条件が厳しくなると予想されます。また、既存の3か所の浄水場と老朽化した管路を含めた水道施設全体に係る更新計画の策定が今年度完了いたします。その中で地域の実情に合わせた適正な施設規模の検討をしているところです。

2点目の下水道未普及地域についてですが、下水道計画区域外では川や海への生活排水流入による環境負荷が懸念されますが、最近では洗剤なども環境に影響を与えないよう大きく配慮した改良品に変更され、環境負荷についても大幅に軽減されてきております。現時点では、本町処理区の公共下水道と赤井川処理区の特定環境保全公共下水道の全体計画

区域を整備中でありますことから、公共水域の保全という観点でも重要な事項であることは認識しておりますが、合併浄化槽の促進については今後の課題と考えております。公共下水道に関しては、今後も未普及解消に向けて管渠工事を推進していくとともに、供用開始区域における接続率向上の啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

地域住民が日常生活を営む上で、生活環境基盤の整備は必要不可欠であり、水道未普及地区である砂原、彦潤地区は汚水地下浸透で水が濁り、蛸谷、石倉地区では沢水を飲料水として利用されております。自主財源、費用対効果等課題もありますが、森町水道事業ビジョンにおいて将来にわたる安全で良質な水の安定供給を目指す3つの事業を進める計画となっておりますが、生活環境の保全、自然環境の保全を推進するためにも早期に上下水道の整備を進めることが必要であると考えますが、再度伺います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

安全で低廉で本当に安心な水の供給というのは、町の義務といえば義務になってまいります。そういう意味では、いまだに未普及地域が町内にあるということは町としても何とかしなければならないなということで考えて、現在も計画を立て、検討している状況です。ただ、その中で、議員も御存じのように、いろんな施設の老朽化やもちろん本町地域の本管についても40年以上が過ぎて、もう耐用年数が過ぎていくわけです。そういう更新工事を含めて、また既存の浄水場施設も当然改善をしていかなければならない。そういう維持管理を進めていく中で新しく普及させていく管路の財源の確保や、それからいろんな給水の準備をしていくということは、今現在水道に対する国の助成制度というのはないわけです。全部、全て一般財源、町の単独財源になってまいります。そういうことを考えますと、今いろんな大型の事業の計画や、それから更新事業の計画がある中では早く、早急にやるということはまずは難しいと。ただし、考えとしてはございますので、それを実現化させるための予算の獲得、まずそれが一番の材料だと思います。もちろん、先ほどの答弁でも申し上げましたように、水道本管を引いたけれども切り替える予算がないとか、誰もそこから水を供給されないようであれば、これはやっぱり費用対効果としてはどうかなということもきちんと周知して取り組まなければならない事項でありますので、これは検討をしていかなければなりませんけれども、まず大体の概算の金額で考えてもやはり新しく砂原地区に水道を普及させるとしたら、恐らく今では40億近い予算が必要になってくるだろうと。また、蛸谷、石倉方面についても当然相当額の本管工事の予算が必要となると。そういうことを考えますと、今々すぐということにはなりません、それでも飲料水確保対策として町では補助金を用意しながら、緊急を要するところについては飲料水を確保するように準備しておりますので、そういうものを使用していただきながら、何とか具体化するまでの間つないでいただきたいことと、そのように思っております。

これからも、それともう1点、以前にも答弁をさせていただいたときがありますけれども、今東日本大震災のときから低地にある自治体、町、部落については高台に移転したほうが安全だということで進んでおります。これについては、国でその自治体に、津波被害に、災害に遭ったところについては災害の補助金として国からの支援策があるので、それは有利に進めることができますが、全くないところについてはやろうと思ってもなかなか財源の捻出ができないということで、国会議員の中で国にもう一度水道事業に対する国の助成金を要望しているところがございます。これもぜひ私どもその国会議員を応援しながら実現をしていただいて、そうすると我々の水道未普及地域の解消というのも近くなつてまいりますので、政策的に何か町村会の期成会やいろんな場面がございますので、そういうときに大きな声で発言をしながら支援をしていきたいと。具現化を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再々質問させていただきます。

昨今町内の経済界との意見交換の際、上下水道未普及地区の早期解消を望む声が多く上がっておりました。これを踏まえて、今後森町としてはどのような方向性で動くのか、町長の考えを再度お伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどとほとんど同様の内容になると思いますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたが、やはり食品を加工している工場において地下水で加工しているというのは、一応対外的な価値感からするとちょっと不利な点がございます。何とか解消したいとは思いますが、そこの企業ですとか、そういうところにだけ水を供給するということにはなりませんので、全体計画の中で、今現在は恐らく超純水を作れるような施設を整備して、そして対応していると思いますけれども、町として水に対する補償ができればいいのですけれども、それをHACCPですとか、そういうところで認めてくれれば大変ありがたいのですが、それは今基準としてはない状況ですので、何とか早めに全体の水道事業に取り組めるような、そういう環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 上下水道未普及地域の整備についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、3、総合学科森高等学校現状の改善について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、私のほうから1点質問させていただきます。

北海道森高等学校現状の改善等々についてでございます。現在道立森高等学校の福祉科教員は1名であり、16単位生徒が介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには50単位実務研修を夏季、冬季休業中に行う必要があるため、現在は取得不可能な状況にございま

す。このため、最低限クリアしなければならないことは福祉免許教員4名の増員、また選択科目の時間を32時間から53時間にする必要がございます。今のままでは福祉施設で3年間従事し、実務研修を受けることで介護福祉士の資格が取得できるような現状となっております。森高校の介護福祉士の受験資格は平成25年まで可能でしたが、平成26年からは取得不可能となっております。過去10年間の生徒数の推移を見ますと、平成22年度は379人、12クラスございましたが、令和元年では154人、6クラスと約60%の生徒減が生じております。これは、あまりにも魅力、特色のない学校ではないかと思わざるを得ません。全道で2番目に総合学科となった森高等学校は、進学コースもございますが、福祉科が最大の魅力ではないかなというふうに思っております。今現在森町には介護保険サービス、また担当事業所は訪問介護、通所介護施設サービス、その他在宅サービス等々23か所あり、受入れ態勢定員は680人となっております。各施設サービス等では、介護福祉士の不足で悩んでおり、満足なる介護の提供ができない状況であり、相当苦勞しているのが現状でございます。森町の過疎地域自立促進市町村計画では、教育振興の中で魅力ある学校づくりや地域に根差す教育振興を図るとうたっておりますので、ぜひ介護福祉士の資格試験ができるような環境整備等を含め、資格取得できるように側面からあらゆる方策を駆使し、強力に支援すべきであると考えます。資格取得者が町内に就職し、結婚されれば人口及び少子化現象の歯止めにもなり、介護施設の待機者の解消、そして充実も図られ、森町活性化への一助となると思料いたしますので、町長及び教育長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 先に私のほうからお答えいたします。

まず初めに、森高等学校への支援についての議論に当たりましては2つの留意点が必要と考えます。1つは、子供や保護者側からの点です。高等学校への進路選択は公平であって、尊重されなければなりません。近年森町の子供たちは、大きな希望や可能性を求めて多様で広域にわたって高等学校への進路を選択しております。森町の子供たちがどの高等学校を選択したとしてもその子供たちを力強く励ましたいと町では考えております。もう一つは、我が町にある森高等学校としての点です。子供たちに希望を持って森高等学校を選択してもらうためのより良い支援の在り方については、これまでもこれからも議論していかなければなりません。しかし、その議論の中に、大げさな表現とはいえ、あまりにも魅力、特色のない学校ではないかと価値づけて議論することは、森高等学校を選択する子供や保護者にとって誠に失礼な表現であると考えますので、以上の2点を踏まえながら議論をお願いいたします。

さて、現在森高等学校における介護福祉士国家試験の受験資格については、教育課程の改正によりまして残念ながら平成26年度より取得不可能となりました。介護職員初任者研修課程においても教員の配置体制により存続が難しくなってきたことから、町では森高等学校と連携し、町職員のうち講義を行うことができる有資格者を不足講義時間分に講師として派遣することで介護職員初任者研修課程の存続と受講者の増加及び介護人材の定着を

図ることを目的に学校への支援を実施してきているところです。

私からは以上です。

介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる環境整備などにつきましては、教育長より答弁させていただきます。

以上です。

○教育長（増川正志君） お答えします。

介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる環境整備等につきましては、森高等学校は北海道教育委員会管轄であることを踏まえなければなりません。このことを前提とし、介護福祉士国家試験の受験資格の教育課程を確保するためには例えば専門的な教員の複数配置や施設整備が必須であり、そのことにより選択と集中を特色とする総合学科での教育課程に相当な影響を及ぼすことが考えられるため、まずは森高等学校や北海道教育委員会の考えを聞きたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 今お二人方からご答弁頂きましたけれども、町長の答弁のほうで、支援的なものは、これは把握しておりまして、これは前に29年から実施しているわけなので、職員5名を派遣しております。その部分については福祉コース専攻の2年生3人とか、それらの者に講義の実施を行っておると。これは、保健師なり福祉介護士の方々が出向いって、課程の福祉の人材確保の事業で行っているというふうなことです。これはいいことだと思いますけれども、私の言っているのは派遣の部分でなくて、さっき教育長のほうから出ていましたけれども、教育課程の編成が課題であるわけだから、これについてももう少し町のほうで道教委なり渡島教育局なりに行って、こういう状況であるということで、ぜひ資格を取得をして、地域の介護施設等に就職させたいという強力な考え方が必要であろうと、私はそう思っております。

それから、もう一点、ちょっと言葉悪いですけども、森高校が魅力ないのは失礼でないかという話ですけども、現実には受ける方がいない。魅力がないのです。昨日の新聞にもありましたけれども、定員が80名に希望者が42名です。半分ないのです、半分。やっぱり半分、逆な意味からすると倍以上の出願があってもいい学校にならないといけない。そういうふうなことで、地元にある学校ですから、そういうことをやっぱりきちっとしなければならぬと、私はそう思っているのです。これは町長のほう。

それから、教育長、教育課程の編成等々には、これは専門教諭だとか、そういうものが全部必要だ、これは把握しています。だから、それを、ただ一般の父兄の方々はそういう専門的なものもろもろについては分からないわけですが、父母は。だから、それをきちっと把握させた上で、道教委に行くなり渡島教育局に行くなりして実態を訴えるという行動が必要であろうというようなことでございます。これ介護福祉士国家試験受験資格の可能性についてということで後で差し上げますけれども、こういうもろもろのものをクリアしなけれ

ば、森高校の福祉課に行っても介護福祉の資格は取れないと、こういうことです。取れない学校に行って学んだって何にもならないでしょう。それを目的に来るわけですから。そういうことを私が言っているわけ。だから、町長もそうですが、教育長もそれらのものが実際に時間が足りない、または実習がされない、教員が足りないと、そういうものをPTAでなり、また何だったら議会なり連れていって、道教委に行って、陳情だとか、そういうこともやっぱりすべきだと、私はそう思っているのです。そのぐらいやらないと道教委も目が開かないのです。北海道で16校あるわけですから。それらのものについて、やっぱりきちっとやってもらえなければ困る。剣淵高校なんていうのはすごいです、合格率が90%を超えているわけですから。全道の国家試験の受験者の合格率は70%です。剣淵は90%なのです。それだけ力を入れているということなのです。そうすると、先ほど言ったように、森町の介護保険サービス施設等々に就職できれば、わざわざ就職難だとあちこち探す必要もない。そういうことを踏まえて、もう少し気を引き締めて行動していただければなと思っています。いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） まず、私から再質問にお答えいたします。

山田議員再質問でご質問のように、教育課程の編成ですとか、その辺の道教委への要望についてということですが、必要なことかなと、そういうふうに思っております。日頃北海道教育委員会のほうに赴いて、教育長などと優秀な先生を配置してくれと。それから、新しい高校づくり推進室かな、そちらのほうに行っても何とか森高校の間口を減らさないようにということで、今までも、私もそうですけれども、教育長も度々足を運んでおりました。ただ、最終的には受験生の人数によって、今回の場合は受験率が50%ということでちょっと残念なところありますけれども、逆に今年の子供たち、受験対象になっている子供たちは、教育長からも私伺っているのですけれども、非常に優秀な子供たちが多いということで、やはり地元だけではなくて、大いに外へ出ていける実力を持った子供たちが非常に多かったです。ですから、函館方面に受験される、もちろん、合格発表これからかな、された方が多くて、逆に地元の森高校を受験する人が少なかった。これは、年によって変動するということで私ども理解していますけれども、全体的な子供の少なさがどうしてもそういうところには影響が出てくるのだらうなと。ただし、質を落としてはいかんという考えは山田議員の質問と同じで、何とか指導力のある先生を森高校によこしていただいて、その中で先ほど言っているような介護福祉士の資格をもっと取れるような体制を取ってくれと、それは今後私も強く教育長、北海道のほう行ったときには要請行動に移したいと、そのように思っております。

ただ、現場の状況なのですけれども、介護福祉士でなくても従事することは可能でありますので、その辺をやっぱり勘違いされないようにというふうのは思っているのですが、最終的に介護に従事する人が少ない、それからそれでも介護福祉士を目指して来る方が少ないというのは実際的に介護職の魅力が今少し乏しい、要するに具体的に言うと報酬が低いということなのです、仕事の割には。ただし、これも国のほうでも何とか改善しようと

いう考えではいると思います。ただし、これを改善するということは、報酬を上げるということは、当然介護保険のアップにつながりますので、そのバランス、どこで、どこまで上げたときに今保険を負担している人たちがそこまでだったら許される、もしくは介護に従事される方々がそのぐらいの報酬だったら、ではチャレンジしてみようかと、そういうバランスを整えるのが大事なのかな、一方でそのように感じております。これからも単位を、それでもその中で町で、先ほど言っているように、資格取得に対して講師を派遣している部分については450時間のうち130時間が免除されますので、かなり有利な状況にはなっているなど。森高校はそういう学校だよということも学校としてどんどん地域に発信していただければ、なお生徒の確保ができるのではないかなと、そのように思います。学校のほうにも教育委員会を通じながら伝えながら私も努力してまいりたいと思います。

以上です。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

まず、先ほど申し上げましたけれども、高校の管轄が北海道教育委員会なものですから、教育内容に踏み込んだことの答弁はうかつには答えられないということがまず前提にありますので、そこをご理解して、仮にそうであればどうか、そういった意味で聞いていただければと思います。現在森高校は4系列というのがあって、それぞれ進学だとか社会生活だとか健康福祉、情報ビジネスだとかあって、この系列の中から生徒が進学または就職していくと。自分の進路に合わせて選択科目を選択できる、これが総合学科の最大の魅力なのです、実は。そこをまず押さえていただきたいというふうに感じます。このことから、平成30年度の卒業生の進路を見ますと、4年制大学、短期大学、専門学校、各種学校、就職も町内外にわたってそれぞれの選択をした自分の進路に向かって力強く向かっていていることは間違いないことであります。大変森高校を卒業していろんなことを勉強して、いろんな方面に行っているのだなということが分かっています。そして、ここからちょっと課題なのですけれども、介護福祉士の取得をするためには今の系列を変えていくことしか、または福祉科を設置するとかしかありません。そうすると、今1名いるわけですから、教員が。3名配置するということは3名を削られるということなのです。そうすると、その系列自体の特色が消えて、何かが消えなければならないと。そうすると、逆に生徒の進路の幅が狭くなる可能性も考えられます。また、これまで数年の健康福祉系列を選択する子供の生徒の推移を見ますと、果たして今ここで確かな根拠を持って、相当な覚悟持って、では福祉のほうに進路を切っていけるかという相当な根拠がなければ、大きなかじ取りは大変難しい。一定の条件がそろったときにはいろんな方面に出向いてまいりたいと思いますけれども、まずそういった方向が当該の森高校、北海道教育委員会が配置計画の中で行っている中で私どもの考えが相当まとまってからでないと、非常にハードルが高いというふうにして考えているところであります。まずは、森高等学校、北海道教育委員会、渡島教育局に考えを伺いたいと思っておりました。以上であります。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 先ほど町長のほうからほかのほうの資格がどうのこうのという話なのですけれども、それはちょっと違うのです。介護職員初任者研修があると、そういう資格が取得できるということでありまして、国家資格の、福祉士の資格ではない。だから、一般の介護施設に勤めましても今でいう非正規職員との給料の差があるので、これはやめていくと、これ現実的です。先般も、名前を出していいか悪いかは別にしましても、シャリテさわらのほうで若干、2名程度就職が決まっておったと。それがたまたま冬休みに実家に帰ったらその実家の市に就職しなさいということで断られたと、こういう経緯がある。いまだにさくらの園もそうですし、こちらのほうもそうですけれども、こういう状態なのです。町長も執行方針のほうに団塊世代がこれからそういう状況に入るからということで話がされていますけれども、なおさら必要の重要度が上がってくるわけです。私は、将来森町は全道に先駆けて福祉の里、森町になるのではないかなという期待を持っているのです、町長。それぐらい名前を売っていかないと駄目だと思うのです。森町に来ればいろんなそういう手厚い介護のあれが受けますよという一つのメニュー的なものをばあっと出したらいかがですか。やっぱりそれちょっと期待しています。町長の執行方針のほうにありますけれども、福祉、介護を支える力、心構えを持っているわけだから、町長は。それを大にして言っているわけだから、大にしてそういう、完成させることは大変だと教育長も言っていますけれども、物が道教委ですから、それに町村がああすれ、こうすれと指図する自体がおかしいけれども、あくまでも強力な要請を持っていくと。道教委の考え方を崩すと。モデル校にしたって構わないと思うのです。16校あるうちの一つ、北海道森高校、モデル校してください、要望出てもいいのです。そういうふうになっていかないと満足な学校にはなっていない、私はそういうふう思うのです。やっぱり町民が、地域住民が率先して森高がいいと、そこにやりたいというやっぱりすばらしい学校になっていただきたいと、個人的にも私そう思っています。そういうことで、教育長は別に町長から最後心強い、強力なる答えを頂きたいと。いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

山田議員、介護福祉の里、森町を目指せということで力強い後押しなのですけれども、最近、昨年度から函館市も福祉の里を目指すということで、かなり強豪、強敵です。難しいのですが、森町はもともとこういう高齢者福祉に対しては非常に先発的な町です。そして、施設も多様に町内に点在し、非常にバラエティーに富んだ、高齢者に対してはデイサービスやいろんな選択肢がある、そういう町で、目指すところは私は間違っていないな、そういうふうに考えます。そして、そういう中でそれを目指しながらも、やはり介護に関連、所属する従事者の確保、これをどうするかというのがまず、先ほど申し上げたように、介護従事者の環境を良くしてやらない限りは幾ら旗を振っても集まらない。その辺の難しいさじ加減は行政として行っていきたいと、そういうふう考えます。確保のためにはやはり多少の保険の負担を考えていかなければならない部分であろうと。それそういう組織によって、参考の意見をもらいながら、含めて進めていかなければならないと思います。

最後に、森高校なのですけれども、本当に中身は魅力のある学校です。過去を遡っても非常に優秀な人材を日本国中、世界中に輩出している。そういうところをぜひクローズアップして、今現在も非常に優秀な、そしてすばらしい指導者がいるということをどんどん発信していただきたいと思います。PTAはもちろん関係者、地元、我々もどんどん進めていって、そしてもっとメディアも扱ってほしいのです、森高校生の活躍。すごく活躍しています。なかなか目に留まらないようで少し残念なのですけれども、今後に期待したいなど、そのように考える次第です。これからも全体を含めて頑張っていきたいと思います。よろしくです。

○議長（野村 洋君） 以上で総合学科森高等学校現状の改善についてを終わります。

議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、気候非常事態宣言について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） 通告に従いまして質問させていただきます。

気候非常事態宣言について。国際的な温暖化対策の枠組みであるパリ協定は、産業革命前と比べて世界の平均気温の上昇を2度未満、できれば1.5度未満に抑える目標を掲げています。しかし、2020年のパリ協定運用開始を前に温暖化対策の遅れによって1.5度未満はおろか、2度未満の目標達成も危ぶまれています。一方、世界ではこれまで経験したことがないような記録的な熱波や豪雨、ハリケーンといった異常気象が相次いでいます。例えば昨夏、猛烈な熱波が欧州各地を襲い、パリでは7月に観測史上最高の42.6度を記録しました。グリーンランドでは、8月のある一日だけで125億トンという記録的な氷が解けたと言われております。これからの極端な気象に地球温暖化が影響しているのは間違いないと言われております。このままでいくと2100年頃には世界の平均気温は4.8度程度上昇し、気象の様々な局面に変化が現れる可能性が指摘されています。昨年12月、ドイツの環境NGOが2018年に異常気象による被害を最も受けたのは日本であると発表しました。西日本豪雨や台風の頻発は、まだ記憶に鮮明にあります。温暖化防止へ直ちに行動を起こさなければ取り返しのつかない事態に陥り、人類の生存が脅かされるという危機感が気候非常事態宣言を後押しして、2019年代には世界で1,000以上の自治体が表明しております。日本においては、取組が始まったばかりであります。海洋に囲まれた我が国も既に温暖化の影響が顕著であります。森町の基幹産業である漁業、農業にも様々な形で現れてきております。それは、2次、3次産業にも関連していきます。国内の各自治体に遅れを取らないように森町は率先してこの気候非常事態宣言を行い、温暖化防止への具体的な取組を始めるべき

だと思います。梶谷町長の所見と決断を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地球温暖化は、温室効果ガス、主に二酸化炭素が増え過ぎて、地球に熱がたまり、気温が上昇する現象としています。これにより地球全体の気候が変化し、世界各地で異常気象が発生しています。日本においても猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害による痛ましい被害が毎年のように発生している状況です。当町におきましても異常気象による気候災害が発生した場合は、町民の方々の生活や産業への影響は大きなものであると認識をしております。町の各施設では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき森町地球温暖化対策実行計画を策定し、森町役場などの事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減のため、令和3年度までに二酸化炭素の排出量を基準年度、平成28年度と比較して5%削減することを目標としています。直近の平成30年度の調査では、基準年度である平成28年度と比べますと3.5%の削減となっております。

さて、ご提案の気候非常事態宣言についてですが、議員も理解されているように、具体的に二酸化炭素の削減に取り組むことが重要と考えておりますので、これまで同様これに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（宮本秀逸君） もう既にいろんな面に取り組んでおるといようなことを含めての答弁だったというふうに思います。気候非常事態宣言、まだ耳新しい方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、世界においては非常に進んだ状況でございます。日本においては、こういった名称でやっているところが調べましたところ12町ございます。昨年の9月以降なのですけれども、長崎県の壱岐市を最初としまして、今までに12町が宣言を行いました。私たちが恐らく想像する以上に大変な状況にこれからなっていくであろうということは、様々な資料とかいろんなその関係のトップの方々からのご意見を聞いていると、まさしくそうだろうというふうに思うわけでございますし、昨夜もちょうどテレビでやっておりましたけれども、ブリが北海道沿岸に非常に近づいてきたと。以前に比べて大変多くなったということで、これを何としても商業化しなければならぬというその取組を報道しておりました。そして、これはいくと、先般も報道されておりましたけれども、将来的には太平洋岸から昆布が完璧になくなるであろうと。現在渡島半島も大変な昆布の産地になっておりますし、それから日高、それから根室方面というふうにあるわけでございますけれども、それが完璧に消滅するであろうと。近い将来ですけれども。そんなこともささやかれています。そして、私たちの産業、農業、漁業も完璧にその影響を受けているという状況でございます。これ何とかしなければならぬというように、先ほど町長は二酸化炭素の削減についてこれだけ町としても頑張っていますというお話をされました。だけれども、それだけの町が今全国的にやろうとしていることは事実でありますし、恐らく今年から来年にかけてはラッシュ的に各町が非常事態宣言をす

るであろうというふうに言われております。北海道では、残念ながらまだ一町も宣言しているところはございません。だからこそ農業、水産業に頼っているこの森町が先んじてそういった宣言をやって、北海道庁に訴えて、世界中に訴えていくという道筋をやっぱり取っていかねばならぬだろうと、私はこんなふうに思うのです。役場の前にも非核平和の町の宣言と、それから交通安全の町宣言というふうなポールが2つ立っておりますけれども、今はこの非常事態宣言をして、この恵まれた環境を、最低の被害に抑えていこうという努力が目に見える形で世間に訴えていくということが必要だろうと思いますので、私はやはりこの非常事態宣言をやっていただくべきだろうと、こんなふうに思うのですけれども、いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

二酸化炭素の削減、それから地球温暖化に対しては普通の我々が思っている以上に非常に深刻な状態であると、そういうふうに考えるのは、私も考えております。そういう中で、世界中から環境に対するいろんなニュースが入ってくるたびにこれは何とかせねばならぬなと思っている一人でございます。本当に町としてはいろんな、今公用車を替えるときには本当にハイブリット車に替える、それから数年前には全町の防犯灯をLEDに替えました。これも大きな二酸化炭素の削減強化につながっていると、そのように思っております。そしてまた、いち早く私も、森林環境譲与税もそうなのですが、まず山の木、町有林、国有林が非常に、老朽化ではなくて、伐期をもう過ぎています。伐期過ぎると、二酸化炭素の吸収率がぐっと落ちるのです。これを改善するための取組として、今年の4月から開業いたします。北の森づくり専門学院、その実習体制を渡島、檜山、こっちの道南に持ってこようということで、担当課とともに努力して、実習フィールドの一つ、窓口となりました。そういう学校で直接、学校も来る、そしてまた森林に、林業に対する就農者ともなる可能性も高いものですから、そういう方々を増やすことで山の二酸化炭素の吸収を増やしていく。そしてまた、もう一点は海のほうのいろんな負荷を減らそうということで、担当、水産課のほうでもいろいろと漁業協同組合と協議しながら、海に対するあまりよろしくない付着物の投棄ですとか、そういうものを極力なくするようということで取り組んでおります。一番大きいのは、やっぱり海の負荷を減らすことが温暖化には非常に一番効果があるのかなと思うことから、これについては渡島海域の漁業協同組合の会議やその他の噴火湾内の胆振方面についても話をしながら取り組んでいるところです。具体的などころはどんどん、どんどんやれるところからお話をして、取り進めております。

宣言ですけれども、とにかくのろしを、旗を振って、その旗の下にみんなでやろうという、それも確かに大事ですけれども、割とそういうことをやりますと、ただそれだけにとどまって、具体的な、ではみんなが動くかということ、割かしそうではないような感じがいたします。今北海道ではどこも宣言をしている市、町がないので、目立かもしれませんけれども、そういうことではなく、ふだんから二酸化炭素を排出しないように温暖化防止に取り組む町として名前をはせていったほうが私はより玄人なのかなというふうな感じがす

るところです。宣言をしないということで議員、ご理解されないかもしれませんが、これからも温暖化対策については積極的に取り組んでまいりたいということを申し上げて、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（宮本秀逸君） ありがとうございます。森町としてはこれだけのことをやっているのだというお話もまた具体的に頂きましたし、本当にそれすごいことだなと思いますし、それはぜひこれからも続けて伸ばしてやっていただきたいと、こんなふうに思います。

私は、全く考えが逆でありまして、やっぱり人様に宣言をしますとやらざるを得ないというようなことになってこようと思うのです。それは、やっぱり先に答えを出して、それにどうやって近づけていくかということだと思うのです。できない理由を探してもこれはどうしようもありませんから、私はやっぱり先にうちの町はこうやりますということを高らかに、これは全町民に向かって町長に訴えていただきたいと。役場の中でやっているのはそれ誰も、悪いけれども、町の人たち知らないかもしれません、これ。やっぱり全ての住民を巻き込んでいくというのが非常に大切なことだと思いますし、北海道においては道民でしょうし、日本においては国民でしょうし、そういった人たちがその気にならない限りは自治体だけが頑張ってもこれはまず私はある程度限度があるのではないかと、こんなふうに思うのです。非常に有名な、今スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんという17歳の方がいらっしゃいますね。あれだけ一生懸命地球温暖化に対して提言を起こされております。見事にトランプ大統領はそれをけなされたわけですがけれども、そしてパリ協定から脱退されましたけれども、残念ながらアメリカにおいてはニューヨーク市はこれ非常事態宣言やったのです。そんな、一番高いビル、エンパイアステートビルも今改修やっているそうなのです。温暖化に対してどうやったらビルとして貢献ができるかと、ニューヨークとして貢献ができるかということをやっているそうです。これは、そういった大都市もそうですし、それから各いろんな企業さんもそうですし、団体もそうですし、個人にあってやはり宣言を行うというのが今、ブームと言っては失礼ですがけれども、そういう時代状況にあるというふうに、この間のいろんな資料を調べておりましたら、そういった話のほうに実はなっけてまいります。そして、去る2月11日に私ども姫川町内会で敬老会的な事業やったわけでございますけれども、そのときに講師の方、町内会の方が講師になってやるわけですがけれども、強調されたのがやはりこの問題だったのです。温暖化に対して何もやっていないのではないかとみたいな厳しいご批判を受けまして、その話が話題になりました、ちっちゃな町内会ですがけれども、みんながそういったことを話題にするような状況なのです。そういったことがつい先日ありました。2月11日です。それだけ一般的な興味も出ている時代でございますから、これは私やはり宣言をすべきだと。別に目立ちたいからではないのです。のろしを誰かが上げていかなければいけないというその先導役を、これやっぱり梶谷町長に握っていただきたいと、こんなふうに思うのです。そして、私たちが

考えている温暖化対策と称するもの以外にも一般の方々はそれぞれの知恵があるかもしれませんが、そういった知恵を引き出していくというのもこれ行政の仕事であるし、やっぱり町長の裁量であろうと、こんなふうに私思うのです。そういった意味で、声高らかに、大きな声で今後やっぱりこの宣言をやっていただいて、森町の役場の真ん前ででっかい看板を上げていただきたい、こんなふうに私思うのです。そうしないと、なかなか一般の方には通じていきません、町長、絶対に。私はそう思っているのですけれども、いかがですか。もう一度お答えください。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

本当に宮本議員も自らいろんなことで地域のそういう温暖化対策の必要性を取って、皆さんに取り組まれているということは大変敬意を表したいと、そのように思います。そしてまた、私も今年も町内あちらこちらの新年会で歩かせていただきながらお話しするのは、森町は非常に皆さんのおかげで温暖化対策をやってもらっていると。というのは、ごみの分別処理に対しては非常に丁寧に各町内会、きちんと整理していただいています。それに対する感謝の気持ちも含めて、町ではごみステーションを無償として譲渡していると、そういうことで、町の中は非常に改善されて、きれいになっているのなど。それに対する、ごみを捨てない、それでもまだごみを捨てる方が中にはおるのですけれども、不法投棄がおるのですけれども、それは昨日申し上げました担当課のほうからの取組で監視カメラの増床ですとか、そういうもので警察とも協力して取り締まっていきたいと思っています。そういう一人一人が小さな、ごみを捨てない。それからきちんとリサイクルをすると、そのことだけで大きな環境に対する影響、負荷の低減につながると。それは、各町内会で本当に私褒めてまいりました。ですから、これからは皆さんに続けていただきたいと思っていますし、町のみんながそういう気持ちでやると、本当に二酸化炭素の低減につながっていくと、そういうふうに思います。そういう中でも時にグレタ・トゥーンベリさんのように大きな声を世界に向けて発信することも大事なときもございます。時に応じて、宣言ではないのですけれども、駒ヶ岳のてっぺんから叫んでみたいなど、そういうような感じでおりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で気候非常事態宣言についてを終わります。

議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、5、中心市街地の活性化及び地域振興対策等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問いたします。

中心市街地の活性化及び地域振興対策等について。第2次森町総合開発振興計画において、土地利用計画の現状で記載されているJR森駅を中心に商店、金融機関、医院、役場などの商業施設や公共公益施設が集中し、中心市街地が形成され、平成4年から平成13年にかけて街路事業が進められ、新しい商店街に生まれ変わったとの記述があります。

また、商工業の計画では基本目標として住民の日常生活を支え、観光客に親しまれる商店が増えるよう商店の積極的な経営を支援しながら魅力的な店づくりを促進しますとありますが、現在までの達成状況などどのようなになっているか、以下お尋ねします。

1、街路事業により新しい商店街になりましたが、現在は空き店舗等もある現状をどのように捉えているか、対策についてお尋ねします。

2、土地利用計画での市街地活性化を推進するに当たって、J R 森駅周辺を含めどのような活性化策を考えていますか。

3、地域商業を活性化させるため官民が連携することが必要との文言もありますが、現在どのような連携をしていますか。

4、後継者の不在と経営者の高齢化に伴う事業を継承するための対策としてどのような施策を考えていますか。

5、中心市街地に核となるにぎわいのある施設などの計画をすべきと思いますが、いかがですか。

6、空き店舗を活用する新規事業者などを受け入れる支援策などの対応を検討しているか。事業化などの具体策はありますか。

以上、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

まちづくりの上で最初に最上位計画である総合開発振興計画を策定し、基本構想、基本計画にのっとり具体的に事業を進めるために実施計画を策定し、財政状況などを見据えて単年度ごとに取り進めるのが基本と考えております。

さて、1点目ですが、大通り商店街に空き店舗が多数見受けられる状況は、大変残念なことであります。町で空き店舗利用の相談を受けた場合は、活用可能な空き店舗を紹介するなどの対策をまいります。

2点目ですが、現在町内で営業する企業の皆さんにつきましては、大変厳しい状況にあることと思っております。町としては、森駅前周辺の中心市街地だけではなく、執行方針でも申し上げましたが、町全体がにぎわいを持てるよう交流人口を増やす事業などに取り組んでまいります。

3点目ですが、地域経済対策事業でプレミアム商品券発行事業や森商店会が実施したポイントカード機器入替え事業に協力をしております。また、地域内での消費の循環を促し、商店街の活性化を目的とした商店街ポイントカードシステムを利用した行政ポイント運用事業を平成29年度から実施しております。それ以外にも経済産業省を中心とした国の企業支援策を経済団体及び町内事業者を紹介し、活用いただいております。

4点目ですが、後継者が不在のために廃業した場合、雇用の喪失にもつながると考えております。町では、事業継承に関する相談の受付、相談内容を基に北海道事業引継ぎ支援センターなどの公的専門機関への橋渡しを行う体制を整備しております。

5点目ですが、中心となる施設整備は市街地の活性化に有効と思いますが、御存じのよ

うに町内には現在計画予定の施設整備をはじめ公民館や保育所など老朽化による更新時期を迎えた施設などが多数多くあり、町全体の整備計画の中で検討するべきであると考えております。

6点目ですが、新規事業者への支援策については現在町としてはありませんが、内容により国や北海道などに対応可能な支援策があれば、紹介してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） それでは、再質問いたします。

まず、1つ目なのですが、大通りを含めて空き店舗対策について、商工会議所ですとか商店街の団体の方々ですとか近年意見交換会というものをしたことがございますかというのが1つ目です。

それから次に、駅前の旅行者など町外の方がJR森駅を利用して初めて森町に訪れる駅前というのは、エントランスであります。周辺の環境を整えるなど整備計画を検討すべきだと思いますけれども、もう一回お願いしたいと思います。

次の商業の後継者対策、空き店舗対策について、行政が積極的に推進するために、先ほど北海道というお話がございましたけれども、森町の役場が、職員の優秀な方々がたくさんいるわけですから、そういう体制整備を取って、いつでも相談に乗れるとか空き店舗のそういう対策を進めていけるとか、そういうことを考えるべきではないでしょうか。

次に、商工会議所が独自で行っている冬の駅前のイルミネーション、これは町民の皆様は大変心が癒やされると思っているところでございます。行政としても何らかしらの、会議所だけではなくて、計画ですとか、また支援策ですとか、それに対する。そういうものを考えるべきではないですか。

次に、中心市街地なのですけれども、町民の憩いの場として、先ほど核となる計画いろいろあるのでという話もございましたが、今まで町長、結構長く行政に携わってきているわけですから、計画年次というものしっかりと決めていけば、そういうものが達成できたのではないかなと私は思っているのです。そういうことも含めて、にぎわいのあるまちづくり計画、そういうものをどのように考えているか、それをまずお考えをお聞きしたいと思います。

次に、森町には鷺ノ木環状列石をはじめ榎本軍鷺ノ木上陸地跡の史跡もあり、また明治6年に札幌本道工事の一環としまして建造された森棧橋の、これは中心市街地のところにあるわけですから、復元などするなど史跡を活用しました。歴史街道的な計画、そして町外からの観光客の流入を増やすというふうな検討をしてはいかがかなというふうに思っております。それに対する計画というか、具体的なものあればお知らせをいただきたいなと思います。

最後になりますけれども、地域振興対策として市街地活性化についてです。当町の現状は、北海道新幹線の新駅がないわけです。高速道路はインターチェンジ2か所はございま

すけれども、市街地の山側を通過する状況です。これは皆さんが御存じのとおりでございますけれども、観光客を呼び込む方法をやはり町全体で考えるべきだと思います。そのトップが町長でございますから、そういうことをどのように思っているのか、そこをまずお聞きしたい。それで、魅力あるまちづくりを推進するための総合計画ですとか、先ほど実施計画ですとか基本計画ですとかいろいろお話ありましたが、その具体策というものが本当にあるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目、商工会議所との意見交換会ということですが、改めて意見交換会を持ったことはございません。

また、2点目、駅前整備計画です。整備計画については第2次森町総合開発振興計画の中には一応大筋としてのせてありますけれども、具体的な整備計画については今現在のところを取り組んでいる、そういったことは町ではない状況です。

そしてまた、3点目、商店主、商業主からのいろんな相談なのですが、町で何とか相談に乗って対応してあげたらどうかというご意見です。町も来たときにはいろいろと相談に乗ってあげる、そういう考えではおります。ただ、その以前に経済界の中の組織もございますので、そういう中でいろんな経営に対する相談ですとか、後継者に対する相談ですとか、いろいろと相談できる環境があるのかなと、そのように考えます。その上で個々の話も町のほうに持ってきてくださっても結構ですし、また全体として何かそこに空き店舗に対するそういう募集をしてほしいとか、そういうことがあれば取り組んでいてもいいかなと、そのように思っております。ただ、具体的には町に対してそういう個々に相談が来たということがないものですから、今現在は北海道のほうでそういう紹介をする制度がございますので、それに対する紹介を考えているということ为先ほども申し述べさせていただきました次第です。

また、4点目の駅前のイルミネーションにつきましては、商工会議所がいろいろと努力されて、自分たちの手で少しずつ大きくしていったらというのか、毎年取り組まれているというのは伺っておりました。そこは事務所も目の前にありますし、町としても駅前のにぎわいは当然あっていいなと、あればなおいいなということで、過去を遡りますと食KING市を大通で取り組んでみて、シャッター街を何とかシャッターを開けるようにということも取組もされてまいりました。ですが、結果的には駅前にあったコンビニもちょっと森川のほうに移ったり、なかなか駅前がにぎわいを取り戻せない状況なのかな、そのように思っております。イルミネーションがあれば人が来るかという、それだけではなかなか難しいのかもしれない。ですから、ぜひイルミネーションを作るときに仕掛け、それを見に来て、そしてまた楽しめるものがまだほかにもあると。ほかのイベントも見習いながら、何か考えがあれば、そこに役場でお手伝いできるものがあればお手伝いしたいなと、そのように考える次第です。

そしてまた、5点目です。中心市街地、今までに何とかできたのではないかというご質

問ですけれども、全体としてできたかもしれません。しかし、我々あくまでも、先ほど最初に申し上げましたように、議員も御存じのように、当初計画からいろんな3年間の実施計画、そしてまた単年度には何をやるということで、いろいろと準備を進めていく中ではどうしても商店会の中の施設というのは今まで出てきたことがなかったです。ただ、商店会の中にこういう行政の施設を造るというのはなかなか難しいところもあります。というのは、持っている用地に対して、町有地あそこにございませんで、用地に関する課題ですとかそこに一体何が必要なのかと、そういうことを全体の中でやっぱりそこはそこで計画していかなければなりません。そこに何かを造るとほかに考えていたものがなくなるとか、そういうことで全体の中であくまでも計画は進めるべきであろうと、そういうように考える次第です。よく子供たちからのちょっとした意見で、町の中に遊べるものが欲しいと。要するにデパートやショッピングモールのようなものがあって、そしてそこだと買い物もできるし、ゲームコーナーがあったり、遊ぶこともできると、そういうお話はお祭りや町内会のいろんな場面の中で私承ことがあります。できれば、そういう商売をなさる方々がそういう施設を計画すると、そういう中に、函館市でも今やっていますけれども、その中に町としての主要な部分を入居させていただくというのも一つの考えかもしれません。これにつきましては、いろんな考え方やアイデアがあると思いますので、何かあったら私どもも気にしながら進めていければと、そういうふうに考える次第です。

そしてまた、鷲ノ木ですとか榎本武揚の上陸地点、栈橋の跡地、非常に、議員も言うように、私も森町の魅力は物すごく深いものがあると、そういうふうに考えております。ただ見るだけではなく、食べるものも豊富ですし、これだけ食べ物が豊富な自治体というのは全国探してもなかなかないです。それに対して、観光客についてそういう魅力をどんどん発信することでたくさんの方が来ていただけたと思っています。これは、担当課、今も変わらずあちらこちらに歩いているし、執行方針でも申し述べさせていただきましたし森新蘭航路につきましても本当に天候のいいときに洋上から見る駒ヶ岳、噴火湾からの眺望はほかの人からみたら、我々は慣れていますが、よそから見たら最高のごちそうです。その中で食事ができるとか、いろんな仕掛けをすれば多くの客を呼べるなど、そういうふうに考えておりますので、これについては積極的に進めていきたいと思っています。

また、最後の7番目もそのとおりですけれども、市街地を活性化して客を呼び込むというのは、6番と共通するものがあるかなと、そのように思います。明治天皇も上陸して、そして市街地を行進いたしました。それから、駅前には駅弁大会で全国ナンバーワンの駅弁の販売所があります。あそこには本当にいかめしの……個人名言っていいのかな。いかめしの聖地だということで全国から人が来て、いかめしを買って、あの店の前で記念写真を撮って帰るのです。ぜひそういうものを商店街の方々も活用してほしい。町がやれとか、そういうことではなくて、商売されている方々が積極的にそれを活用して発信していただいて、収益につなげていただきたいな、そのように考えます。そのような中で町が支援できることがあれば、ぜひ担当課に相談していただければ検討したいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） かなりいろいろなお話をしていただきまして、ちょっと半分くらい忘れてしまっている部分があるのけれども、ただ先ほど町長が3か年計画、振興計画に、構想あって、基本計画3か年の計画、なぜ町長、3か年計画、実施計画を出さなくなったのですか。策定しなくなったのですか。これも答弁いただけないから、残念なのだけれども、これがあれば町の進む3年間の方向というのが見えるわけです。それ今までであったものがないのです、今。町長のときになったら。私ここに議員になったときにもう既にないのです。ということは、3か年のやることに対する財源だとかいろんなこともあるわけです。団体の方々と町長お話ありましたけれども、意見交換していないものがどうやっていた団体の方とお話しできるのですか。吸い上げれますか、意見を。だから、もっと、私1問目で話したのだけれども、団体の方々と意見交換をして、森町をお互いに官民が共になって良くしていくと。中心市街地は、町外から来たいのだと。お客さんは来たいのだと、そういう魅力的なまちづくりするのが先頭に立ってやる町長の仕事でないのですか。それを団体から来ていないとか北海道にとか、そういうことでなくて、こんなに立派な職員皆いるのです。みんなでやったら何とかなるでしょう。道南の森町に行ってみたいと、そういうふうなまちづくりしてください。その前にやっぱりいろんな各団体とお話をしながらいろんな意見を吸い上げて、そういうことが今までなかったのかなというのは非常に私は残念なのです。ですから、そういういろんなこともしていきたい、魅力もあるのだということであれば、ぜひそういうことを達成するようにすればいいのです。一番私残念だったのが町政執行方針の中にそういうもの、構想的なものというの記述ありますか、商業で。私見た中ではないのです。町長いっぱいしゃべったのです。だけれども、町民に対する執行方針、何もないでしょう。もっと書くべきです。

それだけ言わせていただいて、終わります。

（何事か言う者あり）

○5番（伊藤 昇君） 聞きます。最後だと思った。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

町内にたくさんのいろんな組織ございます。そして、多くの懸案事項、それから要望事項、多くある中で、私ども、担当する課がそれぞれあるわけです。それは、議員も本当に詳しいだけ詳しいと思います。水産関係で申し上げますと、2つの漁業協同組合の組織から事務的にいろんな要望が寄せられて、それを実現するためにはどうしたらいいかということで担当課がいろいろと国や道の支援策も含めて調査し、そして何回かやり取りし、当然やり取りしている中の記録も決裁として残しながら進めてくるわけです。というのは、組合長も私も本当にふだんからちゃんと時間あっていつでも話できるかといったってほとんどないです。だんだん年数を重ねることでいろんな道外の仕事も増えてきますので、やはり事務方がそういう細かいことは整理、それから連絡をして、そして具体的なことで積

み上げて実行に移していくと。これは議員も御存じのことと、そのように思います。当然農業関係の団体においてもそのとおりです。きちんとやっぱり要望を上げ、そして懸案事項を中に含めて事務方同士が議論をして、ではこういう方向でいこうということで今回の執行方針にも載せているのは、水産に関しても農業に関してもそういうことは載せさせていただいております。ただ、残念ながらふだんから経済団体からそのような内容についてのお話というのは全く事務方のほうで来ておりません。我々が行かないから駄目なのではないかというふうな議員の指導もあるのですけれども、懸案事項、我々が見ているだけではなくて、やっぱり町の中で商売をされている方々の何が欲しいのだと、何をどうしたらいいのだというのは詳しいことが分からない限り具体化できないです。そういう状況の中で、先ほど最初の答弁でも申し上げましたが、商店会の中でそういうも〜りーくんカードをＩＣ化したいと、そういう懸案事項がございましたので、これは事務方がきちんと整理をして、実際具体的には経済産業省の国の補助金を使って、きれいに整備できたと、そういうことがあります。ですから、そういう場所を、意見交換の場所を持ったから進むとか、持たないから進まないということではないです。あくまでも懸案事項があつたら、ちゃんと組織があるので、組織からうちの担当課、担当課は私の代わりですから、代わりとしてきちんと対応して、そして進めていくことが大事かなと、そのように思っております。こういった意見については伝わることも、恐らく伝わると思いますので、ぜひ積極的に活用いただけるように議員からもお話ししていただいて、これからまちづくりの活性化に努めていきたいと、そのように思っております。交流人口に対しましては、それ以外にも大学生ですとかいろんな町に対して来ていただける、そういった方々に対する取組も一方でしております。そういう中で定着してくれる方がたくさんいたり、それから商業関係、工業関係に就職される方が出てくるかもしれませんので、町としてはそういうことも含めて積極的に取り組んでいきたいと、そのように思いますことを申し上げて、再々答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で中心市街地の活性化……

（何事か言う者あり）

（「答えていない」の声あり）

○議長（野村 洋君） 答え出ていない。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 答弁漏れありますので、答弁してください。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前 11 時 57 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 失礼いたしました。3か年計画なのですが、第2次森町総合開発振興計画を策定した時点からこれが議会に対する提出が義務化でなくなったという経緯がございます。実際には3か年計画はつくってあるのです。それを皆さんにお渡しできる状況かどうか今ちょっと確認してみますけれども、できれば次回から3か年計画も提出するようにしたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で中心市街地の活性化及び地域振興対策等についてを終わります。

議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、地元商店の振興について、国民健康保険税の軽減について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、地元商店の振興についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1問目、地元商店の振興について質問いたします。

昨年森町では、引き続く浜の不漁や消費税増税の影響もあって、商店の閉店や加工場、温泉。病院なども閉まってしまうところが数多くありました。2008年、平成20年度からの第1次森町総合開発振興計画を受け、人口減少問題に特化した計画としてまち・ひと・しごと創生総合戦略の第1期が2015年、平成27年から今年度まで取り組まれてきました。その中で、空き店舗数の抑制や空き店舗の活用がうたわれています。また、も〜りーくんカードやプレミアム商品券の発行、食KING市などの開催といった商店会や産業活性化に供すべく取組もこの間行われています。しかし、結果的に見ると人口減少には歯止めがかからず、地元の商店においては幾つ残れるだろうと思わざるを得ないのが現状です。地元商店では、大型店舗による客足の減少と後継者問題が大きな課題となっています。既に2018年、平成30年から第2次森町総合開発振興計画がスタートしており、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期が新年度からスタートします。この機に本気で地元商店の現状と要望をしっかりと受け止めるとともに、消費者としての町民の声とをつないだ施策が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地域において地元商店は消費者へのサービスの提供者として暮らしに欠かせない存在であると同時に、貴重な雇用の場にもなっております。町では、これまでも小規模事業者等

の経営一般について広く相談を受ける支援機関である森地方中小企業相談所の助成をはじめ、国の企業支援策を経済団体及び町内事業者に紹介し、活用いただくなど産業振興に取り組んできております。しかし、車社会やインターネット通販の普及などにより、消費者ニーズの変化や後継者の不在などで町内の商店の数は残念ながら減少しているのが現状です。地元商店が活気に満ちあふれ、にぎわいを取り戻せるよう町では観光客や交流人口を呼び込む取組などを通じてこれからも地元経済の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 前の議員も似たような形で質問されていますけれども、とりわけ私は商店が特に去年という、もう年明けましたので、去年の段階でかなりの部分が閉店してしまったというような状況、そしてそういう中で1軒だけいわゆる閉店した後にコインランドリーという形で新たな店舗として開業されたという、そういう状況。そういうのを見るにつけて、それこそもっと積極的に町がこういう状態を把握した上でこれからのまちづくり、地元の商店を本当にシャッター街にしない。空き店舗の活用といいますけれども、空き店舗のシャッター街を開けるということも大事なのですから、まずはシャッター街にしない、空き店舗にさせないという取組が非常に大事ではないかなというふうにして思っているわけです。今町長の答弁お聞きしたのですけれども、具体的にどういう形で施策を、また商店の皆さん方に提供しているのかというのが見えてこないのです。実際私もこの問題を取り上げるに当たって、非常に少ない数ではあったのですけれども、お店屋さんのところに訪問して、いろいろお話を伺ったところなのですけれども、その中でもう遅いみたいなことも言われる方もいましたし、それこそ今本当に何とかしなければ、森町で今開店しているお店は何とかなるだろうけれども、その店主の方が引退された時点で閉めてしまうところがあるだろうというようなお話も聞かされました。そういう状況をしっかり認識すれば、先ほどの質問に対する答弁ではないのですけれども、相談がないから行かない、対話をしないのだということではなくて、この問題をもっと本当に森町のまちづくり、地元商店を何とか活性化させるということで、もっと積極的に森町のほうで行政として手を尽くす方策がないのだろうかというふうにして思うわけです。その具体的な中身としては、先ほどの伊藤議員の中でもありましたけれども、このたび2月、先月ですけれども、議会としてさわら商工会と森商工会議所との懇談会を、意見交換会を変えて懇談会という形で話し合いを持ちましたけれども、その中でもやっぱりこの問題は特に森のほうからは出されたわけです。その中では、なかなか森町として行政側が話し合いに応じてくれないというようなお話があったのです。議会としては今回が、私自身が議員になってからですけれども、前回のときと今回と2回やっているわけですけれども、だけれどもそのときにもやはり同じこと言われていたのですけれども、なかなか町側が話し合いのテーブルにのってくれないのだというようなお話が出されていたわけです。やっぱり

率直に足を運んで声を聞く、願いを聞く、それと同時に消費者としての町民の声も聞いて、そこをつなぐというのが行政としてすごく重要な仕事ではないかなというふうに私は思うわけです。とりわけ町長は広報にも移動町長室という形で呼びかけているわけです。そのときに、前にも質問したときにもやはり、移動町長室も含めてですけれども、要望がないから行かないのだというお話があったのですけれども、こういう地元商店街が本当に今危ういところまで来ている。そういう状況の中ではやっぱり町としてこれからどうするのだということで積極的に地元の商店の方々の声、そして住民の、消費者としての町民の皆さんの声、それを真剣に聞いて、そこをつなぐというか、そういう取組こそ今非常に重要なのではないかなというふうにして思っているのです。そういう場を通して特に、先ほどこよっと言いましたけれども、廃業された後にすぐコインランドリーということで開店された方のところに行ってお話も伺ってきたのですけれども、町でいろいろそういう企業を起こすときの補助の部分も含めて制度的にあるわけですが、そういうのを全然使っていないというのです。というのはどうしてかということ、知らなかったというのです。ですから、そういう援助できる制度的な保障もあるのだということも含めて紹介するなり、または廃業しそうなところとやりたいという部分とのマッチングというか、そういうのも含めて町がもっと積極的に音頭を取ってそういうテーブルというか、話合いの場を設定することが今必要なのではないかなと思うのですけれども、そのあたりに関わって積極的な町長としての考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

商店を経営というのは、非常に大変な努力を要する。しかも、それを継承していくと、次の世代に。それというのは並々ならない、そういう力というか、大変な努力が必要だと思っております。そういう点では、今日まで100年続いたですとか、江戸時代から代々つないでいるという企業を見れば、私はすばらしいなと思って、非常に高く評価する次第です。そういう中で、森町の商店会、いろいろ理由はあると思いますけれども、かなり空き店舗や閉店されているところが増えてきている。誠に残念です。しかも、一度市街地のそういう街路の整備の中で新しくできたにもかかわらず空くということは何とも忍びない、そういう感じ、思いであります。ただ、そういう中で各それぞれが一つの企業で経営者ですから、そこに対して経営者が全く望まない、それから継承するとすれば何がしかを考えたり、自分の後継者を誰にするとかいろいろ考えるはずなのですけれども、そういう努力はされていながらも後継がないということで閉じられているのが現状なのかなと、そのように思います。親族というか、息子さんも娘さんもそれぞれが独立して、そちらで生活しているということで、それはそれでいいのかなと思うのですけれども、本当に経営されている方々が店舗をどなたかに譲りたいと、そういう考えがあれば、それについてはまず商店会があったり、組織として。その上に経済界の組織があったりと順番があります。議員は町が積極的に顧客のニーズですとか、そういうものを企業というか、商店主に対してそういう、つなげていくべきだと、そういうお考えなのかもしれませんけれども、私はもう少し

経営者が努力すれば今の、まず時代の流れに乗った消費者のニーズに沿った店舗づくり、こういうものをしていけば残れるはずなのです。そうやって過去にも形態を変えながら現在つなげている、そういう商店主もたくさんおられますから、そこをまず大事にしなければ、私たちが積極的にでは何とかしましょうかと述べてね、大きなお世話だと言われる場合のほうが大きいのかな、そのように思います。まずは、経営者を尊重して、経営者同士のつながり、横の連携もあるでしょうから、そういうところで何がしか相談があった場合には町ではそういうふうにして、それを酌み上げて、支援策を考えて、提供すると、そういうスタンスでいたいな、そのように思います。

それから、積極的ではないというふうに言われるかもしれませんが、それが我々の立場ではないかな、そういうふうにあります。そういう中で、経営していく中でいろいろ什器備品を更新しなければならないという場面がございます。そういうところは、町でいろいろ国の有利な制度、それから道の有利な支援策、そういったものをいち早くキャッチした場合にはすぐ経済界に向けてデータを流しています。それを活用して、昨年、先ほど議員にもお話ししましたがけれども、それ以外にも2分の1補助の上限1,000万円、そういう有利策を活用して、町内では6件の企業がそれを活用して、道具というか、機械を更新したりして、継続を有利に進めております。2年間で今トータルで2億円近い補助金が町のほうに入り、企業が活用しておりますから、常にそういった感じで情報はすぐさま流すようにしていますので、ぜひ商店主の皆さん、それから水産関係もそうですけれども、皆さんに活用いただけるように私たちは願っている次第です。そういうことで、あと町としていろんなものは地元から調達するということで基本的に考えています。これは、今始まったことではなく、過去を考えれば給食センターを新築したときにも中身の什器備品は地元の商店会から調達しています。今現在建設も間もなく終わりますけれども、さくら幼稚園に関しても什器備品、その他については地元商店から買い取っています。このように私たちも、町もいろいろと努力してつなげておりますので、ただ閉店するではなく、つなげて、次の世代を呼び込むような、そういう取組、ぜひ商店会で頑張っていただきたいな、そういうふうにする次第です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 町長自身がお認めになったように、まさしく積極的でないということを私は述べさせていただきたいと思います。その結果がやっぱり今のような状況になってきているということです。さっき言いましたように、第2期が新年度からスタートするわけですから、それに関わって今総合戦略の案として第1次の評価の部分が出されています。その中にも創業者を確保するための計画策定に必要な関係機関との連携を強化できず、町内就業件数につなげる施策の実施に多大な時間を要し、件数の増加に結びつかなかったというふうな反省をしているわけです。今回、そして第2次の計画を見ると、案ですけれども、空き家店舗に関わる施策が抜けているのです。私は、今森町の商店という

か、地元の商店をやっぱり何とかこれ以上シャッター街にさせないという取組はこれからの森町の方向性を決めていく上で非常に重要な課題だろうと思っているのです。それが抜け落ちているということが非常に腑に落ちなくて、意見のほうを出させてはもらったのですけれども、特にそういう森町のまちづくりという根幹に関わる、本当にそれこそ地元商店がこのままでは立ち行かないという状況にあるという現状認識をきちんとしたときに、もっと商店の皆さんに頑張ってもらいたい、商工会議所に頑張ってもらえればと言うのではなくて、もちろんそれぞれの努力も必要だと思います。特に、先ほども言いましたけれども、コインランドリーを開設された方は閉店されるということを分かっているのではなくて、その前からご自分の経営というか、営業の部分でコインランドリーをやりたいという思いで物件を探していたらしいのです。だけれども、なかなか見つからなかったのだけれども、たまたまそれこそそういう話があったということで、うまくマッチングしたわけですね、そこで。そういう思いを持っている方というのは森町の中にもどれだけいるかと言われたら言えないのですけれども、そういう方や、先ほども言っているように、高齢化や後継者がいないということでやめようと思っている、そういう部分と、またはもっと企業というか、広げたいとか、また新たに何かやりたいとかと思っている人もいないわけではないと思うのです。そのあたりをやっぱりうまくマッチングさせるという場を、私はもっと町としてこれからの森町地元商店を何とかしようという積極的な立場に立てば、そういう場をどこかがやるだろう、どこかがやるだろうということではなくて、町がそれをリーダーシップを発揮してやるということにならないのかと思うのです。もちろん商工会議所の方々も話合い中でやっぱりどこかが中心になってというか、動いてくれるところがあればみたいなちょっと他力本願なところがないわけではないと思うのです。ですから、なおさらそういう思いを持っている人たちとのまずは話合いの場をきちんと設定するとか、意見を直接聞き入れるとかという場を、私は機会というか、そういう取組をぜひともやっぱり今こそやるべきではないかなと思うのです。それと併せて第2次のまち・ひと・しごとの部分で空き店舗を出さないという取組を、重点的にこの1次の反省を生かして、2次では何としてもそれを成功させるのだぐらいの気構えで取り組むべきではないかというふうにして思うのですけれども、いかがでしょうか。そうすることによって、それこそ移動町長室も私は実施したことになっていくのではないかなと思うのですが。

○町長（梶谷恵造君） まちづくりに対するいろんな取組の仕方、いろんな方法があると、そのように思っております。議員からは本当に町は積極的でないという、そういうお言葉を頂きましたけれども、いろんな考え方ありまして、先ほども申し上げましたように、いろいろと考え方違うし、企業主はそれぞれ代表です。私たちの立場から考えれば、やはり企業そのものの努力がどこまで考えられているのかと。続けようと思っているのか、思っていないか。私も一時、もともとは経営者ですから、そういう内容についてはやはり行政が考えるよりもまず企業そのものが国の方向性、それから北海道の方向性、それからそれで自分たちが置かれている立場が今後どのように変化していくかと、そういう情報をキ

タッチして、きちんと自分たちの商売につながる方向について設備投資をし、伸ばしていくと、そういう改善を続けて、どんどん伸びてきている業者、もしくはきちんと維持している業者というのが今存在すると、そのように思っております。そういう中で、一から十まで町が準備をして、はい、どうぞと、そんなことやっている企業だったら特になくなります。私たちは、やっぱり企業を育てるということを大事にしたいと考えます。それをやるのはもちろん経済界でもあるし、商店会でもあると。そういうふうには、そういう単位ごとに団体がありますので、ぜひ積極的に自分たちで横のスクラムを組んで、まず客のニーズをきちんとつかむと、それが大事なかなと思います。今地域にある程度中規模な商店、場所もございますし、やはり利便性を求めて消費者は走りますから、その連携がうまくつながったときにその地域に対して消費者は走ってくると、そういうふうに感じています。今現在町なかには金融機関も2店舗ありますし、郵便局もございますので、全体的に、ほかの自治体の例も見ればまず第一にどこに行きますかと。お客さんがどこ行くかといったら、金融機関にまずお金を下ろしに行くと。その後で用事のあるところにちゃんと立ち寄って戻ってくると、そういう流れのようでもありますので、そういった例も世の中にたくさんありますから、そういう商店会もそうですし、商工関係の団体もそうですし、ぜひ自分たちできちんと勉強して、そして努力されて、次のステップに向かっていていただきたいなと思います。確かに第1次森町総合振興計画の中で空き店舗がどんどん増えてきているというのは何とかしなければいけないという課題もありますけれども、それを何とかするということも一つですし、もし空いてしまった場合には次のマッチングする企業を、そういったこと呼び込むための努力というのは町としてもつなげていきたいというのは、先ほども申し上げております。そういったことで、努力しながら何とか商店会の活性化、それから振興に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地元商店の振興についてを終わります。

次に、国民健康保険税の軽減についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2問目、国民健康保険税の軽減について。

2年前の2018年、平成30年度より国保の都道府県化がされ、その際森町においては資産割が解消されたものの、とりわけ均等割、いわゆる人頭税とも言える家族人数分加算される額が大幅に値上げされました。1人当たり3万8,000円から5万2,300円、1万4,300円、37%もの値上げです。平等割、1世帯分は2,000円の減になりましたが、均等割は1人5万2,300円ですから、2人、3人と家族が増える分2倍、3倍となって、子育て世帯にとってどっと負担が増えたのです。しかも、新年度からまた国民健康保険税を上げる、しかもまた均等割の値上げが大きいとなると、森町の健康保険税の徴収の基本は福祉ではなく、受益者負担なのかと思わざるを得ません。子供の医療費や給食費、修学旅行費、そして保育所や幼稚園等と子育て支援に力を入れている町政、町長であれば、国民健康保険税の均等割の負担増に対して減免措置を考えませんか。国保の問題は根本的に国の施策であり、

国庫負担を減らしてきたことと国保だけに適用されている応益負担が国保の負担増の要因です。ですから、全国知事会、全国市長会で国庫負担増、子供の均等割軽減、自治体の負担軽減努力へのペナルティー中止、国による子供医療費無料化等の要望をしています。これが実現すれば、国保は協会けんぽ並みに引き下げられます。こうした声をしっかり国政に届けることは当然やりながら、住民を守るためにできることをしっかりやるのが自治体の責務です。その一つが子供の均等割の減免であり、均等割の負担額の見直しです。子育て世帯を直撃する均等割の在り方について、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

議員御存じのとおり、平成30年度に国民健康保険は都道府県化され、保険料水準の統一に向けて取り組んでいることから、森町独自の子育て世帯に対する均等割の減免措置は難しいと考えております。森町においては、北海道国民健康保険運営方針を基に北海道において決定した標準保険料率を基本に保険税率等を決定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 何とも素っ気ない答弁にがっかりなのですが、先ほど具体的な数字も挙げましたけれども、すごい負担なのです。そして、今回予算の要望で追加資料の中にも出ていたのですけれども、最高額の国保税を聞きますと89万ということなのです。最高額だから、それなりの所得があって、また家族構成とか分かりませんから、あれなのですけれども、それにしてもすごい額です。とりわけ、先ほどから言っていますように、子供の均等割の部分なのですが、道の運営方針に基づいてということなのですけれども、実際に納付額は提示されますけれども、それに関わってどういう形でそれぞれの自治体が徴収するかと、賦課するかということは任されているわけです。とりわけ均等割の部分も含めてですけれども、いわゆる応益部分についての負担軽減というものもありますし、特別な事情という形で自治体の首長がその部分について判断をすることができるというのは、ルール内の一般財源からの繰入れとして可能なわけです、制度的に。それを使って、子供の均等割の部分について減免措置を取っている自治体も現にあるわけです。ですから、その部分を、道の方針があればということでもむげもなく駄目ですということではなくて、やっぱり、先ほども言ったように、森町は私子育て支援に、また福祉の部分でも、先ほどのやり取りもありましたけれども、かなりの施策を実行されていて、喜ばれている部分というのはすごくあるなというふうにして思っているのです。であれば、なおのこと本当に子育て支援、子育て世代にとって重い負担となって、少子化の部分も含めてですけれども、解決させる上では子育て支援という観点からもこの国保の部分の均等割の子供の部分についての減免措置、例えば具体的に言えば第3子から取りませんか、または金額的に引き下げますとかというふうな、それぞれの自治体の可能な範囲でそれは、先ほども言っているように、自治体の長の裁量権に任されていて、ペナルティーには入らないわけ

です、そういう施策というのは。それを活用してやるというようなことが今必要とされているのではないかなと思うので、改めてもう一度町長の所見を伺いたいと思うのですけれども、それと併せて特に今回、予算のところであれなのですけれども、森町の部分でいくと均等割と平等割の金額の押さえ方なのですけれども、均等割を高く設定するということは家族の分だけそれがどんどん、どんどん増えていきますから、負担増がすごいのです。そのあたりの部分のバランスというか、それを考えた上での金額の設定というのも、これもまた各自治体に任されているわけです。もちろん応能割と応益分との割合は決まっていますけれども、応益部分だけでいけばそれはそれぞれの自治体に任されているわけですから、そのあたりも含めてぜひとも見直す必要があるのではないかなというふうにして思うのですけれども、単に道の運営方針をそのまま受けてやるので一切町としてはできないということはないと思いますので、ぜひご検討ください。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、基本、国民健康保険が都道府県化になったということは、市町村では、小さい自治体ではこの単位では国保のやっぱり負担者を全員では賄い切れないと。基本そこから都道府県化になって、昨年の4月1日から国民健康保険が全道一元化になったと。ただし、まだ今現在もともと国保税として設定されていた額が最高から最低まで非常に幅が広いものですから、平準化に至るまでの間各それぞれの自治体が今までの例に倣って、そしてなるべく最終的には、数年後には全道一律に変わっていくという、そういう、その最初のまだ1年たった時点です。議員も御存じのように、森町では資産割をなくいたしました。でも、資産割はなくしたからといってその税額が削除されたということではなく、その不足分をどうしても応能応益割の中から捻出していかなければならないということで、町では一応応能、応益を50、50の半分にして、そして応益割を平均割は15%、そして被保険者の均等割が35か。世帯別平均割が15%ということで設定をさせていただいておりました。ただ、そういう中で何とか子供たちの多い世帯のその部分を、子供たちの部分を減免できないかということで、今減免するという、している自治体も日本中にはあります。しかし、今町として減免措置、それからまた違う、一時繰入れ、そういった措置をした場合にどうしてもその後のペナルティーではないのですけれども、入ってこない、国庫からの町に対する繰入れが減る、そういう状況がございます。そうすると、結果としてどうなるかというと、減免した措置が逆に割高になって、町の個人の保険者にのしかかるという結果が生まれます。逆転するのです。その辺議員恐らくそこできちんと調べられていないのかなと、そういうふうに思って聞いていましたけれども、そういうことを考えますと、今まだ1年目です。そして、やはり同じように大家族のところで苦勞されているという家族は何件というか、全道でいったらたくさんもつとあるかもしれません。そういったところの声を拾い上げて、3年に1度更新というか、見直しをかけるということですから、そこまで少し我慢されて、何とか違う点で支援、議員おっしゃっているように、私たちは、町では子育て支援に対しては非常に力を入れていますので、その辺でカバーをしながら頑張

っていただければ大変ありがたいかと、そのように思います。また、ほかの部分でも子供たちに対する支援、子育て、子供を育てるといのはいろんな、着るものもかかるし、ほかのものでもたくさんかかりますから、何かかんか応援しながらいけばかと、そのように考える次第です。ペナルティーがないからやれとか、そういうことではなく、将来的にきちんと持続する形を取って、それを移していきたいと、そういうふうに私ども考えます。一時的になくして、そしてちょっと何年かたったらとんでもない額が負担にのしかかると、そういうことはあってはなりませんので、やはり一度政策として取り組んだ以上は安定して、そしてなるべく変化がない、そして極力負担が少なくなるような方策はまた将来的にわたって考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） やっぱり痛みが分かっていないというか、思うのですけれども、我慢してと言われるのですけれども、その我慢にも限度があるかと思うのです。今それこそコロナウイルスで大変な被害を被っている様々な事業者もいらっしゃるわけですが、そういうようなやっぱり経済的な負担というのは本当にあした、あさってどうするかというところまで追い詰められる場面だってあるわけです。それを3か年の見直しであれだからそこまで待てと言うという神経がちょっと私は信じられない思いで聞いているのですけれども、そしてまたこの後の予算のところでも審議されるわけですが、新年度からまた国保税を森町ではアップしようとしているわけです。軽減を私今一般質問で言っているのですけれども、それ以上にぼっと負担を強いるわけです。それって一体何なのということをお願いしたいのです。やっぱり子育てということであれば、本当に可能であればそれこそすぐにでも手をつけるべきことだと思っているのです。3年後にまた見直しますよと言われても多分このままの政治姿勢であれば私は値上げという形での、具体的には返ってくるのではないかなというふうにして思います。そうであっては本当にそれこそ身も蓋もないというか、非常に苦しい状況がさらに続く。我慢の我慢を、さらに我慢ということに強いていくことになるということをやっぱりきちんと捉えるべきだなというふうにして思うのです。さっき交付金が減らされるということなのですから、今回国のほうでそれこそルール外の一般会計からの繰入れ中心にして、それだけではもちろんないですが、ほかの部分の換算もあって点数化されて、限定もしますよというような方向出てきていますから、できるだけこの自治体も繰入れを引き下げようというふうな考えはあって、全国的に一般会計からの繰入れが減っているというのは分かってはいるのですけれども、森町の一般会計からの繰入れの引下げ方もまた非常に大きいのです。私はその部分を考えればこの子供の均等割に対する施策の見直しというのは可能ではないかというふうにして思うのですけれども、いかがでしょうか、最後。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員には以前も同じご質問を頂いて、今回3回目なのかなというふうに数えていました

けれども、何でも負担が少なくなるのはやはり家庭としては当然やりくりができますので、いいことですし、いろんな点でお話、言われている部分については分からないわけではないです。しかし、先ほども申し上げましたけれども、一般会計からの繰入れ、例えば子供たちに減免するというのもその中に入ってくると思います。当然入ってきたときに先ほども申し上げましたけれども、国庫からの繰入れが町に対するものが少なくなって、結果的にはみんながその分を負担を強いられると。一人住まいの方々も当然国保税が上がってくると、負担が上がってくるという計算方法になります。私も細かなところまでは分かりませんが、それはぜひ避けたいと、そのように考えますし、議員もご理解されているように、これから高齢者の福祉として医療費がどんどん、どんどん必要になってくる状態の中で、今現在国保税の最高額というのは93万円です。それを新年度から国はさらにまた3万円上げるということで96万円になります。しかし、町では1段、ワンテンポずれて値上げしている状態な、値上げをさせていただいていますけれども、これがツーテンポ遅れて安ければさらにいいのかもしれませんが、それをやると先ほど申し上げたような一般会計の繰り出しが多くなって、結果としては町の国保会計に大変な痛手を被る。ひいては個別の皆さんの負担がさらに増えるということになりますので、それは避けたいと思っています。そして、何年かたったときに全道一律で同じ最高額、限度額、それから負担額もどこの町に行っても市に行っても同じ状態になりますから、それまで我慢しろという言葉の使い方はちょっとまずかったかなと思いますけれども、子供を育てている時というのは私どもも同じで、やはり親は着るものも着ないで、一生懸命働くしかなかったと。子供が成長するにつれて将来やはりそこは家庭として落ち着くと思いますので、そこまで頑張らしようという意味の言葉遣いです。そういうことで、基本としてはご理解されていると、そのように思います。国のほうに対して何がしかそういうふうにおっしゃるように、子供に対する均等割をもう少し国のほうで見ていただけないかと、そういうことについては町村会やいろんな期成会で活動する中で何とか伝えていきたいと、そのように思いますことを伝えながら、再々質問の答えとさせていただきます。以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で国民健康保険税の軽減についてを終わります。

議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、7、地域新エネルギーの取組について、これからの小学校の在り方について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、地域新エネルギーの取組についてを行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

地域新エネルギーの取組についてです。森町は、第2次森町総合開発振興計画に基づきまちづくりに取り組まれています。その中で、地域新エネルギーについての基本目標は木質バイオマスや太陽光、地熱資源を活用した再生可能な地域新エネルギーを積極的に利用し、気候変動から地域の産業を守り、育て、地球温暖化防止の貢献につなげていくとなっています。その地域新エネルギービジョンは、平成27年度から令和6年度までの計画を立

ています。基本施策の推進ロードマップを作成し、そのロードマップ時間軸では2019年度が前半の終了のときです。

そこで、お聞きします。町政執行方針でも地域新エネルギーに触れ、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部助成だけが書かれていますが、世界的な環境への配慮からすれば十分とは言えないと思います。これまでの前半の取組の成果とこれからの後半に向けた地域新エネルギーの取組について、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

平成26年度に策定しました森町地域新エネルギービジョンは、重点プロジェクトとして3本の柱を掲げ、その柱ごとに具体的なテーマを設定し、令和元年度までの前期計画、令和6年度までの後期計画により構成されています。1つ目の柱である公共施設における新エネルギー導入事業では、公用車にハイブリッドやアイドリングストップ装置などのクリーンエネルギー自動車を使用しており、現在10台のクリーンエネルギー自動車が配置されています。また、平成27年1月に公共施設等への新エネルギーの導入指針を定め、公共施設の設備更新、もしくは新設の際には特性に合った新エネルギーの導入を検討することとしておりますが、現在のところ導入までは至っていない状況であります。

2つ目の柱である新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業では、マイクロ水力発電の整備、森町地域の新エネルギー施設の見学会や北海道電力と連携した出前事業など、小中学生を中心として普及啓発に努めています。実績として、平成27年度は町外からの参加の12名を含め255名の見学を受け入れております。平成28年度は106名、平成29年度は102名、平成30年度も102名、令和元年度は95名の受入れ実績があり、合計しますと660名の視察を受け入れております。さらに、町から助成をし、住宅用太陽光発電システムの普及の推進を行っており、これまでに57件の助成を行いました。本事業によって、地球温暖化の原因の一つと考えられているCO₂の排出量を約149トン削減してきております。

3つ目の柱である森町の地域資源の利活用事業では、平成28年度、国の制度を活用し、濁川熱水利用施設の更新を行いました。ほかにもペレットストーブ購入費の助成制度を3年間定めていましたが、利用実績がないことから、現在は募集を取りやめております。

以上、エネルギービジョンに掲げる重点プロジェクトの評価について中途で見直しを図った事業はあるものの、おおむね進捗しているものと認識しております。森町地域新エネルギービジョンは、前期計画期間であります令和元年度を終えることから、課題の洗い出しを行う中で施策の振り返り、また制度等の情報収集を重点的に行い、追加施策を検討するなどビジョンの改定を進め、後期計画期間の取組につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 質問させていただきます。

エネルギー転換とかにはコストの問題や普及に時間がかかると思いますが、地域振興に

もなり、地域内の設備投資が増え、地域消費ができる。利益や技術が地域にとどまり、雇用にも好影響であると考えます。先ほどの議員も言われましたけれども、世界は温暖化を本気で止める時代に突入していると思います。道も再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消を推進しております。森町もこの先、策定した立派な計画がありますので、ぜひ実行に移すときだと思えます。昨年の町政執行方針の中では、地域新エネルギーについて3つ、公共施設における新エネルギー導入事業、新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業、そして地域資源の利活用の事業となっているのですが、今年はそれに1つが何か加わったのでしょうか。4つの重点プロジェクトになっています。その説明をお願いしたいのと、あとマイクロ水流の実証事業、これはいつまで実験を続けて、この見学なのですが、砂原中の2年生と森小の5年生という限られた人たちだけの見学になっているのですが、その辺を教えてください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時08分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

今再質問の答弁のところですから。

○町長（梶谷恵造君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、お答えの前におわびを申し上げたいと思います。先ほど斉藤議員からの再質問にございました4つの重点項目ということの4つというのが実は3つの間違いでした。おわびをして、そして本年度の、令和2年度の執行方針の中に書かれております4つのところを3に皆さん方、訂正をしていただきたいということをお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

そして、先ほど再質問をいただきましたエネルギー転換について、公共施設についていろいろ検討をしてみいました。そしてまた、ペレットストーブについては補助金制度導入の際に森町のスキー場の休憩小屋、そしてまた教育施設といたしましては駒ヶ岳小学校の校長室に設置をしております。それ以外についてはいろいろと検討はいたしましたけれども、大型の機械になりますと導入費用が非常に大きくなったりということもございまして、現在のところその2か所でとどまっている状況でございます。そしてまた、マイクロ水力発電の実証実験ですけれども、これについては期限を設けておりません。毎年ちょうどいい時期になったら設置をして、そしてデータを収集し、先ほど質問にもございましたように、砂原中学校の2年生、そして森小学校の5年生につきましては学校のカリキュラムの中に組まれておりまして、必ず見学をするということになっております。それ以外の学年や、また町外の視察の方々についても開放してございますので、申し入れがあれば受け入れて、見ていただけるようにしたいと、そのようになっております。

再質問については、以上答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 斉藤議員、いいかい。再々質問。

○15番（斉藤優香君） とても大事な問題なので、今後こういうことがないようにお願いします。

先ほどお話にも出ましたが、北の森づくり専門学校という方たちが来られて、木を切られるということなのですが、森町というだけあって、町は75.8%が森林ということが書かれています。伐採時期に来ている木が80%を占めて、年齢構成の標準化、平準化をする取組も必要となっています。そこで、北の森づくりの専門学校の方たちが木を切ると、切ってもらおうと先ほど町長も言っていましたけれども、その後ではその切った木をどうするのかという。伐採時期が来ている木が80%を占めている。それを切って、また植え替えていかなければ、森町に森はなくなってしまうというので、地元のものを使うということも先ほど町長が言っていましたけれども、町も温室効果ガス削減に取り組み、効果を上げていますが、先ほどエネルギー転換でコストがかかると言いましたが、重油や石油から木質バイオマスに替えるだけでCO₂の削減は進み、石油原産国が潤うのではなく、地域の産業が潤い、町が活性化され、美しい森町を子供たちに残していくことが大切ではないかと思います。今ここでコストと言っているよりは再生可能エネルギーを取り入れるという方向に転換していくときではないかと思いますが、それとあと先ほども町長も触れましたが、第2次森町総合開発振興計画の中では防災拠点や熱需要の高い公共施設への新エネルギー設備の導入を推進することとなっています。このたびさわら幼稚園が開園されますが、一番導入しやすかったのではないかなと思います。されなかったと言われましたけれども、その理由を教えてくださいたいのと、あと防災拠点の導入がなぜ進んでいかないのかというのも併せて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、北の森づくり専門学院の実習についてなのですけれども、答弁で少し勘違いさせたくもしれません。町そのものには確かに町有林、国有林でも伐期を過ぎているものがございます。それとまた、私有林についても伐期が来ている、そういう山もございます。そういう中で、それをただ切るだけではなく、専門学院の生徒は伐採もしますし、植林もしますし、そしてまた保育もします。このサイクルをずっとつなげて、森町だけではなくて、全道7か所の拠点でもって実習をしながら森をつくり、育て、そしてできたものを切って、燃料にしたり、製材にしたりと、そういうことを、何十年にもわたって繰り返していく、そういう計画でございます。もちろんそういう中には利用できない部分もございますので、そういった部分はチップだとかペレットにして、燃料に転換して利用したりすると、そういうことも考えられております。

そしてまた、さわら幼稚園のそういう再生可能エネルギーの導入の内容についてなのですけれども、導入も当然検討されております。しかし、コストの、当然全体費用が今かかっている費用よりももっと多くかかったりだとか、それからランニングコストというより

も利用するために安定して、誰もつかなくても自動で動いてくれるかどうかだとか、当然さらに燃料の供給の状態というのも考えなければいけません。1か所だけに専用に燃料を作るということは、町の中でそういう事業をつくって拡大していけばそれはそれで、先ほど議員のご質問にもありましたように、地元で産業が起きるのですけれども、実際問題今ペレットストーブに対する原料、作っている燃料を作っているところが原料不足に陥っています。あまりにも一気にバイオマスエネルギーのそういうペレットの製造所が多くなったために本来製材したときの枝や皮だとか、そういう未利用部分、利用できないような部分を使ってペレットを作る予定だったのですけれども、そうではなく、まともに製材するような木をペレットに替えていかなければならない、そういう現状になっています。ひょっとすると当初ランニングコスト、燃料代として見込んでいた以上の高いコストで逆に重油ですとか、そういうのを燃料とした以上の燃料代がかかる環境になっています。これは、その地域、地域によって格差があります。我が町でそういう事業を進めた場合には、確かに山が近いし、それから製造するところと消費するところさえ循環ができれば、きちんとした、回るようにはなるのですけれども、コストが下がるようになるのですけれども、今現状ではそういう環境と、それから何年か後にそのようにという計画もない、そういう状態で恒久事業である幼稚園にペレットストーブやそういう再生可能エネルギーを使うというのはちょっと町の財政状況を考えたときには少し早いのかなと、そういう結論であります。結局普通の暖房、それから給湯の状況になってございますけれども、それはそれで子供たちの安定した保育に対する、幼稚園の教育に対することにつながっていくということで委員会のほうでは結論づけております。

さて、防災拠点についてのそういう再生可能エネルギーの導入についても今現在は普通のストーブで自動で点火、手を入れなくてもスイッチ入れると安定してできるものを、大きなそういう、先ほど申し上げましたように、燃料の確保について本当にまだまだコストが下がるような状況にございませんので、これからの課題として考えているところでございます。サイクルとしてコストが下がり、また機器類も本当に安く手に入るような、そういう環境が整った時点で考えても遅くはないのではないかなと、そのように考えている次第です。今後もそういうエネルギーについては自前のエネルギーを持つこと、そして自家消費で地元でそれを消費することで経済の振興にもつながりますから、そういったことで努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域新エネルギーの取組についてを終わります。

次に、これからの小学校の在り方についてを行います。

○15番（斉藤優香君） 質問させていただきます。

2、これからの小学校の在り方について。森町の小学校の人口は年々減少し続けています。今年の小学生の入学者数は、現在102人となっています。令和元年生まれの子供の数は今のところ69人です。地域全体で子供たちを守り育てる体制づくり、そして地域に学校は

必要であるとも思います。しかし、通う生徒が大幅に減少してしまえば、学習面では手厚い授業を受けれると思いますが、集団で行う行事や授業に支障を来すと思います。公共施設等総合管理計画の中にも将来の児童生徒数の予測を鑑み、地域の実情及び町の将来設計に合わせた学校規模の適正化を検討しますとあります。現在の学校適正化の検討はどこまで進んでいるのか。そして、その検討の際には保護者の方々、地域の方々の意見がきちんと反映されるようになっているのか教育長にお伺いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

公共施設等総合管理計画における学校教育系施設については、個別基本方針において老朽化した施設の長寿命化対策の検討をすることとして、現在学校施設等長寿命化計画の策定業務を行っているところです。今後の人口の減少率に沿った子供の数や町の将来計画に合わせた学校規模の適正化を学校施設等長寿命化計画に基づき進めていきたいと考えます。学校施設の改修や子供の減少に伴っての保護者等の要望については、コミュニティ・スクール等を活用し、学校関係者、保護者及び地域住民の意見を取り入れてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

今年こそ102人ですが、来年からは全体で80人以下ぐらいがずっと続くと予想されています。現在小学校は8校、うち2校は休校ですので、6校で80人、あくまでもこの先も学区で区切っていくのか。

それと、森町小中一貫教育戦略マップというのを作成されていると思いますが、小中一貫校や義務教育学校という考えの下実践している自治体もあるようですが、森町としてはそのような構想とか考えはお持ちでしょうか。お伺いします。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

森町も全国と同じように人口減少に伴っての子供の減少が進んでいます。何とかどこかで少子化に歯止めがかからないかなというふうにも思っているところであります。そういった意味で、教育の内容を一層充実してまいりたいというふうにして考えておりますけれども、ご質問にありました学区で区切っていくということ、そういったことは全くこれまで変わらないところで考えているところでありますし、それから戦略マップというのはまだどこにも公表していないところなのです。まだ案なので、そこについては触れません。それと、義務教育学校等々の学校の変更については、今のところ全く視野には入っておりません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 保護者の方々、地域の方々って、私が言ったのは今回濁川保育所が閉所になるというのも地域との話合いとか保護者の話合いというのがぎりぎりになって、周りの方々はとっても不安に思ったと思うのです。この先こういうことが起きるか

思うので、その先のことを十分に検討して、検証していくことが将来に夢と希望を与えられる住み良い町につながっていくと思いますが、そういう住民との話し合いというところがちょっと森町としては少ないのではないかなと思うのと、あと先ほど教育長も言われた森町、どうにか子供を増やせないかなというところなのですが、人口ピラミッドを見ますと圧倒的に20歳から35歳ぐらいの子育て世代が少ないのです。子供ももちろん少ないのですけれども、そこがすごく少ないので、やっぱりその年代の人たちが定着するということを考えていかなければならないと思いますが、再々質問お願いします。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

私も例えば小学校の統廃合については、昨年も議会で答弁したように、行政主導で行うということは一切考えておりません。ただ、子供の減少化に伴って保護者の要望等があった場合には相談に応じて、関係者の皆さんからご意見を賜りたいというスタンスは変わりませんので、またそれがぎりぎりにやるかということは、そういうことがないように保護者の声に十分耳を傾けていきたいというふうにして考えております。取りも直さず私も教育委員会といたしましては、やはり教育の内容を充実して、森町に行くといい教育受けられるなど。幼稚園はじめ小学校、中学校でいい教育やっているのだなということがPRされて、そのことが森町のほうに関心が向けばいいなというふうにして考えているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） これからの小学校の在り方についてを終わります。

議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、8、森高校への支援策と中高一貫教育について、新型コロナウイルス対策について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森高校への支援策と中高一貫教育についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1問目に森高校への支援策と中高一貫教育についてということで質問させていただきます。森高校への森町からの支援は平成31年度で416万5,000円が森高振興会へ補助され、毎年有効に活用されております。しかし、4年前までは森町の中学生の5割台が森高校へ進学していたのですが、ここ過去3年間は3割台に落ち込み、平成31年度の入学者数は2間口80人の定員中48人と大きく定員を割っている状況にあることから、間口減による定員の削減ばかりか、廃校の危機にもあると指摘されている状況にあります。それは、少子化による生徒数の減少が大きな原因ではありますが、それ以上に町外のほかの高校への流出による森町の地元中学からの進学者の減少が大きな要因と考えられます。一方、平成11年度に多くの期待を持って総合学科へと学科転嫁を行ったにもかかわらず、入学者の減少が職員数の削減となり、総合学科としての有効な教育活動ができない状況にあり、魅力がない高校になっているとも指摘されております。森高校の生徒数の減少、もしくは廃校は森町の教育を大きく後退させるばかりか、森町の経済においても無視できない大きな悪

影響を及ぼすものと憂慮するところでもあります。そこで、森高校への支援策の強化策として、進学者や成績優秀者などに限られた生徒を対象とした支援を広く一般の生徒にも対象とした支援へと拡大すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、森町においては小中一貫教育を推進していることから平成10年度より可能となった中高一貫教育、連携型の中学校、高等学校ということになりますけれども、それを導入することで学校、家庭、地域と一体となった教育活動が可能となり、学校教育の活性化ばかりか人口減少に歯止めをかけ、まちづくりに大きく寄与すると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） お答えします。

先ほどの山田議員の町長答弁と内容が一部重複いたしますが、森高等学校への支援についての議論に当たっては2つの留意点が必要と考えます。1つ目は、子供や保護者からの側面です。高等学校への進路選択は公平であって、尊重されなければなりません。近年森町の子供たちは、大きな希望や可能性を求めて多様で広域にわたって高等学校への進路を選択しております。森町の子供たちがどの高等学校を選択したとしてもその子供たちを力強く励ましたいと考えています。2つ目は、我が町にある森高等学校として側面です。子供たちが希望を持って森高等学校を選択してもらうためのより良い支援の在り方については、これまでもこれからも議論していかなければなりません。しかし、その議論の根底に魅力がない高校となっていると価値づけたり、廃校の危険もある等と根拠のないことを持ち出して議論することは森高等学校を選択する子供や保護者にとって誠に失礼な表現であると考えますので、以上の2点を踏まえながら議論をお願いします。

森高等学校が将来とも活力に満ち、魅力ある学校であるため、森高等学校振興会を通じて支援を行っております。本年度においては、キャリアサポート、基礎学力向上サポート、カウンセラーの派遣事業等、生徒個々に応じたきめ細やかな事業を新規拡大してきたところです。今後も生徒個々が将来目指す方向に合わせた教育活動を推進するためのより良い支援について森高等学校と協議、調整を行い、進めていきたいと考えます。

中高一貫教育についてですが、4月より町内小中学校が共通しての教育目標等を基にした森町小中一貫教育が始まります。小中一貫教育推進計画において中学校と森高等学校の接続についても検討課題としていることから、より良い接続について協議していきたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず最初に、魅力がないということですからごく心外だみたいな話で、高校生の進学の平等性なり、権利の関係からすると当然な話なのです。それも分かります。それと、森高校が今後存在しなくなるのではないかという危機感というのは、これほど何度持たれているか。それは、中学生の間で、中学生の親の間です。本人たちもそうですけれども、かなりなくなるという話、うわさが飛び交っている。そんな中でそういう状態だ

ということは、魅力がないということなのです。そういうのを魅力がないという言い方やめてくれという言い方をすると違うのではないのと。だから、危機感を持って魅力のある高校にしたいから、そういう話を言うのです。何か勘違いしているようにも思いますけれども、それだけ、今後少子化が進む中で本当にそのときには、高校がなくなるというときにはもう遅いのだと思います。今地元からの人たちが森町の教育上、高校がどういうふうにあるべきなのかを考えなければならないときなのです。今からやらないと手後れになる、私はそう思って危機感を持っています。その中でいろんなことのでこ入れという形で私なりにできることはやっているつもりでいますけれども、それを踏まえて再質問をさせていただきます。

まず、支援策についてなのですが、今ほかの、例えば最近八雲とか長万部に行く子が増えているという話を聞きます。それはなぜかという、話を聞くと授業料無償化になりましたから、その中で交通費を出すという話とかいろんな制服だとか、具体的なわけです。ただ、森高校の場合は、この中で最初に言っているように、ごく一部の生徒、進学を目的とした生徒を対象にした部分の補助しかないのだというふうに思っています。さらに、八雲と長万部の高校支援策について、教育長の施政方針の中で、去年のですけども、それを見ていると1項目ずつ取っているわけです、項目として、高校支援について。では、そしたら森町の場合どうかという、そうではなくて、学校教育の中で捉えている。一部に捉えているわけです。それは、見方によっては今これから中高一貫教育絡みからするとそういうことというのは大事なのかなというふうに思ったりします。今回これ見ますと、地域全体で子供たちを守り、育てる体制づくりの推進という、大きく項目が出ています。この中森高の支援を書いているわけです。とすれば、ますます小中で一貫教育を進めていく上で、高校も含めた形で当然頭の中に入っているのかなと思っています。最後のところに高校の魅力化を支援してまいりますと書いています。とすれば、これが中高一貫教育につながっていくことになるのではないかと私は受け取っているわけです。そういうことを考えれば、中高一貫教育を今後進めていく上では、非常に森の教育長の施政方針というのは評価すべきことなのかなと私思ったりもするわけです。逆にもっとほかの、八雲と長万部ですけども、比べるとあっちのほうが高校教育の支援を前面に打ち出している部分がはっきりしているのです。だから、そっちをどう見るかという問題はあるとは思いますが、教育長の方針の中で魅力化を推進して支援するという話で載っているわけですから、当然中高一貫教育のことを考えてくれたらいいのかなと思っています。

それと、現在、実際にちょっと調べてみたところ、北海道で19校中高一貫教育やっているとあります。これは、具体的にどこかというのはちょっとそこまでは把握はしていますけれども、中身については私もよく分かっていません。それで、3年ほど前に島根県の吉賀町というところに議会のほうで視察行ってきました。目的は違うのですが、その中で一貫教育やっているわけです、吉賀町、吉賀高校では。4つの中学の中で併せてそこで中学の一貫教育をやっている。さらに、その中ではどういうことやる形でやって

いるかという、サクラマスプロジェクトというのとかつくっているわけです。それは、何でか、どういうことかという、いずれ、サクラマスですから、帰ってくるわけです、自分の生まれた町に。そういうのを期待して、全町の、町で一体となって学校教育、社会教育に両方に関わる部分で核の部分となるプロジェクトをつくっているわけです。それは後でゆっくり御覧になっていただきたいのですが、そういうことが、必要なのかなというふうに思っていますので、今後の考え方としては中高一貫教育も含めて考えるのが森町の教育にとって非常に大事に、ネックになってくる部分になってくるのではないかなと、この少子化が進む中で。そうすると、先ほどちょっと冒頭言いましたように、少子化対策にも、教育長も先ほど答弁の中で言っていましたけれども、少子化に歯止めをかけることにもなるかもしれない、そういうようなことを考えているわけですが、いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。答弁漏れがあるかもしれませんが、教えてください。後で教えてください。

まず、子ども振興会を通じてこれまで森高校の魅力アップのために様々な支援をしてまいりました。そして、議員もおっしゃっていましたけれども、進学者に特化したような支援は、一見そう見えるかもしれませんが、そうではなくて、全生徒に行き渡るような検定料の補助だとかも行ってありますし、新しく導入する支援システムには全生徒の基礎診断力テストも踏まえて、全校生徒の学力向上等を図ることを目指しておりますので、一部、進学等を目指した子供だけの支援ではないということをまずご理解していただきたいと思います。

それと、例えば交通費のこともおっしゃいましたけれども、そこにたまたまもしかしたら魅力を感じる生徒がいるかもしれませんが、でも、最も大事な今は森高校で行われている教育の内容を充実させることですし、そのことをもっともっと高校等から発信していくことだと、魅力を発信していくことだと思っております。森高校の子供たちの活躍見れば、どのような行事でもボランティアに参加したりして、いいな、そして様々な進路を目指して頑張っている姿はもっともっとPRしていきたい、そう思って、私もPRに努めたい、森高っていいぞ、魅力あるぞということをPRしていきたいというふうにして考えております。今日も受験地に森高校に受験しに行っている子供もいるのです。希望を持って行っているのです。片方でこのところ、魅力がないとか、やっぱりそこはトーンを抑えていただきたいと思います。今向かっている子供いるのです。合格待っている子供いるのです。もっとエールを送ってください。お願いいたします。私も頑張って魅力アップしていきたいというふうにして思っているところです。

次ですけれども、小中一貫教育の中での中高一貫教育、この必要性についてはこれから検討課題とすることにしておりますけれども、現在においても高校と中学校が連携ビジョンというふうにして連携を図っているところであります。例えば生徒指導の交流、また養護教諭の先生が打合せして、中学校の様子を聞いたり、子供たちの様子を聞いて、連携を

深めております。また、校内研修にも高校の先生が来て、一緒に研修を深めたり、お互いに授業参観を行って、それぞれの授業のスタイルだとか子供の様子を見ているところでもあります。また、ボランティアでも森中と森高の生徒が交流をして、様々な場面で活躍しております。また、一部部活動でも高校の先生よりも指導を受けているということもありますし、さてそういった中で、議員の言うように、中高一貫教育ということはやっぱりまず小中一貫教育の中で中高をどうつないでいくのかという、その流れの中で何が一番いいのかということは今後の協議ですので、議員の一步踏み込んだ気持ちもよく受け止めながら協議を進めてまいりたいというふうにして思っています。ただ、連携型の小中は非常にまた課題もあるのです。特に中学校の授業時数に大幅に影響して、中学生が授業を多く選択する場面も出てきたり、また管轄も違うことから、容易にはなかなか難しいし、そして森高の総合学科という選択をしていく、教科がある中でどう連携していくのかというのは非常にハードルが高いなと思いますので、森高校を交えたそういう協議をまずは進めてみたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 松田議員、答弁漏れいいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） それで、吉賀町の話をしましたけれども、ここですごいと思うのは町ぐるみでやっているのです。社会教育と一体となっているというか、連携取られている中で進めているところがすごいところだと思っています。そうすると、教育、高校の生徒、中学の生徒もそうなのですが、見守っていく形が進んでいるわけです。それが本当の地域力というか、その地域の教育力を高めていくことにつながると思うので、ぜひその辺は参考にしていただきたいと思います。

それで、現在どの程度森高との話合いというか、そういう場面というのは定期的になされているのか、それともこちらから一方的にそういう話を持っていっているのか、それとも高校側から、振興会も通してということにもなるかもしれませんが、教育委員会のほうにいろんな、連携をする上での話というのはあるのかどうか。それと併せて、道教委の話になるとちょっとその辺分からないのかもしれませんが、道教委としては、教育長の分かっている範囲内でもいいのですが、中高一貫教育を進めていくというか、今後の展開として。結構全国的にいても600校近くなっているという部分はあるので、その辺もし分かったら答えていただき……分かる範囲で答弁していただければと思います。

以上で。

○教育長（増川正志君） いろんな事例を聞かせていただきました。森町も振興会を通して町ぐるみで支援しているふうにとともに考えております。まず、そこもご理解いただきたいと思いますし、中高生が町に出て、そういった意味で見守っているというのは非常に大事な観点ですし、私たちも様々なイベントで高校生がいろんな形で参加していることを見ま

すと、非常に安心しますし、それを見て中学生などもボランティアに参加したいなだとか、そういう姿も見ているところです。例えば直近でいえばこの間成人式ありましたけれども、受付にやっぱり高校生が座っているのです、2人。そして、先輩方を案内している。そういう姿を見るとやっぱりいいものだな、こういうふうにして中高生が町の行事に参加する、社会に参加するということはやっぱり大切なことなのだなというふうにして考えております。

高校との話合いですけれども、まず基本的に今年度から森町校長会、小中の校長集まる会に森高の校長も定期的に入って、様々な情報交流をしている場面があります。また、森高校との連絡状況もその都度話ししていますし、私も必要があれば言っていますし、高校も必要があれば話合いに来ておりますので、そういった連携も今のところ進めているというふうにして考えております。

最後ですけれども、道教委において中高一貫教育の施策についてですけれども、これについては道教委に確かめて、後で資料提供いたしますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森高校への支援策と中高一貫教育についてを終わります。

次に、新型コロナウイルス対策についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の新型コロナウイルス対策についてということとで質問させていただきます。

この一般質問出した時点で相当動きがありますので、もう済んでいる部分はあろうかと思いますが、とりあえずは質問させていただきます。新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。そこで、新型インフルエンザ等の感染症への対策を国家として実施するため、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。森町においては、森町新型インフルエンザ等対策行動計画が平成27年9月に作成されております。また、森町新型インフルエンザ等対策本部条例が平成25年3月16日に、さらに森町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱が平成27年9月17日に制定されております。

昨年12月に中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者数が増加し、海外にも広がっています。国内では、指定感染症に指定され、WHOも緊急事態宣言を出して、対策が取られていますが、現時点ではまだ感染が拡大する傾向にあり、北海道内においても確認され、渡島管内での発生が2月19日に確認されております。そして、国内医療機関においても帰国者接触者外来が設置され、一般の医療機関でも感染例や疑い例が受診する可能性を考慮せざるを得ない段階に入っています。まさに発生段階の国内感染期に入ったものと考えられますが、いかがでしょうか。以下、森町の対応状況についてお聞きいたします。

1つとして、行動計画や条例、要綱に基づく会議開催状況について。

2つ目に、森町の医療体制、隔離病棟の有無、受入れ患者の可能人数等はどうなっているのか。

3つ目に、帰国者や外国人研修生などの対応状況についてはどう対応しているのか。

4つ目に、町民への情報提供と広報体制について伺います。

5つ目に、予防対応物資の備蓄の有無と提供の可能性についてお聞きいたします。

6つ目に、学校感染症の対象となることから、小中学校、幼稚園、保育所での対応についてお聞きします。

7つ目に、最後に未発生期における感染予防の対応状況についてお聞きします。

現在の、今日のNHKのまとめにおいては、感染者確認数が1,000人、そして重症者が58人、死亡が12名、退院している人が46名という状況になっています。パンデミックと言われる部分に突入するということになるのかなという危惧しておりますが、以上、森町の対応についてお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症については、森町を含む8自治体の対応を渡島保健所が行っております。国内での感染が拡大していることから、発生段階としては国内発生早期から国内感染期に移行しつつあると考えられます。また、2月28日、北海道知事より緊急事態宣言が発令されて、それを受けて、急を要することから、森町といたしましては3月2日、この議会の冒頭におきまして貴重なお時間をお借りし、町民の皆様並びに議員の皆様に報告した次第でございます。そのときに報告した内容においては、本日の質問に答えているような形もございますけれども、改めて理解をしていただきたいと思いますし、お答えしたいと思います。

まず、①につきましては森町新型インフルエンザ等対策本部を2月25日に設置し、適時開催をしております。

②については、患者は第2種感染症指定医療機関での治療を受けることとなっており、町内においてその基準を満たしている医療施設はありません。

③については、渡島保健所の帰国者・接触者相談センターにより対応しております。

④については、町広報紙3月号への記事掲載や町内133か所にポスターを掲示したほか、町公式ホームページにバナーを作成し、国や北海道から示される最新情報を掲載し、町民への周知を図っております。

⑤につきましては、予防物資は医療、福祉、消防などの職員をはじめ町内の医療、福祉関係者を想定して、一定数の数を備蓄しております。提供の可能性ですが、想定以外の方の状況によっては検討したいと考えております。

⑥については、基本ですが、手洗い、うがいの励行やマスク着用などせきエチケットの啓発を行っております。幼稚園、保育所については平常どおり開園しておりますが、毎日朝、晩お子さんの体温を測定し、発熱など風邪の症状が見られる場合は休ませ、健康観察をしてもらうようお願いしております。なお、小学校、中学校につきましては、3月24日

まで臨時休業を延長する措置を取っております。

⑦については、⑥と同様に手洗い、うがい、マスクなどをはじめ生活環境のアルコール消毒を徹底することや不要不急の外出を控えることなど、また十分な休養を取り、健康を維持することなど通常の感染予防対策が重要であると考えております。さらに、風邪のような症状がある方は学校や仕事をお休みいただくなど、感染症拡大防止につながる行動へのご協力を防災無線などを活用し、町民の皆様に周知しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） まず、平成27年9月に森町新型インフルエンザ等の対策行動計画がつくられているわけです。その中で非常に驚く部分の記載があるのですが、それは被害想定の部分なのですが、これでいいますと、そのときの人口からいうと1万6,800人で想定しています。それからいうと、感染者数が4,200人、そして医療受診者数が、これ延べだと思えますけれども、3,250人、そして入院患者数が中等度と重度と合わせて329人、1日最大入院患者数が中等度、重度と合わせて66人、さらにこれは何にかと思っているのですが、今回新型コロナはこんなにいかないのかなと思ったりもしていますが、107人と死亡者数予測されているわけです。これを見ますと、明らかに今の北海道自体、函館管内自体の医療が間に合わない、対処できない、完全に医療崩壊が起きてしまうというところは完全にこの数字が言っているわけです。その中で、では森の町はどういうことができるのだ、単独でという話。今私はその辺、森町の対応というのが全然見えてこないのです。例えば今回の出たばかりの町の広報があります。この中で書いていることというのはどこの町も同じなのだと思いますけれども、町民が知りたいことはこれではないのだと私思います。一番の、保健所に電話かけろという話なのです。保健所に電話かけたことある人、どれだけいますか。一番対応しなければならないのは一番上に書いている保健福祉課の保健センターの電話番号なのです。ここに集約するはずなのです、町民から見ると。としか私は思えない。一々それにかけた時点で保健所に電話かけて、たらい回しにされるということになるのでしょうかけれども、少なくとも森町の相談窓口を一本化して、例えばたらい回しのほかにそちに電話してくれという話だとしても保健所自体が先ほど想定した人数に関して対応できるわけがない。とすれば、森町でこうなった場合に何ができるのですかということなのです。それを、ここまで公にして、混乱させられる、町民に不安を持たせられるというののもちょっとまずい部分があるのかと思いますけれども、少なくとも町民としては町内の、要するに役場内での相談窓口がないことに一番疑念を持っているのではないかと私思うのです。それで、町のホームページはツイッターもあります。フェイスブックもあります。それに書いていることというのは1点だけです。今回の知事が言った緊急事態宣言、その記事だけですよね。そういうことを知りたいわけではないと思います、町民は。だから、今言ったように、何をどういう対応してくれるのですか。さらに、先ほど言いましたマスクの、マスクの話、多分言ったと思います。マスクがどのぐらいあって、これだ

け不足している中で、では町がどれだけ備蓄しているのかという話なのです。そういう具体的な話だと私思うのです。それは、一切提供されていない。そして、今国から、例えばもう既に九州の長崎の平戸では配布する。住民に備蓄しているのを各戸に配るのです。ほかの町でも妊婦さんには配るとか、そういうようなことやっているわけです。だから、そういう対応が今求められていると私は思うのです。ますます今後、今多分、今日でしたっけ、道のほうからまたこの週末の動き、規制とお願いという形では出すのでしょうか、そういうのが出されます。そうすると、ますます自粛、自粛という形になると、経済活動にも当然影響出ています。そんな中で、町民が一番不安がっているのは、トイレトペーパーもそうです。そういうようなのがなくなっていて、それが無い場合どうやって対処するのかということなのです。それは最も知りたいことなのだと私思うわけです。その辺のことをどう対処しているのか。そして、ホームページについてもすごく更新の量が増えているのは分かって見えています。としても、それも中にいろんな情報は載っているのですが、今回の情報としてこれだけ、これしか載っていない。ただ、もう一つそういうようなことの内容を書いて出すのかなと思っていました。急遽、出したのこれですね。見学会の中止についてお知らせ、これはいつ作ったか分かりませんが、作ろうとすれば7,000枚ぐらいのコピーなんてして作って、文書で入れることはできたはずなのです。一切それをやっていない。それが一番町民が求めていることなのではないですか。違いますか。

以上、質問にしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

議員いろいろとご心配されて、先回り、先回りとしていろんな対応したらどうかという内容だったと、そのように考えております。まず、今まだ移行期間、そして中央の研究機関でこのウイルスがどのような性格で、どうしてこんなにどんどん、どんどん広がっていくのかというのがやっと昨日あたりから分かった状態だと、そのように分かっております。その前にいろんなそういう正しくない情報によって、デマによってトイレトペーパーを買い占めたり、どこかいろんなところのコンビニからトイレトペーパーを盗んだりとかと、いろんなそういう行動に移す、そういうこと自体がちょっと情けない感じもいたしますし、どこからそういうデマが流れてくるのかなと私は大変不思議でなりません。ですから、町といたしましてはとにかく正しい情報をきちんと町民に伝える、まずこれを基本にしたいと、そのように考えておりますし、緊急ですぐ伝えたいほうがいいということについては防災行政無線、せつかく整備して、今本当に活躍どころだと思います。間髪入れずに即座に流しております。そしてまた、学校教育のほうでは保護者に対していろんな、毎回毎回まだまだ変化がある中でその都度全部小学校、中学校や施設の関係者と連携を取って、すぐ情報を子供たち、保護者に流して対応している、そういうことから、全く苦情の電話も、それから不安な連絡も来ていない、そういう状況です。また、遡って言いますと、2月28日の夕方に私ども、土日といいますか、道の緊急事態宣言を受けて流した防災無線のときには1件だけ電話が来ました。15分くらいたってからかな。そしたら、防災無線がち

よっと聞こえないと。たまたま高いところについていたのです。それで、ちょっとアンテナの向きが悪かったのか、ボリュームが下がっていたのか分かりませんでしたけれども、去年までは旦那さんがいて、何か調整していたらしいです。たまたま亡くなられたものだから、聞き取りにくくなってしまったということで、そういうお電話が来ました。その方にはちょっと待っていただいて、週明けの月曜日に業者さんに行っていただいて、調整を図られたと思います。そういうふうにはほとんどをきちんとした正しい情報が流れていることから、役場にも苦情やそういう電話も来ていません。そしてまた、保健所の連絡先しか書いていないということは、万が一そういう新型コロナウイルスの保菌者というか、発症した方が発生した場合に逆に近寄ったり、それからそれに役場や町のほうで直接対処した場合にやっぱり濃厚接触者になると。感染者を増やすということになりますから、まずそこを基本にして、きちんと、もし検体を送るような、そういう町民が出た場合にはすぐ保健所と、それから渡島総合振興局から人が森町の役場のほうに来ます。そして、その対応方法、まず新型コロナウイルスに対しての知識というのは基本的なものはあっても実際に本当にどれをやってはいけないとかというのは分かりませんので、そういう指導に来てくれることになっております。ぜひこの一般質問や、そういう中で皆さん方が聞いた情報については町民の方々にまた伝えていただいて、どんどん正しい情報として伝えていただければ、パニックを起こさずに、間もなく恐らく気温が上がり、表の湿度も上昇すればインフルエンザなどのウイルス系というのは終息に向かうと思いますから、それまでの間注意されるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 森町新型インフルエンザ対策、行動計画、それに基づいて実際条例もできていて、まず最初の質問なのですが、幹事会やっていますよね、実際に。どういう内容が話し合われているのか、設置されて。それちょっとお聞かせください。

それと併せて、この行動計画の中では相談窓口などの設置と書いているわけです。これは、実際に設置されていないということなのですか。今ちょっといろんな話の中で。それを確認したいのと、それと今後の話として、議会の中では町長の言葉が、説明は冒頭、2日の日にあったのですが、そういう話をどうやって町民に伝えることができるかということ考えた場合に、公式のユーチューブ持っているわけですから、それを使って、それは知事もそれやっているはずなのです。誰でもいつでも見れるような形、そういうことも考えたらどうですかということと、そして備蓄の問題で、マスクを多分想定していると思うのですが、それに提供できる、何枚程度備蓄されていたのですか。さらに、防災の絡みでいうと、防災の災害のときには避難場所に来た人に提供するというところで想定していないはずなのです。万が一備蓄しているもので、食料、水等も含めて、こういう形の場合、一応避難してくるわけではないですけども、それを、最悪の場合です、それは。そういう提供するという考えがあるのかどうかです。その辺、それと行動計画においては医療機関

等への医療提供、それと要援護者に対する生活支援の実施等も書かれているわけです。だから、その辺の対応ができるような話合いがされているのかを最後に聞いて終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

幹事会につきましては、後ほど幹事会の会長であります副町長のほうからちょっと内容について答弁させたいと思います。

まず、相談窓口なのですけれども、やはり議員最初に先ほどお話しされたように、基本的には保健センターです。そしてまた、役場の窓口についてもそれについては対応できるようになっておりますので、支所も含めて連絡体制は整っております。

そしてまた、いろんな注意について町民に伝える方法です。長々と防災無線でお話しするわけにはいきませんので、何かそういうきちんとした紙、ペーパーを渡すのもいいのかもしれないかもしれませんけれども、ほとんど新聞やテレビやメディアで全部扱っておりますので、恐らくここは理解されているのではないかなと、そのように思っております。でも、やはり何かの機会にはそれぞれ、もし消毒液が手に入らないとか、それからいろいろありますよね。自作をするためのこういう方法があるよという、そういうものも含めてもし伝えることができればちょっと検討したいなと、そのように、裏技です、考えております。そしてまた、マスク不足している、不足しているということで、なかなか手に入らない。でも、結構町内では何かかんか、どこかこっか調達されているように聞こえています。そしてまた、ワンサイズ小さめですとか、それからそういうものでも何とか回っているのかな。でも、足りなければつど〜る・プラザで手作りマスクを販売しているコーナーもございますので、すごく丁寧な作りのマスクですから、もし不足の方は買い求めいただければ喜ばれると、そのように思います。そしてまた、町として備蓄しているものなのですけれども、カップ型のマスクが80枚、そして普通のブルーのマスク、ちょっと抗菌性のある。それが5,300枚あります。また、ガウン500枚、ディスポ用の手袋がLが400枚、石けん14個あって、これはちょっと対応にならないのかなとは思いますが、これだけありまして、先ほど基本的にマスクについては対応する医療関係、福祉関係、当然消防など、まずその方々を優先として考えておりますけれども、またさらに町内の医療機関、そして社会福祉協議会などの福祉関係、そこが不足したら、そこには何とか提供しようかなと、そのように思っております。また、それ以外でも町民の方で、重篤になりそうな高齢者の方々ですとか妊婦さんですとか、そういう方々に対してはどのぐらい供給できるのかというのは数までは申し上げることはできませんけれども、ある程度優先的にちょっと考えたいなとは考えております。

あとは、援助が……

（何事か言う者あり）

○町長（梶谷恵造君） 要援護ですね。要援護者についての支援なのですけれども、その点についても保健センターやそちらのほうで内容的な対応だとかは検討して、対応できると、そのように思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

あと、ユーチューブまでについてはちょっと、見れる方というのは若い方で、重篤にならない人たちなので、そこまではいいのかなと思っていました。

私からは以上です。

○副町長（木村浩二君） 幹事会については、私から答弁をさせていただきます。

本来対策本部となれば、有事があってから設置するというのが一般的なことだと思います。しかし、今回このような状況になったということで、町としてはいち早く感染者が出る前に立ち上げて、情報の共有化、あるいはそれに基づきそれを町民に周知させるということで設置をしたところでございます。その本部の中に幹事会があって、幹事会が実質行動計画なりを実施していくわけですが、幹事会につきましても、感染者がもし森町で発生してから幹事会を設置してどうする、こうすると慌ててやるよりは発生した場合のことを考えて、できることを幹事会で確認しておこうと。各部会において準備できるものは準備するというので、今保健センターでは感染者が出た場合の周知文、あるいは予防のチラシ等々、これらのものの準備はもう既にしております。さらに、防災無線での周知等のことも考えておきます。一番問題なのは、やはり万が一感染者が出た場合は、先ほど町長が申したとおり、保健所と渡島総合振興局の担当者が森町に来町します。それで、どう対応するかということです。それで、検体が運ばれてきて、万が一陽性となれば北海道知事が公表するということになりまして、町はその公表を受けて公表すると。ただ、本人の意向確認によって北海道知事がどこまで公表するかという問題はあります。町としてもそれに準拠した公表の扱いとなりますので、それらのことも幹事会の中で確認して、有事に備えるということで開催したところでございます。

○議長（野村 洋君） それでは、新型コロナウイルス対策についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、9、雇用、就労支援について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

雇用、就労支援についてです。全国的な問題として人口減少が取り上げられておりますが、様々な方面において悪影響が懸念されております。大都市圏と比較すると地方の減少率はとても大きく、今後は人口増大という目標を掲げる中で現実を直視し、いかに人口減少のカーブを緩やかにしていくかが重要であると考えます。この大きな課題に正面から向き合うためにも行政、民間が一体となって取り組み、地域がそれぞれの特徴を生かして自立的な社会を創造することが求められています。森町においても人口減少が著しく、様々

な施策をもってしても負のスパイラルから抜け出すことは困難と見られ、地域経済の縮小がさらなる拍車になるのではと懸念されます。森町は、農林水産業を基幹産業とした様々な経済活動が盛んでありますが、特にサービス業や小売業などの3次産業からの空洞化が目につくようになってきているのではと思います。地域での消費活動の不便さは域外での消費行動へつなげてしまうなどの悪影響が懸念され、既に顕著に現れているのではと考えざるを得ません。町全体で廃業からの空き店舗が増加傾向にあるのは誰もが感じており、さらなる施策をもって新規創業支援を行い、にぎわいのある商工業振興が求められているのではと考えます。新規創業は雇用の場の確保に効果的であり、特に若い方々の創業意欲を高めていただき、安定した雇用創出することを実現できたのなら、人口減少阻止への大きな可能性となります。また、基幹産業である農林水産業と水産加工業などは、労働力不足が深刻な状況にあります。外国人実習生を受け入れることで生産力を維持しているのが現状ですが、実習制度の変化や出身国の情勢によっては安定した雇用とは言えない部分もあり、地域の就職希望者の方々に地域産業の魅力を感じていただき、就労場所として森町内を選択していただける施策が求められています。特に新卒者とU I Jターンを考えている方への働きかけは重要であります。森町においては、新たな雇用の場の創出と既存産業での労働力確保といった相反する課題が存在しておりますが、様々な施策をもってマッチングを図り、新しい人の流れを創出することにより安定した雇用の場と働いていた方々がにぎわう地域創造が急務でありますので、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

新規創業支援につきましては、以前から取り組んでいる国や北海道などの創業支援策を今後も紹介し、活用してまいります。安定的な雇用の場の創出につきましては、大学連携若者定住促進事業や北海道立北の森づくり専門学院の実習拠点であることを生かし、学生が地元企業でのインターンシップを行うことにより森町への就業促進に取り組んでまいりたいと考えております。U I Jターンにつきましては、現在北海道と連携し、移住支援施策を実施しており、町内の特定の企業に就職、または町内に移住し、創業した場合に支援金を支給できる仕組みとなっております。改めて本制度の活用を広く周知して、雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 森町は両方の課題、顕著に現れている。新しい場と既存の労働力という部分で本当に両面の課題、顕著に現れているというお話をさせていただいたのですが、やはり若い方は若い方が集まるような職場を求めているのかなというふうに見ていました。と考えると、やはり若い方が創業した事業が若い客層、ターゲットとした事業であったのなら、全体的に若い方の雇用の場にもなるし、シャッター街と言われる空き店舗の活用にもつながって、にぎわいを取り戻すためには大変有効なのかなというふうにいる中で、総合戦略の中で創業者支援、森チャレ支援事業というのがあったかと思うので

すけれども、これ大変期待していたところなのですけれども、そこでまず再質問の１点目なのですけれども、この森チャレ支援事業の現在の状況、細かな数字とかではなくて、活用事例はどうだったかですとか、今後こういった事業をどういうふうに発展させていくかというところを１点お願いします。

それと、先ほど町として空き店舗を活用する新規事業者を受け入れる支援策がないというふうに同僚議員にお答えしたかと思うのですけれども、まさにこの森チャレ支援事業がそのような施策なのかなというふうに思っていたのですけれども、その辺の説明をお願いします。

あと、もう一点、労働力不足の部分でもこの地域の抱える課題として深刻であると思うのですけれども、水産加工業に着目しますと外国人実習制度がなければ成り立たないのが現実なのかなと。そういった中で、地域の求職者、特に高校を卒業する新卒の方が地域に就職していただければこういった問題も解決できるのかなというふうに思っているのですけれども、そこで再質問としてもう一つ、基幹産業の担い手対策としてやっぱりこれも戦略の中の一つで学生仕事見合い事業というふうなのが以前、学生仕事お見合い事業というのがあったかと思うのですけれども、高校生に水産加工業への理解を深めてもらうといった事業だったかと思うのですけれども、これも大変いい取組だと思うのですけれども、こういった状況だったか、こういった結果、数値的にでもいいのですけれども、どういうふうになったか教えていただければと思うので、よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ３時 ３３分

再開 午後 ３時 ３４分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、いろいろな再質問の１点目なのですけれども、総合戦略の中の森チャレということで、商工の事業でこういったことで進めようと思ったのですけれども、経済団体のほうで取り組まないということで事業化もなされていない、そういう状況になっております。

そしてまた、２点目の学生のお見合い事業については、水産加工業者がこれを何とか高校生などに体験させて、長くそこに就労していただきたいという考えの下で進めたのですけれども、これもやっぱりなかなか思惑どおりに進まなくて、成立しなかったということで今は取り下げている、そういう事業でございます。残念ながらそのようにアイデアを出しながら対応しているのですけれども、議員のご質問にもありますように、なかなか若い人たちが望む、そういったサービス業が町の中にはない、少ないということがちょっと浮き出ております。しかし、町としてはそれだけにしないで、今地域おこし協力隊も、これは新規就農ということで新しく今２人頑張っておりますので、この方たちが将来町の中に

拠点を持って勤めていく、そういう中でまたさらに雇用が増えていけばいいなと。そしてまた、今年の令和2年の執行方針の中でも書いてありますように、学生との交流、それから北の森づくり専門学院のインターンシップと申しますか、実習事業としての森地域への乗り入れ、そういったことを通じて若い方々が本当に森の中に就職したり、そしてまた森町、あと光通信も全て町内網羅されておりますから、新たにA I 関係でももし町の中に拠点をつくってくれば大変ありがたいなと、そのように思っております。今後も新規事業、それからほかの事業に対しても新たに今ある事業に加えて、新しい事業を起こしてくれるような、そういう働きかけと取組は今後ともやっていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） すいません。たまたま2つお伺いした事業が実質2つとも頓挫して、やっていないと。決してやっていないのを分かっているを選んで聞いたわけではないのですけれども、ホームページに例えば創業支援等事業計画というふうに載っているのですけれども、まさにこれが森チャレの流れなのかななんて思っていたものですから、この辺も踏まえてもし実績等があればと思って、お聞きしたかったのですけれども、大変残念な結果かなと思っています。総合戦略、各いろいろな柱がある中で創業者支援ですとか地域産業の担い手、特に、嫌な言葉で3Kとありますけれども、この水産加工業ですとか建設業というのはまさにそういった業種であって、なかなか就労している、選んでいただけないという状況もありますので、そういうところ今後もう一度改めてでも施策として取り上げて、地域産業の振興、安心、安全な就労の場の創造に努力してもらいたいなと思っていますところ です。

もう一つ、質問の中にちょっと入れていた言葉なのですけれども、U I J ターン、これ国のほうの事業で、道が窓口になっているかと思うのですけれども、東京圏からUターンしてくれた方には最大幾らですとかいろいろあるようなのですけれども、この件について町長先ほど広く周知してというような答弁あったかと思うのですけれども、東京圏から例えば森町に就職希望していただける方が、道にこのマッチングサイトというのがあるみたいですが、ホームページが。その中で登録してある森町の業者に就職した場合は支援金をお支払いするというようなスキームになっているようなのですけれども、私この間ではこのマッチングサイトってどういうものなのかなと思って見たのです。物すごく、全道各地、本当にたくさんの企業があって、全部詳細まで見たら何日もかかるぐらいの件数なのですけれども、僕が見た中で、見落としがあったら申し訳ないのですけれども、森町の町内業者、2社しかなかったです。そのホームページにU I J の件も支援事業ということで掲載されて、町として推し進めるべき事業だとは思っているのですけれども、町内の業者、2社です。いろんなマッチングを図る、いろんな選択肢の中で選んでもらうのに2社はちょっと少ないかなと。各企業がそれぞれこの事業の趣旨を理解して登録すべきことなのでしょうけれど

ども、正直言って町内の業者、皆さん知らないと思うのです、これ。私もいろいろ見るまで正直知りませんでした。町として、そのマッチングサイト、担当課の方なんかもちろんチェックしていると思うのですけれども、こういった企業が登録されているかも分かっているかと思うのですけれども、ほかに町内企業にこういったサイトにぜひ登録してみませんか。登録していないとこの制度を使って森にUターンしてくる方はいないわけですから、この制度を広めるためにはまずそのサイトを周知して、登録してもらうというのが第一歩だと思うのです。そういったところで、この事業の話になってしまうのですけれども、こういったところでマッチングを図ってもらって、そういう東京圏からの就労者により町内に来てもらおうというのが大事なかなと思ったのですけれども、その辺を再々質問させていただきたいと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどの再質問のときの事業がちょっと2つとも成り立っていなかったということについて大変、私たちもそこまで気がつかなかったのですが、どうしても内容によってマッチできない、もしくは本当に事業としては好きな人はいるのだけれども、そこにたどり着けないという場合も中にはあるのかもしれません。最近はそのだけ就職サイトといいますか、大手企業については直接自分のところの会社でインターネットを通じた就職希望者を確保できるような、そういう365日いつでも対応できるようなサイトを作っていたり、どんどん進んでいくのですが、どうしても中小企業の場合は後手、自分ところでそれだけの予算が確保できて、取り組める会社であればいいのですけれども、やっぱりもっともっと道の力ですとか、そういう便利なところを、町としてもそういうところにつないでいかなければならないなと改めて思ったところです。そういう状況の中で、北海道のマッチングサイトに森町で企業としては2社しか登録されていないと。本当に受入れから全て、U I Jターンを受け入れる、そういう考えがあるところが2社しかないということではないとも思います。ただ、そこに対していろんな四方八方にそういう雇用の場、それから研修生を受け入れる場所ですとか、たくさんのことを考えながらやっている中で少し不足されているのかなと、そんな感じがしないでもございませぬ。そういったところでうちの担当課のほうに企業には周知するよう、組織に対しても情報は流れていることと、そのように思いますけれども、やはりこれについてはどうしてもただ資料を送る、見る、見させるというよりも中身の説明が必要なのかなとは思っているのですが、そこまで私どもではできない可能性もございませぬ。そういったところで、もし本当にこういうU I Jターンを確保したい、そういうところの説明会と申しますか、今はしばらくの間新型コロナの関係で人を集めて説明するということは難しいのかもしれないので、折を見て、できればこのマッチングサイトに登録することも提案していきたいと、そのように考えております。今後につきましても若者の就労はもちろん、それから雇用を何とか就労できるように、そして先ほどの最初の答弁でも申し上げました大学連携若者定住促進事業、これについては本当にこれから新年度から始める、そういう事業でございまして、東京23区も対応として入っております。

東北の大学もありますけれども、とにかく学生に一度森町に足を運んでもらいたい。少なくとも何日か住んでいただければ町の良さというのは、四季折々のすばらしさが理解できていただいて、そしてすぐという前提を下に仕事先を探してくれるのではないかな、そういうふうに期待しているところです。これからもこういった事業に対して積極的に取り組んで、就労の確保、それからU I J ターンの獲得に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 雇用、就労支援についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第4 議案第17号ないし議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第17号から議案第33号まで17件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第17号から議案第33号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案1件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第17号から議案第33号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に菊地康博君、副委員長に木村俊広君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月５日から３月１２日まで休会にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

３月５日から３月１２日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回の本会議は、３月１３日午後１時３０分開会となります。

ご苦労さまでございました。

延会 午後 ３時５０分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和2年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和2年3月13日（金）

開議 午前10時00分

休会 午後 2時45分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

1 会議録署名議員の指名

2 議長諸般報告

3 令和2年第1回 森町議会3月 会議付託議件 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について

議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について

議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第24号 令和2年度森町一般会計予算

議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算

議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算

議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算

4 議案第34号 令和元年度森町一般会計補正予算（第8号）

追加日程

1 緊急質問

- 5 議案第35号 令和元年度森町介護保険事業特別計補正予算（第5号）
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 9 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 11 同意第5号 固定資産評価審査委員の選任について
- 12 決議第1号 民族共生の未来を切り開く決議
- 13 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 14 意見書案第2号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
- 15 意見書案第3号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
- 16 議員の派遣について
- 17 休会中の所管事務調査等の申し出

追加日程

- 2 発議第1号 問責決議案について

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	5番 伊藤 昇 君
6番 加藤 進 君	7番 堀合 哲哉 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美佐子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君

総務課長	長瀬賢一	君
選挙管理委員会書記長併監査事務局書記長	村本政	君
防災交通課長	柴田正哲	君
契約管理課長	山川田真勝	君
企画振興課長	川村幸茂	君
税務課長	柏渕	君
保健福祉課長	坂田明仁	君
保健福祉課参事	須藤智裕	君
保健福祉課参事兼保健センター長	宮崎涉	君
住民生活課長	安藤仁	君
子育て支援課長	濱野尚史	君
環境課長	山本憲樹	君
農林課長	寺澤英修	君
農業委員会事務局長	鈴木一	君
水産課長	岩井	君
商工労働観光課長	阿部泰	君
建設課長	富原尚史	君
砂原支所長兼地域振興課長	落合浩昭	君
町民福祉課長	千葉正一	君
教育長	増川正志	君
学校教育課長	萩野友章	君
社会教育課長兼公民館長兼図書館長	宮崎弘光	君
生涯学習課長	川口武正	君
体育課長兼体育館長兼青少年会館長	野崎博之	君
給食センター長	藤嶋希	君
さくらの園・園長	金丸義樹	君
病院事務長	小田桐克幸	君
上下水道課長	水元良文	君
消防長	水谷直樹	君
消防署長	松田光治	君

○出席事務局職員

事務局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	奥 山 太 崇 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について
- 議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
- 議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第24号 令和2年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第34号 令和元年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 3 緊急質問
- 4 議案第35号 令和元年度森町介護保険事業特別計補正予算（第5号）
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 7 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 8 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について
- 9 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 10 同意第5号 固定資産評価審査委員の選任について

- 1 1 決議第 1 号 民族共生の未来を切り開く決議
- 1 2 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 1 3 意見書案第 2 号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書
- 1 4 意見書案第 3 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書
- 1 5 議員の派遣について
- 1 6 休会中の所管事務調査等の申し出
- 1 7 発議第 1 号 問責決議案について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席5番、伊藤昇君、議席6番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第17号ないし議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和2年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第17号から議案第33号まで17件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（菊地康博君） 皆さん、おはようございます。ただいまより予算等審査特別委員会審査報告書を朗読させていただきます。

令和2年3月4日、令和2年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件17件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について、原案可決。

議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について、原案可決。

議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案可決。

議案第24号 令和2年度森町一般会計予算、原案可決。
議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。
議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。
議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。
議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。
議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。
議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算、原案可決。
議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。(1)、3月5日、出席委員15名。議案第17号から23号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第24号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費について事項別明細書により質疑を行いました。

(2)、3月6日、出席委員15名、議案第24号、一般会計予算の歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から款9消防費、項1消防費、目3消防施設費について事項別明細書により質疑及び討論を行いました。

(3)、3月9日、出席委員15名、議案第24号、一般会計予算の歳出、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑及び討論を行い、議案第24号、一般会計予算の採決を行いました。また、議案第25号から議案第30号までの特別会計6予算及び議案第31号から議案第33号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。令和2年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第17号から議案第33号までの17件については、3月5日、6日及び3月9日の3日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審査過程において各委員から提言のあった定住対策や文化財の振興を初め諸事項を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、予算の執行面に十分反映されるよう、また新型コロナウイルスに負けないまちづくりを願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ですが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これから令和2年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第17号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちくださいね。

檀上議員、討論は賛成でしょうか、反対の討論でしょうか。

○11番（檀上美緒子君） 反対です。

○議長（野村 洋君） 反対の討論。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 許可しました。

はい、どうぞ。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○11番（檀上美緒子君） 森町国民健康保険税条例を一部改正する条例制定に反対します。

2年前に国民健康保険制度が市町村から北海道へ一元化されたとき、課税の仕組みが大きく変わり、ほとんどの被保険者の保険税が値上がりしました。その際、森町では家族の人数分課税される均等割の値上げ幅が大きく、家族の多い被保険者、子育て世帯の負担増が大きくなりました。値上げしてまだ2年しかたっていないにもかかわらず、またも値上げ、そして均等割の上げ幅がまたも一番大きいのですから、ますます家族の多い被保険者、子育て世帯の負担を増大させることになります。

国民健康保険の加入者は、発足当初に比べ自営業者や農漁民者が減り、収入の少ない年金生活者や非正規労働者が増え、高齢化とともに医療費が増える中、国の責任である国庫補助金を減らし、都道府県化を実施、そして保険税値上げで切り抜けようとしています。これでは、本来の社会保障、福祉制度ではなく、受益者負担を押しつけるものと言えます。根本的には、国民健康保険制度自体の見直しが必要ですが、それまで国のやり方に唯々諾々と従うのではなく、可能な範囲で住民の命と暮らし、なりわいを守るのが自治体の役割ではないでしょうか。住民の命と暮らし、なりわいを脅かす受益者負担の最たるものが均等割であり、均等割の割合が大きくなることです。まさにこのたびの条例改正は、それを地で行くと言えます。改正のたびに値上げ、値上げでは、この経済危機の中、収納率の悪

化は目に見えています。受益者負担ではなく、応能負担を基本に、少なくとも子供の均等割の減免を取り入れる改正こそするべきではないでしょうか。

保険税を値上げする国民健康保険税条例の一部改正に反対します。議員の皆さんの賛同をお願いして反対討論といたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんか。

加藤議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（加藤 進君） 賛成です。

○議長（野村 洋君） では、どうぞ。

○6番（加藤 進君） 議案第17号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、平成30年度から国民健康保険は都道府県化をされ、保険料水準の統一に向け、北海道全体で取り組んでいるところであります。平成30年度決算で全国で法定外繰入れをしている自治体は2割に満たず、北海道でも赤字削減、解消計画を作成できるのは森町を含め21団体のみとなっております。このまま保険税率等を改正せず、法定外繰入れを続けた場合、森町だけが取り残されることとなります。努力支援制度による交付金が減り、さらに町の負担が大きくなるところであります。北海道全体で保険料水準の統一に向け取り組んでいる中、森町だけが北海道国民健康保険運営方針から外れた方向に向かった場合、道内市町村での立場や国や道への発言力が低下、さらには保険税等改正を審議していただいていた森町国民健康保険運営委員協議会の皆様に対してどのように説明をできるのでしょうか。また、一時の保健税率の改正反対によって将来、今以上の保険税率の上昇や一般会計からの繰り出しの負担増に対して誰がどのように責任を取るのでしょうか。この保険税率の改正は、森町だけの問題ではありません。このため、町長は機会があるごとに北海道国民健康保険団体連合会理事として国などへ被保険者の負担軽減などについて要望をしております。これからも北海道全体で安定した国民健康保険制度を継続していくためには、北海道国民健康保険運営方針を基本とした税率改正は致し方ないものと考えます。

議員の皆様をお願いをいたしまして、賛同の私の討論とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 森町特別母と子の家条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。討論はないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第18号については、可決することに決定しました。

議案第19号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 反対の討論ですか。

○5番(伊藤 昇君) 議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について、反対の立場で討論させていただきます。

森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置に当たり、森町教育委員会が主体となり、町内の各団体または町民の有識者などで構成された組織により森町が他に誇れる国指定史跡である鷺ノ木遺跡の史跡整備計画及び活用などを盛り込んだ計画書を策定すべきと思慮するものです。本条例案にある専門的知識、見識を有する者は必要に応じて招聘し、整備委員会への意見及び助言を求めるべきであり、教育委員会は専門家だけによる委員会設置をして町民の意見を反映させる姿勢が全く感じられず、委員会の組織も10人以内となっているにもかかわらず、条例説明及び予算措置にあるように5人の専門家等による構成で、森町民は入らないとの説明でありました。所掌事項にある史跡の整備計画及び整備等に関することなどを審議しようとすることは町民の意見を反映し、盛り込んだまちづくりを考えていないと言わざるを得ません。このような条例案には、認めることはできません。本委員会を設置するのであれば、町民が主体でなければならないと思います。このことから、本条例案を否決すべきとの判断のもと、反対討論とさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、良識ある政策判断をお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) ほかに討論ございますか。

山田議員、賛成ですか、反対ですか、一応。

○2番(山田 誠君) 賛成です。

○議長(野村 洋君) 賛成ね。

○2番（山田 誠君） 私は、議案第21号 森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会設置条例制定について、賛成するものでございます。

先般の予算審議のときにも申し上げましたが、鷺ノ木遺跡は世界遺産の関連施設でございますので、それらに基づいてこの専門委員の意見を徴しまして、将来は世界遺産に登録すべき前段であるので、この案については私は賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 森町立へき地保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 令和2年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（何事か言う者あり）

◎動議の提出

○議長（野村 洋君） 斉藤議員、何ですか。

○15番（斉藤優香君） 修正動議を提出します。

○議長（野村 洋君） 何の修正動議でしょうか。

○15番（斉藤優香君） 議案第24号 令和2年度森町一般会計予算の修正動議を提出します。

○議長（野村 洋君） ほかに賛成の方はいらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 結構です。

（「ちょっと議長、修正動議は受けるんですか、これ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 動議成立したら。

（「修正動議については、あらかじめ議長に提出しなければならないとあるんだけど、議長は受けているんですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいま動議に対しまして1人以上の賛成がございました。

動議が成立しましたので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

議案第24号に対しては、斉藤優香君外7名からお手元に配りました修正の動議が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

斉藤優香君、登壇してここで説明をしてください。

○15番（斉藤優香君） 修正動議についての趣旨、提案説明をいたします。

議案第24号 令和2年度森町一般会計予算の一部である尾白内小学校屋体耐震診断業務委託料についての修正動議を提案説明させていただきます。

本提案は、地方自治法第115条の3及び森町議会会議規則第17条2項の規定により修正案を添えて提出するものでございます。

5ページを御覧ください。歳出、款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費、節12委託料の5,000万円を減額しようとするものでございます。

提案の理由内容でございます。3月9日の予算等審査特別委員会において教育費についての質疑が行われました。その中で、多くの委員から尾白内小学校の耐震診断についての質問が寄せられましたが、満足する明確な回答をいただけませんでした。少子化による生徒数の減少が続き、現在は複式学級という学級編制の中で保護者や地域との話し合いもないうまま耐震診断を進めようとするのが明らかになりました。今年度は全校生徒46名、14名が卒業し、新年度は入学者8名で40名となります。年々生徒数は減り続けております。当然将来的には、統廃合も視野に入れなければならない状況なのではないでしょうか。決して統廃合をしなさいということではありません。最優先することは、保護者や地域の意向を聞くことではないのでしょうか。意向を聞いてから耐震診断を行っても遅くはないのではないかと思います。

また、海拔6メートルに位置する尾白内小学校は、一時期1次避難場所に指定されていましたが、現在は外され、建物の有用性は減少しております。さらには、幾ら安全性が重要で耐震性が必要であるにしても建物の耐用年数が60年と言われる中で、経過年数が50年から54年である平家校舎を5,000万円をかけて耐震化の調査をする必要があるのでしょうか。この5,000万円は、ふるさと納税からの支出です。町民が望むことに有効に使うべきだと思います。

以上、尾白内小学校校舎・屋体耐震診断業務委託料の5,000万円の減額、修正動議の趣旨、提案説明といたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 提出者の説明が終わりました。

質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 先ほどのあれで今修正案が出たので、改めてこの問題を取り上げていいということで、原案に対する質問もよろしいですか。修正案に対する質疑ですか。

○議長（野村 洋君） 今提案しました内容についての質問ということでございますよ。

○2番（山田 誠君） 順次、質疑いたします。

伊藤議員、提案の理由を説明してください。

○議長（野村 洋君） 山田議員、今齊藤議員のこの修正……

（何事か言う者あり）

○2番（山田 誠君） 議長、提案者並びに提出者について質疑はオーケーなのですよ。

○議長（野村 洋君） はい、オーケーです。

○2番（山田 誠君） だから、やっているわけです。

○議長（野村 洋君） 伊藤議員にということですか。

○2番（山田 誠君） はい。だから、出している方々の意見を聞きたいということです。

○議長（野村 洋君） ああ、なるほどね。

○5番（伊藤 昇君） 私も今の趣旨、提案説明の中も、耐用年数60年と言われている中でこの建物をどういうふうにするかという前に、以前に私は予算の中でもお話ししたのですが、その地域住民との話をまずしてどのようにしていくか、そういう話し合いを持つ場もない中でこういう耐震の委託料を出すということがいいのかということで私は疑念を持ったわけです。そのために、これは修正をして、まず話し合いをしてどういう形にするか、そういうことをまず考えていくべきだと私は思って賛成をしたところでございます。

○2番（山田 誠君） 東議員、同じ質問です。

○8番（東 隆一君） 私も今すぐこれをなぜやらなければだめなのか。実際に尾白内の住民、何人かに当たってみましたけれども、ほとんど今来ている、小学校に入っているお子さんたちはシングルマザーとか、実際には要するに尾白内地域に入っている人間ではなくて、ほかから移ってきている人間なのです。昔からいらっしゃる方なんかに聞いてみますと、確かに昔は地域の集まりの場所だと。要するにコミュニケーションの場所だと。だから、必要だということもありましたけれども、今すぐこれをやって、私にも全然その話なんて来ていないと。どうなの、今これ要するに建て替えるのかしないのかと。そういうものがまだ話合われていないのに、5,000万円かけてやる必要があるのかという意見がたくさんございましたので、私もこの今のことに関しては齊藤議員と同じ意見でございます。

○7番（堀合哲哉君） では、聞かせていただきたいと思います。

まず、齊藤議員に聞きたいと思います。あなたは説明の中で、聞きようによっては尾白内小学校をもう廃校にしようと。一部自分で話しながら、それを今度まずいことを言ったなと思ったのか知らぬけれども、決してそうではありませんとかと支離滅裂なことをあなたはおっしゃっています。この問題は耐震ですから、今の学校が大きな地震や様々なことで、そこで学んでいる子供さんたちの命を守れるのかというための診断だと私は思っている。これ一日も放棄できない。一言言わせてもらえれば、もっと早い段階ですべきだったと、私は逆に思う。でも、今ここでやろうとしているのは統廃合の話ではないの。だから、そのことを齊藤議員はどのようにお考えになっているのか。もう話は、いずれ廃校にして

統合問題までお話しされましたが、その話ではないと。この辺のところを整合性をつけてお話ししたいと。それこそ町民の意見であなたは話ししているというようなニュアンスを使いましたが、果たしてそうなのでしょうかと私は非常に疑問に思うから聞くのです。ですから、まず我々議員としては命を保障するような学校にしていかなないと駄目なわけです。それが基本、もう最低です。ですから、それをやろうとしているときに、こんなもの要らないというのは非常に人権を無視した話ではないですか。その辺をどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○15番（斉藤優香君） お答えします。

一般質問で教育長にもしたのですが、行政主導ではしません、地域の意見を聞きますというような話をいただきました。であれば、行政主導ではなく、そこも含めて地域住民と話し合うというのが筋ではないかなと思ったのと、あと森町の公共施設等総合管理計画の中にも将来の児童生徒数の予測を鑑み、地域の実情及び町の将来設計に合わせた学校規模の適正化を検討しますとあります。これを検討したのでしょうかということなのです。これを検討していくと、あそこの建物がもう耐用年数が過ぎようとしているものを耐震工事をして、安心して子供たちが耐震工事したからといっていいのでしょうか。それとも、もし本当に安全で地域に小学校を残したいというのであれば、場所をかえて新しくという形になるのではないかと。そのときには、耐震診断というのは要らなくなるという、だからそこのところをもうちょっと地元と話し合ったほうがいいのではないかと。今その先にある建て直すのか、耐震するのか。例えばここを耐震診断して、耐震不足となった場合、では耐震設計、耐震工事に進んでいくのか。その先何年、今まで姫川小学校も石谷小学校も使われていない状態です。こういうふうなことを繰り返すのかということがもう少し住民と話し合ったほうがいいのではないかという思いからです。

○7番（堀合哲哉君） この学校のいわゆる補助金の話も議論になりましたね。文科省がつける補助金というのは、耐震の強度をちゃんとしっかり調べなさいよと。それで、建て直しが可能かどうかという判断も加わるわけです。

そして、今の斉藤議員の話でいけば、町民の声を聞くと。誰も私は町民の声を聞くななんて言っていない。声を聞いて、建て直ししましょうといったら、建設費のところの補助金って文科省は出しませんよ。全額自己負担になるのです。こういう事業を今の状況の中でできますかという話なの。昔からそうですが、地方自治体は財源がない。だから、国でやる補助制度をうまくと言ったら失礼ですけども、それを上手に使って、そしていろんな事業をしてきたわけです。だから、そういう説明もここでなされているにもかかわらず、あえてこれをゼロにして町民の話を聞けなんていうような話というのは全く単純なこの話ではなくて、ほかに何らかの意図があるのではないかと、私はそう思ってしまう。だから、こういうような提案を私はすべきではないというふうに思いますが、補助金絡みでどのようになるかお答えいただきたいと思います。

○15番（斉藤優香君） お答えします。

補助金があるから、ないから、町で出さなければならないのであれば、まして耐震診断をして、耐震結果が不足と出てどうするかというときに町で全額で建て直す。行政主導でやらないと言うのであれば、町民が、保護者が建て直してくれと言ったらやるのかと先ほど言いましたけれども、それをやらないためにも話し合うほうがいいのではないかと。例えばそこで耐震工事をするのではなく、それでは安全な森小学校にスクールバスで通うとか、いろいろな方法があると思うのです。そういうのを1度やはり通わせている保護者、これから通う保護者と、あと地域の方々とあそこをどうするべきかを話し合ってからでも、耐震診断が悪いと言っているわけではなく、子供たちの安全を守るべきだと私は思うがゆえに今あそこの小学校をという話にはならないのではないかと思います。

（「何かよく言っている意味が分からない」の声あり）

○議長（野村 洋君） 何ですか。堀合議員、質問ですか。

○7番（堀合哲哉君） 3問目でしょう。

○議長（野村 洋君） はい。

○7番（堀合哲哉君） 3回目だもの。それで、私が話したこの内容で、いつも補助制度はどうなのだからという話が出るわけですよ、議会で、いろんな問題で。そのときに、国の補助制度があれば非常に町としても仕事をやりやすくなればということ、それだけ財源が必要なくなるということは町民に負担をかけないということなのです。だから、町長が進めている福祉政策何だかでもそこでお金をかけていけるということなのです。それをこれ全部つぶしてしまって、そして、さあ、ゼロから始まりますと。この調子ですから、今ここに載せた人たちは今後町がどんな提案をしようとしても賛成しないでしょう、これ。そして、統合だとか、そういう話なのです。

斉藤さんによく分かってほしいのはもうちょっと、昔尾白内で森中学校への統合問題というのがあったのです。これテレビでも報道されましたし、国会でも取り上げられた大きな問題に発展したのです。父母の話を聞け聞けといったって、そのときだって聞いているわけです。ですから、子供の学校問題について、これをゼロにするようなことをやっていくこと自体が教育的配慮がなされていないと。過去の苦い経験をもとにしたこれからの森町の教育行政をつくっていく、その土台としなければならない。

先ほど山田議員からの質問に私の隣にいる議員が、尾白内出身だから住んでいるでしょう。そういう人がもう少ししっかりとしてもらわなければ駄目だ。尾白内の実態、どこの町民に聞いたのだから私は分からぬけれども、議会でよく使われる言葉、町民、町民、町民に聞いたのかと。そして、議員は何人かの人聞いて町民はこう言っていると。全体の半数以上の町民がそう言っているのならいいけれども、その辺のところをちゃんとわきまえて言葉も使っていないと、何か今の行政が町民の声に背を向けていくような、そういう行政にしか映さないためのこういう訂正議案でないですか。こういうやり方は、私はやめるべきだと。何か討論になってしまいましたけれども、そういうようなことです。ですから、斉藤さん、昔の尾白内の統合問題について、あなたはどのような気持ちを持っています

か。

○15番（斉藤優香君） 昔の話は聞いていますけれども、今がそうだと、同じだとは思っていません。私は、でたらめなことを言っているのではなくて、森町公共施設等総合管理計画という森町の計画に基づいてお話ししているので、施設の更新についてというのも今後10年以内に耐用年数を迎える、超える施設があるため、年少人口及び地区利用者状況、避難施設の指定などを考慮し、更新（建て替えまたは統廃合）を検討しますと町で言っているのですよね。私が別に統廃合を進めているとか、そういう言い方はしていません。この町の計画に基づいてお話ししていました。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 檀上議員、質問ですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 討論ではなくて、質疑ですからね。

○4番（高橋邦雄君） 今様々な意見が出たのですが、一番大事にしないといけないのは子供の教育環境、学んでいる環境を安全に提供してあげることだと思うのです。確かに教育委員会自体は、この耐震診断は少し遅かったかなという感じはしているのですが、実情あそこで学ぶ子供って皆さん見たことありますか。どれだけ伸び伸び保護者と一緒に運動会も盛大にやって、地域と一体となってやっている姿を見たことあるのですか。皆さんです。その時点で、要はもうみんな統廃合とか声が出ていますけれども、今大事なことは安全を守るための調査なのです。教育委員会は、子供と教職員も含め皆さんですけれども、地域の方。その安全を守るために調査をしましょう。そこで、安全が確保できないようであれば、段階的計画として補強工事も視野に入れると言いましたよね。だから、そのところをもうちょっと皆さん理解していただいて、予算をゼロにして、では子供の安全をどう守るのですか、学校をなくするのですかという話なのです。そこら辺のことを聞きたいですね、1回。

○議長（野村 洋君） 答弁を檀上議員がするのですか。

○11番（檀上美緒子君） 先ほど言われたように、耐震診断自体が遅かったというのは、それは事実だと思います。耐震診断をするということに当たって、やっぱりもう既に老朽化しているので、かなりもう診断基準をクリアするというのは少なくというか、我々もそうですけれども、役場職員の中でもクリアするということを確信している方はどなたもいらないと思うのです。ですから、建て直すのか、それこそかなりの大規模な補強をするか、そしてもう一つとしては先ほども言われたけれども、統廃合も含めて耐震診断が出た後どうするかというのが一番重要だと思います。それがあって初めて子供の安全は守られるのですよね。診断をしたから守られるのではないのです。診断した結果を受けて、それこそ安全な建物になるということで初めて子供の安全は保たれるのです。ですから、公民館を見てください。診断基準も出ているのです、クリアしていないということが。だけれども、いまだに明確にいつ建て直しますというが出されていないわけですよね。尾

白内小学校においてもそうなのです。私たちが心配しているのは、耐震診断をして、そうしたら出た結果で建て直すとか、補強するとか、何とかするということも含めて、本当に住民の人たちと一緒に考えて方向性を決める、それが今こそ必要なのではないかなということなのです。尾白内中学校の問題も出しましたけれども、尾白内中学校は完全に町側の主導で進められたから、住民とのあつれきが大きかったのです。そこは決定的に今斉藤議員が言った中身とは、そこは本質的にスタートラインから違うのです。今は、統合しなさいという形で住民の声をまとめようなんていうことは一言も考えてはいません。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ちょっと……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと簡単に。そして、何となく質疑ではなくて討論みたいになってきているので、ちょっと質疑というか、特にこれ以上提案者になれば、この次に討論ございますので、また討論の中でいろいろ皆さんの意見あるのだろうから言っていたきたいと思うのだけれども、どうですか。質疑はこの辺で終了して、討論へ行きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終了します。

次に、討論でございますけれども、その前にちょっと暫時休憩して説明いたします。

休憩 午前１１時０９分

再開 午前１１時１３分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案ということは、委員長報告したとおりの原案です。委員長報告をしたとおりの原案について、賛成の討論のある方は討論を。いませんか。いなければ、次へ行きます。

○２番（山田 誠君） 私は、原案に賛成するものでございます。

今修正案が出まして、いろいろお話が出ていましたけれども、私の感覚では委員会といたしましては今言ったようなことは当然周知していると思うのです。それらを踏まえて、必要があれば執行したいという考え方が大だろうと、私はそう思っているのです。そういうことで、これはやっぱり賛成すべきだと。修正案を出された方も書いていますけれども、話ありましたけれども、無駄にやる必要はない。そういう意味も含めまして、やっぱり予算的については議決をすべきだろうと、そういうふうに思っています。

それと、もう一つは、予算委員会の委員長の委員長報告の意味は非常に重いものがある。これは、皆さんの同意であるわけだから、そのことを皆さん十分に認識して対応をしていただきたいなと、そういうふうに思います。

そういう意味からしまして、委員会といたしましてもそういうようなことを踏まえた上で行政執行をしていただきたいなと、そういうことでございますので、原案に賛成するものでございます。

○議長（野村 洋君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

（何事か言う者あり）

○11番（檀上美緒子君） 原案に反対。

（何事か言う者あり）

○11番（檀上美緒子君） 原案並びに修正案に反対する討論です。

（何事か言う者あり）

○11番（檀上美緒子君） 原案または修正案……

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

檀上議員、原案に対する反対の討論を許します。

○11番（檀上美緒子君） では、2020年度一般会計、原案の予算案に反対します。

新年度予算案で一番の問題は、不公平、不適切な補助金の支出があることです。予算案ですから、全て見込みなのは当然です。しかし、見込みだから変更を前提にとりあえず作成して提出しているとしたら、議会を、そして町民をばかにしているとしか言えません。それがグリーンピア大沼への補助金においては、少なくともこの2年間しています。補助金支出の1年目は1億8,800万円もの補助金が白紙で提案され、2年目は設備投資の計上事業は全く異なる遊具に変わり、修理の計上事業は二、三割で、半分以上は別物に変わっていました。さらに、3年間とも補助金申請に必要な書類提出がないにもかかわらず、書類上は提出にしています。ですから、4年目となる新年度予算の事業内容の信憑性並びに必要な書類の提出義務の履行について質問したところ、明確な答弁はありませんでした。4年間もグリーンピア大沼だけに超優遇の不公平、不適切な補助金支出を許していいものでしょうか。

また、教育委員会主催の事業費用を補助金を交付している教育水準向上対策協議会に教対協との協力事業であるからと一部または全額を何年も負担させていることも問題です。図書館まつりは一部ですが、「もりの教育」の印刷費、イングリッシュキャンプ、子供体験フェスティバル、夏、冬の寺子屋の事業は全額教対協負担です。補助金は、その……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、今の修正案の絡みだから、5,000万円のあたりのことを重点的に原案に対する反対ということで討論してください。

○11番（檀上美緒子君） 原案全体ではなくて。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) ちょっとずれ、重点は修正案の部分。

○11番(檀上美緒子君) はい、分かりました。

それでは、その問題に行きます。予算案の大きな問題は、尾白内小学校の耐震診断費用の5,000万円です。築50年から54年の老朽化の激しい校舎と屋体、教職員、子供たち、地域住民、尾白内小学校を訪れたことのある方なら誰しも診断を待つまでもなく、耐震基準を満たしているとは思わないでしょう。ですから、耐震診断の結果、建て替えか、補強か、統廃合かを決断しなければなりません。耐震診断は必要なことですが、地域住民、父母の声を聞いて今後の方向性を見据えた上で必要な耐震診断をするべきではないでしょうか。捨て金になりかねない今回の耐震診断はやめるべきです。また、診断費用が多額となった構造図の紛失も文書管理上、大きな問題として指摘します。ですから、今回の修正案に賛成の立場で討論させていただきました。ぜひ、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) それでは、続いて原案に対する賛成討論の発言を許します。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) さっきやったから、なければ続いて4番目に行きますよ。いいですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) いえいえ、修正案の今回提案ですからね。いいですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

先ほど聞きましたけれども、原案に賛成の討論がなければ、続いて次の項目に行きます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 5,000万円も含めた全ての……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) ちょっと長くなるとあれなので、修正案の部分強調してくださいという話をしました。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 原案の何ですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 賛成討論だよ、今は。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) いいですよ、どうぞ。

○2番(山田 誠君) それでは、議案第24号の令和2年度森町一般会計予算に賛成するものでございます。

少子高齢化、そして激動する現代の経済動向、さらには厳しい財政状況の中、第2次森町総合開発計画を基調として、最少の経費で最大の効果を上げていかなければなりません。本予算は、保健、医療、高齢福祉、さらには子育て支援、クリーンエネルギーの導入、定住促進対策事業等々、また農林水産業の1次産業の振興を初め防災事業の充実も図られ、災害に強いまちづくり及び教育の推進、そして健全な財政運営を図り、森町の振興発展となる数多くの事業実施案が織り込まれております。森町町民にとっても1次産業、2次産業についても、また様々な面においてもさらなる生活環境の充実が図られ、若干不安はあるものの評価は十分であり、私は本予算に賛成するものであります。

なお、予算の決議に当たっては、委員長が行う委員長報告の意味は非常に重いものであることを認識しなければなりません。

なお、この予算案は森町町民の各階層の方々の生活向上と幸せを満たすための予算であるため、梶谷町長のもと全職員一丸となって町民のため、また町発展のため予算執行に全力を挙げていただくことを要望し、賛成討論といたします。賛同のほどよろしく願います。

○議長(野村 洋君) 続いて、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番(河野文彦君) 私は、修正案に賛成ということで、ここで討論をさせていただきます。

先ほど来、提案説明が斉藤議員からあった中で、子供の安全を無視しているだとか、統合問題をここで持ち出すのかとか、そういう問題のすり替えとも思えるような発言がありますけれども、提案説明の中にあるように決して統合しろと言っているものではありません。また、耐震をするなども一切言っていません。何をするのにも地域の声を聞いてから、保護者、子供たち、そして地域、それぞれの声を聞いてからやったほうがよろしいのではないのかというところでのこの提案であります。

先ほど昔の尾白内中学校の統合の問題も話題に出ていましたけれども、やはり当時もそれこそ町主導で町民の意見を尊重せずに統合を進めたのがあれほど根の深い問題になったと私は聞いています。私も尾白内小学校に通っていました。正直言って40年前、尾白内小学校に通っていたのですけれども、当時から古い学校ではあったのですけれども、大変すばらしい学校でした。ただ、40年前のあの統合問題、今ここで決して統合をする、しないを話ししていないのに40年前の話を持ち出して、ああいう事態をまた招くのかというような発言もあったかと思うのですけれども、あれも町民、地域の声を聞かなかった失敗した施策の一例だったのかなと思っています。私も小学校のとき、本当に統合問題が真っ盛りなときで、本当に報道のカメラの中を小学校に登校したのを今思い出しました。今それこ

そ予算委員会で担当課から説明あったのは、今のところ町民、地域の声というのは一切聞いていないと。この耐震診断をして、その結果を持ってから町民にお伺いを立てると。これは、やっぱり順番が違うと思うのです。町民の声を聞いて、地域の声を聞いて、地域の意向を聞いてからこの耐震診断をする。決してそれで遅いことはないと思います。

子供の安全性という声もありました。決してこの提案者、子供の安全性を考えていないことは一切ありません。順番がどうかありますよね。それを言ったら、駒ヶ岳小学校はどうしたのですか。森保育所は、どうしたのですか。順番はあるのかもしれないですけども、決してそんな子供の安全性を考えていない提案だとか、そういう考え方はぜひ持たないでほしいなというふうに思って聞いていました。

この耐震診断、本当に地域の声を聞いて、これそんなに地域の声を聞くって時間はかかることなのですかね。本当に明日からでも動いて地域の声を聞けたなら、令和2年度というようなタイミングで補正でも何でも上がってきて、地域の声を聞いてよく検討して、やはり耐震診断をまずしてくださいというような地域の声があるのであれば、もうすぐにでもまたやるべきです。今は地域の声を聞かずにやりますと、そういう説明ですから、私たちは順番が違うのではないかということでこの修正動議の発議に至ったわけです。議員の皆様は賢明な判断をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論がなければ、討論を終わります。

ただいまの議案第24号 令和2年度森町一般会計予算に対する修正案について採決を行います。

まず、本案に対する斉藤優香君外7名から提出された修正案につきまして採決を行います。

お諮りします。修正案を決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。よろしいでしょうか。もう一度言います。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正議決部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

それでは、議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「反対討論」の声あり）

○議長（野村 洋君） 反対討論ですね。

○11番（檀上美緒子君） 2020年度国民健康保険特別会計予算案に反対します。

今世界中で新型コロナウイルスの感染で大変な状況になっています。健康被害から今や世界経済、国民生活をも脅かす状況となっています。森町においては、2年ほど前からホタテの大量へい死や不漁が続き、昨年10月には消費税増税があり、今年になって追い打ちをかける新型コロナウイルスの感染です。誰の懐が今豊かと言えるのでしょうか。所得が上昇していると言えるのでしょうか。しかし、予算委員会の審議で所得が135%アップし、被保険者数は95%の見込みとの答弁がありました。それで、保険税収が2,151万7,000円、約4%増となっているということですから、被保険者の負担が増額になるということです。

そして、逆に一般会計からの繰入れが大幅に減額されています。しかも、その内容は低所得者の軽減分5,500万円の減額です。低所得者の軽減分の公費負担は認められていますから、特別な事情として子供たちの数を上げ、第2子や第3子からの均等割減免措置を取り入れている自治体があるにもかかわらず、森町ではその公費分を減額して保険税を増額していると言わざるを得ません。

国保制度は、全国知事会や市長会が要求しているように国庫補助金の増額や子供の均等割の見直し、自治体独自の保険税軽減努力へのペナルティー廃止などを実現し、他の保険制度同様に応能負担を原則とするよう国の制度を変えさせなければなりません。それと同時に、今日の前の住民の暮らしと健康を守るために、まず自治体としてできることをすべきではありませんか。低所得者の保険税軽減分を削減する一般会計からの繰入れを大幅削減して国保税負担を増額する今回の国民健康保険特別会計予算案は認められません。議員皆様のご理解、ご支持をお願いし、反対討論といたします。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（加藤 進君） 私は、議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、万一の病気やけがに備えてお金を出し合って支え合う大切な健康保険制度です。森町の国保事業会計は、医療費等の支出を保険税及び公費負担と一般会計からの法定外の繰入れにより収支の均衡を図っております。ここ数年は、一般会計からの法定外の繰入金は抑えられてきております。行政は、全ての住民の幸せと安穩を守らなければならないことから、国民健康保険制度の安定した事業運営の計画は欠かせません。

予算の執行に当たっては、最大の効果が期待されます。町執行部にあっては、令和2年度予算をやり多いいものにされますよう期待を申し上げ、賛成討論といたします。議員各位

の賛同を心よりお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

2 番、山田誠君、賛成ですか、反対ですか。

○2 番（山田 誠君） 賛成です。

○議長（野村 洋君） はい、どうぞ。

○2 番（山田 誠君） 私は、議案第25号 令和2年度森町国民健康保険特別会計予算に賛成するものでございます。

国民健康保険は、原則として被保険者等の適用者以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与するものを目的とした制度でございます。また、都道府県と市町村は国民保健を行う義務が課せられております。

現在森町では、人口の30.8%が国民健康保険に加入しております。森町の国保会計は、道への納付金等の支出を保険税や公費負担、一般会計からの法定内繰入れ、不足分を法定外繰入れし、収支均衡を図っております。本予算では、法定外繰入れは計上されておられませんけれども、平成30年度に全国で法定外繰入れを行っていない自治体が8割以上あり、北海道でも赤字削減、解消計画を策定しているのは森町を含め21団体となっている中、努力支援制度にも影響がある法定外繰入れありきの予算編成は望ましくなく、法定内繰入れのみの予算編成は妥当なものと考えます。また、法定内繰入れの不十分については額が確定後、確実に補正予算で対応するべきものでございます。

行政は、住民全ての幸せと安穩を守らなければなりません。国民健康保険制度の安定した事業運営の継続を欠かすことはできません。決して安い保険税ではございませんが、しかし本事業の予算執行に当たっては最大の効果が期待されるところでございます。町執行部におかれましては、国民健康保険税の収納向上への取組を強化するとともに、令和2年度予算を実り多いものとされるよう期待し、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論はございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 令和2年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 令和2年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第29号については、可決するものと決定しました。

議案第30号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 令和2年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

議案第33号 令和2年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり

り可決とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第33号については、可決とすることに決定しました。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第34号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第34号 令和元年度森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,606万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ134億8,974万1,000円にしようとするものです。

繰越明許費の設定は第2表、地方債の補正は第3表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入ですが、6ページをお開き願います。款14国庫支出金の4,956万8,000円は、国の補正予算による公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る補助金を計上しようとするものです。

続いて、款18繰入金の1,699万9,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

続いて、款21町債の4,950万円は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に充当しようとするものです。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。款3民生費の8万8,000円は、介護保険事業特別会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、款6農林水産業費の1万6,000円は、北海道土地改良事業団体連合会負担金の確定により増額計上をしようとするものです。

続いて、款10教育費、項2小学校費の7,757万4,000円、項3中学校費の3,838万9,000円は、各小中学校情報通信ネットワーク環境施設構築業務委託料を計上しております。

資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。内容につきましては、国の推進するGIGAスクール実現構想及び新小中学校学習指導要領へ対応するため、町内の小中学校に高速かつ大容量のネットワーク環境を整備しようとするものです。財源につきましては、国の補助金と起債を充当し、全額明許繰り越しをして令和2年度で執行をしようとするものです。

うとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第34号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 結構たくさん聞きたいことがあるのですが、まず今年度の事業で、総務省の事業で公衆無線LAN環境整備支援事業というのが行われているのだけれども、それは各学校に全部LAN環境を整備していますよね。まず、その辺の整合性というか、それで整備されたものが利用できるのか、できないのか。特に説明書で書いているカテゴリーの6Aというやつに敷設の条件みたいなことを書いているけれども、多分今敷設されているというのは5だと思うのですよね、カテゴリーの5。そうしたら、それでなければ、配線を変えるということなの。

まず、その辺の話と、自治体にこのGIGAスクール構想においては生徒1人に1台という形でやっているということのをうたっているのですけれども、実際それが今の現状であるパソコンが何台あって、それで間に合わない部分なのか、それとも新たに何台必要とするのか、今回。

その話と、それで今回のこのGIGAスクール構想というのは相当12月中ごろですよ。内閣のほうで承認されて、そして急な話で出てきているわけです。そして、今回どの程度の余裕があってこのGIGAスクール構想を森町で採用してやっていこうというふうになったのか。どの程度をかけてこの議論をしているのか、その辺をまずお願いします。

それと、今後の問題で通信費、維持費というのが当然かかってくるわけですよ。それがどの程度を見ているのか。多分この予算の中では、これは入っていないのだと思うので、その辺をどう見積りしているのか。

さらに、もう一つ、PCで使う部分のソフトウェアの部分は別だと、保証しないと言っているわけですよ、文科省では。その辺をどの辺を見て、どの程度の予算づけがかかるのかというふうに見ているのか、それが分かればお願いします。

○議長（野村 洋君） 松田議員、そろそろ時間ですよ。

○14番（松田兼宗君） それと、もう一点、5Gを、ローカル5Gの話を今回やるのかどうか。この小学校の全部という話にはならないと思うのだけれども、その辺をお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

カテ6の件ですけれども、今議員おっしゃるとおりカテ5が入ってしまして、カテ6に変更いたします。

2番目です。GIGAスクール構想で1人1台端末ということなのですが、現状の台数としましては1人1台当たっていません。1学級対応するくらいのレベルになっていますので、各学校1学級対応するくらいのレベルになっていますので、各1人1台ということでは対応できておりません。

3つ目です。GIGAスクールのほう、閣議決定されたのが12月になってしまして、12

月からの工程になっていますけれども、12月に一応このG I G Aスクール構想の実現ということで国で方針が示されております。その後に国のほうで1月に補正予算のほうが通っているのですけれども、その間にはかなり議員おっしゃるとおり、いろいろなスケジュールがタイトな状態でやっております。ただ、実際この間にいろいろな設計とか、国のほうから示された基準とかが常に来ていますので、その辺で対応をしている状況でございます。

次に、通信費の関係です。こちらに関しては、今回は校内の高速大容量のネットワーク環境を整備するということですので、通信費のほうには直接影響しないと考えております。

あと、保証の部分です。一応国のほうの今回の事業に関しましては、保守関係は対象外となっておりますので、対象外経費として見ております。

次に、5 Gです。ローカルでやるのかということですが、今の段階では考えておりません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず、1人1台となると、そうしたら今使っている機種というのは使えなくなるということで捉えていいのですか。全く新しく買い換えると。国のほうでは4万5,000円の補助を出すという形、その範囲内のタブレットとかP Cとかという形で、何種類か機種は各メーカー出しているみたいですが、それを今後使うとすれば、5 Gについてはまだ今後考えるという話なのだけでも、構想としては文科省の言っている5 Gは当然入れる話で考えているのではないですか。とすれば、今の4万5,000円やそのぐらいのパソコンで処理できる能力は私はないと思うのです。とすれば、それにもっと上乘せをした高性能なパソコンでないと5 Gに対応した画像処理なり動画処理することはできないはずですよ。とすれば、それらに幾ら今後考えるのか、その辺は考えていますか。

それと、どのぐらいソフトウェアで考えているのか。その辺、この中には入っていないので、この今回の予算については、ソフトウェアの更新とか、いろんなこのほかに係る部分というのは、それをちょっともう一度お願いします。

それと、予算委員会のときにも指摘しているのですが、この5 Gをやるか、やらないかという話もあるのですが、もしやるとすればいろんな障害が、人体に影響があるということが言われていますよね。最近言われています。日本のマスメディアは、結構その辺は言われていないみたいなのですが、その辺を考えた場合に生徒を、子供たちを常時その危険にさらされた環境に置くことになるという危険があるわけです。とすれば、この2か月かそのぐらいの中で文科省のあれでやるというのは、もう少しその辺は考慮したほうがいいのではないかと思うのですが、いかがか。

それと、先ほど最初に言った総務省のやっている部分、全く縦割り行政の中で振り回されているわけですよね。今年は急に無線LANをやって、公衆無線LANを利用して整備しろと言って、今度は文科省から1台ずつ用意しろという話になってくると、今後それで振り回されるということになってくると、ますます財源的に自治体の負担が増えてくるのだと思うのです。その辺、今後まだまだそういう部分が大きくなると思うのですが、いか

がでしょうかね。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今現在学校のほうに配置されているパソコンにつきましては、使えないということではなくて使う予定でおります。

あと、5 Gの対応で今後考えているのかということですが、現在うちの町では光回線が通っております。そちらのほうで敷設は全部全域されていますので、その回線を使った上でインターネット環境を整備しようと思っておりますので、直接5 GのほうにLTEを通してやるということは考えておりません。

あと、ソフトウェアの関係に関しては、こちらの今回のネットワーク環境に係るソフトウェアの部分が発生する場合には、こちらは予算として見ております。

あと、人体に影響するののかという部分もありますけれども、先ほどの5 Gの関係等ありますけれども、今の段階ではうちのほうとしても5 Gのことは考えておりませんので、そちらのほうはちょっとまだ検討中でございます。

あと、財政的に今後いろいろ負担が増えるのではないかとということですが、これからの事業としましては今年度の補正予算でネットワーク環境と電源キャビネットを整備するということで、これからの事業の内容としてはタブレットの整備ということになりますので、そちらの先ほど言った上限4万5,000円という部分ありますけれども、そちらの部分を活用していきたいと思ひますし、一応Wi-Fi、要は無線LANとWi-Fiで直結する形でタブレットのほうを考えておりますので、直接LTEモデルを考えているわけではございません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それで、5 Gについてはすぐにはやらないと。将来的にはやらざるを得ない、特にローカル5 Gの形で、この前も言っているように森の町自体には多分10年はかかるという話にはなるわけです。100メートル置きに無線の中継機が必要になってくるという話になってくれば、当然そのローカルの部分で考えていくというか、なるとすれば森の中では真っ先に学校が対象になるわけですよね。そして、カテゴリー6のほうに、それに対応する部分の配線をするわけですから、とすればその場合は早急に、そうなったときにはもう遅いわけですから、その辺の今後人体に与える影響とか、その辺がもっと調べていったほうがいいとは思ひますが、その辺お願いしますというか、どう今後考えていくかどうかという問題です。

それと、今回の総額1億1,000万円ほどの予算の中で、中身が全然何に幾らかかっているのか全く分からないわけです。文科省の中では、仕様書がある程度公開されている中で、今回の予算書の中ではそれが一切書かれていない。その辺はできているのですか、見積書というか、ある程度の。それをお知らせください。

それと、財政負担の問題なのですが、将来的に当然常に更新、進歩していつていますから、その都度更新、ハードの更新等が出てくるわけです。とすれば、それ自体も今回はた

またま文科省が4万5,000円出すと言っているけれども、それ以上のものがかかってくるわけですね、常に。その部分の財政負担というのは、どんどん増えていく。それについては、見通しの部分ではどういうふうに考えているのか、お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

ローカル5Gの件につきましては、キャリアの問題等もありますので、先ほど人体にも少し影響あるので、考えていただきたいという部分に関しては、これから私のほうでも動静等を見ながら調査等を含めて検討していきたいと思います。

見積りの部分につきましては、当然予算計上しておりますので、見積りを適正に取って予算計上しております。

財政負担、今後常に増えるのではないかと、必要に応じて更新が必要ではないかという見通しにつきましては、一応端末等耐用年数等もありますので、大体5年ほどをめどに見ておりますけれども、今後の状況につきましては国の動向等も踏まえて検討していきたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 松田さんのように詳しくよく分からないのですが、単純な質問です。今年度予算で小中ともにいわゆる校内LANの整備ということでやったわけですね。それが今回またそのカテゴリー6Aというのですか、シックスAというのですか、それでまたLANの整備ということなのですが、それってそうしたら今年やった整備というのはどういうことだったのですかというのが率直に、今回この整備との関係で無駄だったのですかということを知りたいのですけれども。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今年度行った事業につきましては、無線LANの事業で行っておりますので、今年度補正予算で来年度実施しようとしている事業につきましては校内の大容量ネットワークの環境整備の部分につきまして事業を行う予定をしておりますので、今年度やった無線LANと、あと校内ネットワークの環境整備は別のものでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） では、別物ということは両方併設してセッティングが必要な工事というか、整備なのということですか。両方がなければ、いわゆるこの今後のGIGAスクール実現構想とかというものに対応できないというふうなことになるのでしょうか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

無線LANの部分につきましては、一応今国のほうで示している1ギガという部分に対しては対応しております。そのほかの部分の校内ネットワーク部分につきましては1ギガに対応しておりませんので、こちらの部分に関して1ギガ対応するように今整備を行おうとしようとするものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

松田議員、まず賛成ですか、反対ですか。

○14番（松田兼宗君） 反対です。

○議長（野村 洋君） 反対討論ね。

○14番（松田兼宗君） それでは、今回の補正予算についての反対という立場で討論させていただきます。

まず、先に今質疑があったように、質疑の中で答えてもらったように、どうもやっぱり見えない部分が多過ぎます。さらに、国の言われるところの総務省で今回やった事業と今回の文科省の事業が同じ年度内の中で出て、補正予算で急遽やってくださいと、要するにやれという話ですよ、文科省からは。だから、そこまでに振り回される必要があるのですかということなのです。先にも言っているように5Gのやらないという話、すぐにやらないということになると、今のカテゴリー5で十分対応していける。だから、そんなにLANケーブルを交換する必要はないのではないですか。6にやる必要がないと私は思うわけですよ。とすれば、もう少し人体に、将来的に5Gになるのですというのは言われていますから、当然それに対応する形のものというのが必要にはなってきますけれども、早急にやる必要がないのではないかなと私は思います。というのは、常に進歩しているわけですよ。そして、さらに5Gに関しては人体に影響があるということまで言われて、ヨーロッパなんかではもう規制が入っているという状態になっているわけですよ。とすれば、今回の予算に関しては見渡せる中でももう少し時間をかけて議論してから取り組んでもいいかと思しますので、そういう意味で今回の補正予算については反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） ほかにございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしで通しましたので、これはこれで行きます。

日程第４、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（野村 洋君） 動議ですか。

（「はい」の声あり）

○９番（河野文彦君） 動議です。コロナウイルス対策についての緊急質問の動議を提出したいのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 賛成ありますか。

（「はい、賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちくださいね。

ただいま９番、河野文彦君からコロナウイルス対策についての件について緊急質問の動議が提出されました。

この動議は、１人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがって、９番、河野文彦君のコロナウイルス対策についてに関する緊急質問の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

９番、河野文彦君のコロナウイルス対策についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第１として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、９番、河野文彦君のコロナウイルス対策についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第１として直ちに発言を許すことが可決されました。

◎追加日程第１ 緊急質問

○議長（野村 洋君） ９番、河野文彦君の発言を許します。

○９番（河野文彦君） ここでよろしいですか。

○議長（野村 洋君） そこでもいいですよ。

○９番（河野文彦君） それでは、コロナウイルス対策についての緊急質問をさせていただきます。

全世界でのコロナウイルスの感染者が毎日のように増加し、いまだに終息の気配さえ見えないどころか、世界保健機構であるWHOよりパンデミックと言える状態へ突入したとの表明があり、これからが感染拡大時期に突入するのではと懸念されているところであり、各国、各関係機関が感染拡大防止対策に全力を注いで対応しておりますが、クラスター感染と呼ばれる集団感染が発生し、感染経路が特定できない市中感染も発生しており、爆発的に感染者が増加している地域では薬局、食品店を除いて全てを閉鎖したり、入国制

限をしたりと混乱は度を増すばかりです。

政府は、不要不急の外出と人の集まるイベントは控えるようにと呼びかけており、北海道においても緊急事態宣言が発表され、外出自粛要請とこれまでに経験のない思い切った対策が必要になるかもしれないと危機感を高めております。森町では、防災無線やホームページを活用して注意喚起を行い、各イベントの中止、人の集まる公共施設の臨時休業、町立病院での対策マニュアル化など感染拡大防止に向けた市町村単位で行われる取組はされているところではありますが、日本全体が自粛ムードに包まれる中、経済的影響が懸念され、報道などを見ますと観光産業や飲食業が大きな打撃を受けていると目にします。

しかし、観光産業や飲食店にとどまらず、多くの産業が影響を受けているのが実態であり、倒産や廃業に追い込まれているケースも発生しています。森町内においても多くの産業に影響が出ており、とりわけ観光関連、飲食店での影響が深刻になっている中、影響がないのではと思われていた産業においても売上の減少、予約キャンセルなどが相次ぎ、終息の見えない状況から廃業も考えなければならぬといった声が多く聞かれました。国では、セーフティーネットとして幾つかの経営安定資金融資の支援策を打ち出しているところではありますが、今はよりスピーディーで地域の実情をくみ取った支援策が必要であります。このような状況の中、国や北海道との連携による支援策が重要であります。森町においては過去に前例のない思い切った支援策を早急に打ち出す必要があると考えますので、現在検討中の支援策を含めて町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） ただいま行われました緊急質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず、緊急質問ということで河野議員ご質問されましたけれども、本当に私は随分遅いご質問かなと思ってちょっと感じております。と申しますのも、もう既に今回の令和2年度の予算委員会の中でも議員のご質問にもちょっとお答えしたように、町でも何かあったときにはすぐ対応するというふうに私も答えておりますし、2月25日に町では新型コロナウイルス対策委員会をもう既に発足しました。その時点でこのようになる、影響が出るかもしれないということは予測されておりましたので、町の担当者にもいろんな万が一のことを考えて対策を事前に練っておくようにということで指示していた状態です。ですから、予算委員会の中でいろいろ皆さんから活発なご質問が来るのではないかなと、そういうふうに思っていましたけれども、全くありませんでした。

聞かなくても町では、2月6日時点から担当者にもう既に町内のいろんな企業、そういった関係者に対して、当然商工会議所、商工会も含まれております。それだけではありません。水産関係、漁業協同組合、また農協、JA関係にも影響が出ると思って、影響をまず調べなさいということで指示しております。もう既に行っていると思うのです。その答えも昨日あたりからもう既に戻ってきております。そういった中で、もっともっと議員の皆さん方もこの町の中が大変だということを捉えて、いろんな対策に対して町の今とっている対策に対してご協力をお願いを申し上げたいと、そのように思います。

そういう中でもっていただいまのご質問なのですけれども、まず町ではいろんな対策を考える中で、ニュースやテレビや新聞等でも報道されております。また、インターネットの中でも発表されておりますように国や道の支援策、非常に多く出回っております。そしてまた、その中には非常に有利な対策も含まれておりまして、昨日の段階で皆さんもうお耳に入っていると思いますが、ゼロ金利と申しますか、セーフティーネット関係ですか、それから保証や担保、無担保、無保証ですか、利息もう本当に極力ゼロというのもありますし、いろんなものも業界のほうにはもう既に流しております。先週から第1回目のこの国の支援策に対して申込みもう既にしております。今週についてももう順次申込みも来ておりますし、電話によるお問合せに対しても申込書を添付したり、内容を説明させていただいたりということをしている状況です。町でできることなどもいろいろあると思うのですが、これからまだまだできることも模索していかなければならないと、そのように思っております。そういう中で最大限町民のために、また企業の存続がかかっているところもあると思いますので、そういう関係、町全体のことを考えて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 私が何でこんな質問をここでしたか、町長は疑問だというようなふうに僕は捉えたのですけれども、先日の予算委員会で同僚議員から質問が出ていました、このコロナウィルスの件で。その後、議会運営委員会が開かれて、この今回の補正ですか。私は正直言って、ここに何か緊急で町独自の対策、支援策というのが出てくるのではないかとちょっと期待したところがあったのです。でも、残念ながら何もない。町長の行政報告の中でももしこういう対策をしていくというようなお話があれば、こういう緊急質問も必要なかったのかなと思ったのですけれども、それもなかったものですからさせていただきました。

町長、今いろいろ調査をして答えが今戻ってきているというようなお話だったと思うのですけれども、遅いですよ、本当に。もう町内の業者さん、ちょっと飲食店が一番大変そうなので、今は飲食店の話をしますけれども、もうこの3月の末の資金繰りでパンクする、そんな声が本当に聞こえているのですよ、町長。聞こえていますか、そういう声。本当にもうちょっとスピード感を持ってやってもらわないと、森の町は大変なことになってしまいますよ。今調査している、これから模索するというようなことだったのですけれども、本当に遅い。もうコロナの話が出て、日本国内でも云々かんぬんという話になってきたときに、僕は町内のとある金融機関から電話が来たのです。大丈夫かいと。僕たち建設業、直接被害はないです。多分これからもそんなに出てこない、影響は。でも、僕たちみたいな影響がないような建設業ですら心配して直接電話をかけてきてくれました。町でやっていますか、そういうこと。

それで、町長、国の支援、始まっています。いろんなセーフティーネットの何号の認定してやらなければならないとか、いろいろあるとは思っているのですけれども、国の支援だけで

はなくて、森の町が森の町民のために、町内の業者のためにもっと1つも2つも踏み込んだ支援ってできないですかね。それこれから模索していたら、本当にみんな万歳してしまいます。その辺を踏まえて、もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、早いとか遅いとか、今私もちょっと言いましたけれども、実際に大事なものは河野議員も考えているとおり具体的な救済措置です。それに対しては、町では既にいろんな点で取り組んでおります。そして、町内の飲食店だけではないですよ。観光地で観光客が来ない、飲食が進まないから魚を売れない、肉も売れないということで、先ほど申し上げました町内全体が大変なのです。ですから、それを全て町がいろんな点で救済するとすれば国の政策、それから道の有利な支援、そういったものをいち早く届けて、それに対して早く皆さんが申し込んでくれることです。まずは、組織が大至急動くことです。町は、そして直接的な金銭の支援というのはできません。はっきり言います。これに対しては、いろんな地方自治法で決められていることです。ですから、間接的なことしかできませんけれども、そういうことで担当者には本当に早くやってくれと、そういうことで動いています。

そしてまた、直接個人の企業、それから町の例えば漁業者だとか農業者、畜産関係、1件1件電話できませんので、ですから組織がきちんと動いてほしい、これがまず一番望むことです。これは、前回一般質問でも答弁で申し上げましたけれども、組織が動いてくれなかったら、その組織の中にいる人たちが大変な思いをするのです。町が一から十まで全部できません。できませんけれども、私たちは最大限申入れが来た場合には大至急出してくれと、支援策をすぐ取り組んでくれと、そういうことでこれからも臨んでいきたいと、そのように思います。そういう中で、漁業協同組合やJAに対してもいろんな対策をとっている部分がございますので、含めて町全体の企業、それから個人の会社、そういったものを救っていききたいと、そのために取り組んでいききたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 私は再質問のときに、今一番大変だという声が大きい飲食店にちょっと特化してお話しするというふうに最初に申し上げたと思うのですが、いろんな産業大変ですよ。僕もこんなところまで影響が出ているのだというのは、本当にびっくりしました。クリーニング屋さんも駄目、写真屋さんも駄目、油屋さんも駄目、ホタテの加工屋さんも中国バイヤーが来なくて話が進まなくて駄目だという話も聞いています。本当にいろんな産業、大変なのは私も分かっています。

そういった中で、今町長は町からなんて全然そんなみんなに電話なんてしてられないから、組織が動いてほしいと。こういった組織だと商工会議所だったり商工会であつたりだとか、いろんな経済団体があつて、もちろんそっちとの連携というのが一番大事だと思うのですが、町長、何か町としてそういう経済団体とのこういう対策についてお話ししましたか。話来ないから知らないといういつものスタイルですか。そこについて、ま

ず1点お願いします。

もう一つです。いろんな対策、町として単純に金をやるなんてできないよというようなお話だったかと思うのですけれども、ほかにいろいろできることってあるのではないですかね。例えばです。これは一つの例としてですから、別にこれをやれと言っていることではないですから勘違いしないでください。今朝の新聞で、もう厚沢部でプレミアム商品券ですか、をやるというような記事が載っていたかと思うのですけれども、これだって早いですよね、対応。これをやるためには、ずっともっと早い前から段取りして今事業に追いついてきたのではないですかね。だったら、もうちょっと何か早く動いてくださいよ。その辺も含めて、2点お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、先般の一般質問で私もお答えしましたけれども、話ししましたかとか、していませんかとかという話ではないですよ。要望が来なくてもやることは町では一生懸命やる、救済措置に対しては取り組んでいます。

私の答弁の中で、1件1件連絡するのが町では面倒くさいとか、そういうふうな捉えられ方をしたのであればおわび申し上げますけれども、来る電話に対しては、問合せに対しては丁寧に対応しております。そしてまた、当然直接組織から連絡が行った場合に対しても詳しいことまでは恐らく理解していない町内の業者、企業の方々はたくさんいると思います、個人業者についても。それについて、町に問合せが来るのです。ですから、大事な情報は情報をいち早く伝えること、有利な条件のものたくさんありますよと。その会社や個人企業によっては、どれを選ぶかは会社の自由ですから、それに対して町では丁寧に素早く採択してもらうように、もうすぐ上の国や道のほうに上げていくと、それが大事だと思うのです。ですから、お話もする場面もあるかもしれません。困ったということで何回も私のところにもお会いしたいということで、私も面談をしております。ただ、この2月、3月、どうしても私も総会や理事会、役員会ということで地元におることができませんので、だからこそ担当、私の代わりですから、担当のところに行って相談をしていただきたいと、こういうことで伝えております。河野議員もお知り合いや周りの方々がそういう方がいましたら、ぜひお伝えください。恐らくお知り合い、私のところに1回来ています。

そういうことで、何とか早めにそういった見通しが見えればいいのですけれども、まだ見えない状態ですから、どこまでのものを用意したらいいかというのはまだ誰も体験したことのない、そういうリーマンショック以上のものだ。しかも、最近の新しい経営者の中には、ひょっとしたらそういうオイルショックやリーマンショックなどを経験したことのない、そういう経営者もいると思いますので、資金繰りをどうしたらいいかというのが分かっていない人がいる。何でもかんでも、はい、頼む、分かったと、こういうことにはなりませんので、あくまでもルールがあるし、申込みをしなければならない、ひょっとしたら審査もある、だけれども一番有利なのは国や道の審査もなくでもいい、保証協会からの了解をもらえれば無担保、無保証で2年間据置きその以降の支払いとか、いろんな有

利なものがあるのです。これは、いち早く伝えてありますので、ぜひ困った困ったと言っていないで早く、町のほうにも申込み用紙もありますし、ぜひ来て早めに手続、手だてをしていただきたいと、そのように思います。

そういう中で、それ以外の先般新聞にも載っていましたがプレミアム商品券というのが載っていましたが、あれだけでは解決につながるとは私は思いません。根本的に解決するためには、まだまだ見通しがどこまでの見通しを立てたらいいか、そしてそれによってどのぐらいの運転資金を準備したらいいのかが分からないことには、最終的な判断にはならないと思います。今でもそんなことは言っていられませんが、とにかく有利な条件の資金を確保しながら、最終的には国の緊急事態宣言や道の緊急事態宣言で影響を受けている企業もいると思いますので、そういうところに対しては国の支援、補助政策だとか、そういうものが出てくると思います。国が補助政策をした場合に、道のほうでもプラスアルファ、それから町でも支援できると。そういう手順は、漁業協同組合でも農業協同組合でも全て同じですので、そういったことを踏まえてぜひみんな頑張っていたいただきたいと思います。そして、相談があれば役場の窓口を担当課に連絡していただければいつでも対応しますので、以上それを申し上げまして再々質問の答弁とさせていただきます。これからもコロナウイルスに対しての対策というのは積極的にとってまいりますので、その辺をご理解いただいて答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですね。

以上でコロナウイルス対策についての緊急質問を終わります。

◎日程第5 議案第35号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第35号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出それぞれ20億6,363万9,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1 保険料14万6,000円につきましては、第1号被保険者における特別徴収保険料の精査により補正するものです。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金14万円から6ページ、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金8万8,000円につきましては、歳出、保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

8ページをお開き願います。歳出、款2 保険給付費、項1 介護予防サービス等諸費70万

円につきましては、サービス給付費を精査しまして増額補正するものです。

以上、議案第35号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第35号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員をお務めいただいております香田隆三氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、9期27年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、職務についても熟知しており、今後につきましても活発な活動が期待されます香田隆三氏を引き続き任命することが最も適当であると思われますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第7 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在教育長を務めていただいております増川正志氏は、本年3月31日をもって任期満了となります。後任の教育長を任命するに当たり、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

増川正志氏は、平成29年4月に議会のご同意をいただき、今日まで教育長として精力的に業務を遂行していただいております。教育行政に対し優れた識見を有し、教育長として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

原案に対してというか、この提案に対して反対、賛成、どちらの討論でしょうか。

（「反対です」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 反対討論。

それでは、反対討論の発言を許します。

○14番（松田兼宗君） それでは、同意第1号について、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてに不同意という立場で討論させていただきます。

現在の教育長は、平成29年3月15日に議会の同意を得て4月1日より令和2年まで、今

年度末まで3年間の任期であります。この間、教育委員会が所管している事業において様々な問題が起きました。公民館の利用を根拠もなく利用制限した管理責任者としての問題、教育委員会所管の関係する議案の審議中で不誠実な対応の問題、一般質問への不誠実な答弁と対応を繰り返した問題、教育委員会が持つ個人情報ではあり得ない情報の提供を拒否した問題、そして2月会議のさわら幼稚園整備工事請負契約の一部変更についての議案が議会を愚弄した内容であったという問題などなど、教育行政の最高責任者としてのあるまじき態度や姿勢には目に余るものがありました。

とりわけ休憩中の議場内での質疑内容の確認のために教育長に近寄った議員に対する手払いをしながら話を拒否するという行動を目撃したとき、教育長に対する不信感が頂点に達したわけであります。なぜなら、選挙で選ばれた町民の代表者である議員に対して、一かけらの敬意を払わない行為は長年の教育者としての経験の持ち主だとは到底思われなないのであります。民主主義の学校だと言われる地方自治は、議会制民主主義の制度で運営されていることは衆知の事実であります。この議会制民主主義を否定するような行為をすることを自分の生徒に長年教えてきたのではないのでしょうか。また、自分の気に入らない人に対する差別的な対応が子供たちのいじめを助長させてきたのではないのでしょうか。たくさんの教え子たちが間違った教育をされたのではないかと危惧するところであります。このような権威主義的な態度は、森町の教育長として不適格であるという判断をしなければなりません。

以上の理由から同意第1号 教育委員会教育長の任命についての不同意とせざるを得ません。見識のある議員諸兄の賛同をお願いし、不同意という立場で討論いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次に、提案に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。ほかに討論ございませんか。

（「賛成です」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 賛成の討論ですね。

○7番（堀合哲哉君） では、簡単に済ませますが、今回増川氏を推薦されたというのは、梶谷町長は町民の選挙で選ばれてくる方でございます。その方がこの方が適任だということで前回もおやりになりましたが、引き続き行くと。

それで、今反対の討論を聞いていますと、非常に推測やら憶測間違い、一部新聞報道を信じたまま、それをあたかも増川教育長をおとしめるような発言しかないのですね。私は、このような発言をされて、果たして議員として恥ずかしくないかと私なんかは思うのです。自分の好き嫌いが森町の教育を担当する教育長の首を切るとか切らないとかという話ではないはずなのです。言論の府であり、民主主義を通す議会ならば、教育長の考えがあつてしかりなのです。行政の考えがあつてしかりなのです。議会の考えだけがまともだというような議論をされていると、全くおかしい感じになります。ですから……

（何事か言う者あり）

○7番（堀合哲哉君） うるさいな。ということで、私は増川氏は非常に真面目で教育に対しても熱心ですし、この方を引き続き提案されたことに対しては賛同したいというふうに思います。議員の皆さん、胸によく手を当てて考えてください。そのことを申し上げて賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（野村 洋君） 伊藤議員、動議ですか。

○5番（伊藤 昇君） はい。採決に際し、無記名による投票で行うことを求めます。

○議長（野村 洋君） ほかに賛同者はいらっしゃいますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員、もう動議は受け付けいたしましたので。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。議事進行をさせていただきます。

この採決については、伊藤昇君ほか1名から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名で行います。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） この採決は無記名投票で行います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、ただいま伊藤昇君外1名から無記名投票にされたいとの要求がございました。

この意見に賛同される方の起立を願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） それでは、起立多数でございます。

よって、この採決は無記名投票で行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

議場の出入口を閉めます。

なお、念のため申し上げますけれども、投票に関しましては賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、森町議会会議規則第84条の規定により白票は否といたします。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） 議長は投票に入りませんので、15名で行ってまいります。ただいまの出席議員数は16名ですけれども、議長が抜けますので、実質的に15名で投票を行います。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、高橋邦雄君及び8番、東隆一君を指名します。

もう一度申し上げますけれども、念のため申し上げますけれども、本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（野村 洋君） 投票箱の点検については、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票用紙を受け取り、投票願います。

（投票）

○議長（野村 洋君） 投票漏れはありませんか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

まず、立会人の高橋邦雄君、それから東隆一君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（野村 洋君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、賛成8票、反対7票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、日程第7、同意第1号については同意することに決定しました。
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

先ほどの日程第7の同意第1号、起立多数で同意第1号については同意することに決定をいたしました。

ただいま教育委員会教育長の任命について議会の同意があり、就任されます増川正志教育長よりご挨拶がございます。自席でお願いいたします。

○教育長（増川正志君） 今ほど議員の皆様のご同意を賜り、4月1日付をもちまして教育長に再任させていただくことになりました増川正志でございます。僭越ではございますが、ご挨拶を申し上げます。

このたびの教育長へのご同意は光栄でありますし、責任の重さを一層かみしめているところであります。豊かな人と自然に恵まれ、歴史と伝統に培われた森町の子供たちを地域の宝として、子供たちの成長を大きな希望として誠心誠意全力をもって森町の教育、文化、スポーツの振興と発展に努め、夢と希望のある人づくりに邁進いたす覚悟でございます。

議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、僭越ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎日程第8 同意第2号

○議長（野村 洋君） 日程第8、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております長瀬敏文氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

長瀬敏文氏は、平成20年5月に議会のご同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第2号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第9 同意第3号

○議長（野村 洋君） 日程第9、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第3号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております小長井朗氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小長井朗氏は、平成21年4月より固定資産評価審査委員を務められており、司法書士としても信頼が厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては資料ナンバー13を提出をしておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第3号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第10 同意第4号

○議長（野村 洋君） 日程第10、同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第4号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております磯谷俊仁氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

磯谷俊仁氏は、平成24年6月より固定資産評価審査委員を務められており、土地家屋調査士として様々な案件に対応実績があり、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第4号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第11 同意第5号

○議長（野村 洋君） 日程第11、同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第5号、森町固定資産評価審査委

員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております坂本藤吉氏は、本年５月８日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、中島将尊氏を選任したいと思います。同氏は、旧砂原町へ奉職後、数多くの役職を歴任され、固定資産を評価するのに十分な知識と経験を備えており、固定資産評価審査委員として適任であると思われれます。

なお、同氏の経歴等につきましては資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第５号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、同意第５号は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時 24 分

再開 午後 ２時 24 分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま固定資産評価審査委員の選任について議会の同意があり、就任されます中島将尊氏よりご挨拶がございます。壇上にてご挨拶をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（中島将尊君） 皆様方のご同意をいただきまして、森町固定資産評価審査委員会委員に就任いたしました中島将尊でございます。一言ご挨拶させていただきます。

固定資産の評価に関し、納税者の不服を審査するという重要な職務を担当することとなりましたが、公正、公平な審査を心がけ、求められる職務に最善の努力をいたす所存であります。また、私感ではありますが、地方自治の原点は町内会活動にあると考えており、30年代前半より町内会活動に参加、協力してまいりました。今後も森町発展の一助となれ

ばと思い、活動を続けてまいりますので、議員を初め皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単粗辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 以上で挨拶を終わります。

挨拶が終わりましたので、ご退席をお願いします。

◎日程第12 決議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第12、決議第1号 民族共生の未来を切り開く決議を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○2番（山田 誠君） 決議第1号 民族共生の未来を切り開く決議。

上記の決議案を森町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものとさせていただきます。

提案の理由説明を行います。皆様ご承知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文時代が続きまして、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟、漁猟により独自の文化を形成しておりました。2019年4月にはアイヌ新法が成立いたしまして、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に道内各地の町から先頭に立って民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明いたしたく、決議案を提案いたします。

なお、決議案を朗読いたしますので、よろしくお願いいたします。

「民族共生の未来を切り開く」決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生します。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待されます。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、森町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、森町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

以上、決議する。

令和2年3月13日、森町議会。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから決議案第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第13、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、意見書案第2号 国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

よって、日程第14、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第15、意見書案第3号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第15、意見書案第3号は、否決されました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第17 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第17、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会

会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎動議の提出

(「議長、動議」の声あり)

○議長(野村 洋君) 檀上議員、何の動議でしょうか。

○11番(檀上美緒子君) 町長に対する問責決議の動議をいたします。

○議長(野村 洋君) 檀上議員から問責決議案の動議が提出されましたけれども、賛成の方はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

○議長(野村 洋君) 1人以上からの賛成がございました。

ただいま11番、檀上美緒子君から町長の問責決議について動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがって、動議を議題とすることの採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

11番、檀上美緒子君の町長の問責決議について日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、11番、檀上美緒子君の町長の問責決議についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時38分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎追加日程第2 発議第1号

○議長(野村 洋君) 追加日程第2、発議第1号、町長の問責決議案を議題といたします。

本件に関し、提出者の説明を求めます。

○11番(檀上美緒子君) 問責決議案提出に当たって、提案理由を含めて決議案の案文を読み上げて提案とさせていただきます。

問責決議(案)。

先の森町議会12月会議において、梶谷町長から自治体の長として、行政職に責任を持つ町長としてあるまじき発言・答弁がありました。

それは、平成30年度決算に関わる監査委員の意見として、町税等の未納額に延滞金が加算されてこなかった件で「法令を遵守し、速やかにこれを是正し法意に適った体系になることを強く要請する」と出された件についての一般質問に対する町長の答弁です。

「1年の間できちんと納税していただける方であれば、延滞金は免除しようとして取り扱ってきたと思っている。できるなら今後もそのまま延期したいと考えるが、おそらく許されない。一応法としてきちっとあるわけですから。」

「正しい理由があつてずれる場合は救済することも考えなければと思っている。何でもかんでも法律通りやればいいものではないと。法律を守りながらも生活を救済するのは町の務めです。」

「悪質なものについては、今後はきちんと法にのっとって延滞金を取って行くと考えている。が、善良な納税者、真面目に納税されている方でたまたま納税できなくなった町民に対しては、本当に法を破ってまでも何とか守っていきたいと考えている。」

今まで滞納整理機構へ依頼した方以外、町が「悪質」と判断して差し押さえをした件も含め一律「延滞金未加算」としてきたことは、監査委員から3年も前から「是正を強く要請」されてきていたにもかかわらず、何ら改善策を取らずに違反行為を続けてきたことは許されません。

にもかかわらず、町長は反省も謝罪も全くなく、「できるなら今後もそのまま延期したい」「何でもかんでも法律通りやればいいものでない」「法を破ってまでも何とか守っていききたい」と答えています。

地方自治法第2条第16項「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定されています。

日本国憲法、地方自治法・地方税法をはじめとする法律や森町条例等をしっかり守り、問題があればそれを修正、この件では森町税条例に「延滞金減免措置条項」等の明記をして町民を守るのが自治体の長としてすることであり、それをせずに「法律違反」を是認する町長の発言と態度は断じて許すことはできません。

町長に対して、この一連の発言の撤回と謝罪を求め、問責を決議します。

令和2年3月13日。

よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なければ、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

松田議員、賛成ですか、提案に対しての。

（「賛成の立場です」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 反対はいないの、まず。反対はいないのかい。反対はいないの。

反対がないのであれば、松田議員、あれではないですか。いいですか。

では、ほかに討論ございませんね。では、討論を終了しますよ。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は特別多数議決ではないことから、起立により行います。

発議第1号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

令和2年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長時間にわたりご審議をいただきましてご苦労さまでございました。

休会 午後 2時45分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年3月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員